

官報

号外

令和四年五月十七日

○第二百八回 衆議院會議録 第二十七号

令和四年五月十七日(火曜日)

議事日程 第二十二号

令和四年五月十七日

午後一時開議

第一 子ども育成基本法案(三木圭恵君外二名提出)

第二

子どもの最善の利益が図られるための子ども施策の総合的かつ計画的な推進に関する法律案(城井崇君外十一名提出)

第三

子ども家庭庁設置法案(内閣提出)

第四

子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)

第五

子ども基本法案(加藤勝信君外十名提出)

第六

児童福祉法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第七

石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律案(環境委員長提出)

出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 子ども育成基本法案(三木圭恵君外二名提出)

日程第二

子どもの最善の利益が図られるための子ども施策の総合的かつ計画的な推進に関する法律案(城井崇君外十一名提出)

出)

出)

令和四年五月十七日 衆議院會議録第二十七号

子ども育成基本法案外四案

午後一時二分開議

○議長(細田博之君) これより会議を開きます。

日程第一 子ども育成基本法案(三木圭恵君外二名提出)

日程第二 子ども育成基本法案(三木圭恵君外二名提出)

子どもの最善の利益が図られるための子ども施策の総合的かつ計画的な推進に関する法律案(城井崇君外十一名提出)

日程第三 子ども家庭庁設置法案(内閣提出)

日程第四 子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)

日程第五 子ども基本法案(加藤勝信君外十名提出)

○議長(細田博之君) 日程第一、三木圭恵君外二名提出、子ども育成基本法案、日程第二、城井崇君外十一名提出、子どもの最善の利益が図られるための子ども施策の総合的かつ計画的な推進に関する法律案、日程第三、内閣提出、子ども家庭庁設置法案、日程第四、子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案、日程第五、加藤勝信君外十名提出、子ども基本法案、右五案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。内閣委員長上野賢一郎君。

子ども育成基本法案及び同報告書

子どもの最善の利益が図られるための子ども施策の総合的かつ計画的な推進に関する法律案及び同報告書

子ども家庭庁設置法案及び同報告書

子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案及び同報告書

子ども基本法案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

〔上野賢一郎君登壇〕

○上野賢一郎君 ただいま議題となりました各法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

初めに、内閣提出の二法律案の概要について申し上げます。

子ども家庭庁設置法案は、子供の健やかな成長を社会全体で後押ししていくため、子ども家庭庁を設置する等の措置を講ずるものであります。

子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案は、子ども家庭庁設置法の施行に伴い、関係法律について所要の整備を行うものであります。

次に、加藤勝信君外十名提出の子ども基本法案は、子供に関する様々な取組を講ずるに当たっての共通の基盤となるものとして、子供施策の基本理念等を定めるものであります。

次に、城井崇君外十一名提出の子どもの最善の利益が図られるための子ども施策の総合的かつ計画的な推進に関する法律案は、子供の最善の利益が図られ、その人権が保障され、及び社会全体で子供の成長を支援する社会を実現するため、子供施策の基本理念等を定めるものであります。

次に、三木圭恵君外二名提出の子ども育成基本法案は、各省庁の取組を一体化し、全ての子供たちの幸福な未来を保障するため、子供の育成に関する施策の基本理念等を定めるものであります。

各法律案は、去る四月十九日、本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、同日本委員会に付託されました。

本委員会においては、翌二十日野田国務大臣並びに提出者加藤勝信君、岡本あき子君及び三木圭恵君からそれぞれ趣旨の説明を聴取した後、二十

二日から質疑に入りました。二十八日には参考人から意見を聴取するとともに、五月十日に厚生労働委員会との連合審査会を開会しました。

さらに、十三日には、こども家庭庁設置法案に対し、立憲民主党・無所属から修正案が提出され、趣旨の説明を聴取した後、各法律案及び修正案を一括して質疑を行いました。同日、岸田内閣総理大臣の出席を求めて質疑を行うなど慎重に審査を重ね、質疑を終局いたしました。

次いで、城井崇君外十一名提出の法律案について内閣の意見を聴取した後、各法律案及び修正案を一括して討論を行い、採決いたしましたところ、城井崇君外十一名提出の法律案及び三木圭恵君外二名提出の法律案はいずれも賛成少数をもって否決すべきものと決しました。次に、立憲民主党・無所属の提案による修正案は賛成少数をもって否決され、内閣提出の二法律案及び加藤勝信君外十名提出の法律案はいずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、内閣提出の二法律案及び加藤勝信君外十名提出の法律案に対しそれぞれ附帯決議が付けられました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(細田博之君) 討論の通告があります。順次これを許します。堤かなめ君。

(堤かなめ君登壇)

○堤かなめ君 立憲民主党・無所属の堤かなめです。

私は、会派を代表して、ただいま議題となりました、内閣提出のこども家庭庁設置法案及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案に反対、自民及び公明提出のこども基

本法案に賛成、我が党提出の子どもの最善の利益が図られるための子ども施策の総合的かつ計画的な推進に関する法律案に賛成、維新提出の子ども育成基本法案に反対の立場から討論を行います。(拍手)

私たち立憲民主党は、かねてから、チルドレンファーストの理念を掲げ、子供、子育て政策を一元的に立案、遂行する子ども省の創設を訴えてきました。ようやく私たちの考えが浸透してきたことと思いますが、政府案には、理念や実効性において大きな懸念があります。

まず、新組織の名称についてです。検討当初はこども庁という名称とされていたにもかかわらず、最終的にはこども家庭庁とされました。子育てにおいて家庭が大切であることに異論はありませんが、貧困、虐待等に苦しむ子供たちにとつて家庭が安心できる場にはならず、家庭という言葉に否定的な感情を持つ方々もいます。

昨年、我が党が子ども総合基本法案について検討した際も、同様の議論を行いました。以前は、子供は家庭を基盤に成長するものであり、家庭を支援することによって子供の育ちを支えるべきであるという考え方がありました。しかし、最近では、一人親家庭や家庭のない子供たち、また親による虐待を受けて苦しんでいる子供たちも増えていくことから、あえて家庭という言葉は使わず、子供の最善の利益を図ることを正面に据えた方がいいのではないかと思います。

立憲民主党は、社会全体で子供を支援すべきと考えており、こども家庭庁という名称には疑問があります。

また、政府案においては、文部科学省所管の教育はこども家庭庁の所掌事務に含まれていません

が、子供施策を総合的かつ効果的に実施するためには、教育も含め、子供施策を一元的につかさどる新たな省の創設が必要です。

岸田総理は、令和版所得倍増、子供政策予算の倍増、資産所得倍増と三つの倍増を次々と打ち出されました。倍増の元祖、池田勇人元首相は、一九六〇年に実質GDPを十年以内に倍増するという計画を策定し、僅か四年余りで見事達成されました。

一方、五月十三日、衆議院内閣委員会での泉健太立憲民主党代表の質問に対し、岸田総理は、三つの倍増について、いつまでに倍増するとか、そうした期限は区切っていないと答弁され、具体的な計画がないことが明らかとなりました。

しかし、総理が倍増と言うのですから、池田元首相のように、任期中に倍増を実現してくれると期待するのが当然です。岸田総理は、百年後の実現でも約束を守ったことになるとお考えでしょうか。総理の責任として、すぐにでも期限を明らかにし、計画を立てるべきです。

立憲民主党が予算倍増にこだわるのは、この三十数年、日本の子供政策予算がずっと先進国最低レベルだったからです。虐待、いじめ、引きこもりなど、我が国の子供たちの状況はどんどん悪化しています。その帰結が、とどまることを知らない少子化です。超少子化という国難、有事ともいふべき事態を招いたのは、自民党政権の悪夢の三十年ではないでしょうか。

この三十年の遅れを取り戻す、子供たちを、子育てを社会全体でしっかりと支える、そのためには予算の倍増が不可欠です。岸田総理は、予算委員会において、子供政策に関する予算は将来的には倍増、これはしっかりと目指していきたいと発言を

されています。しかし、野田大臣からは、その点についての発言はありませんでした。

立憲民主党は、児童手当については、所得制限をなくし、高校卒業年次まで延長することや、児童扶養手当の拡充を目指しています。子供政策に係る十分な予算の確保に関する規定がなくては、具体的な施策の拡充は実現しないのではないのでしょうか。

また、学校においていじめなどの重大な権利侵害事案が起きた際に、子供の権利擁護の状況を政府から独立した立場から監視し、原因を究明するために必要な調査及び再発防止のための勧告を行うことができる子供コミッションを設置する必要があります。しかし、政府案においては、子供コミッションの設置に関する規定はなく、また、委員会の審議においても、政府から前向きな答弁はありませんでした。

こうした問題点を改善するため、立憲民主党は、今年三月に子ども総合基本法案を提出し、委員会でも並行審議されました。さらに、委員会において修正案を提出いたしました。しかしながら、与党は、子ども総合基本法案を否決し、さらに、私たちの提出した政府案に対する修正案も否決したため、政府案には反対せざるを得ないという結論に至りました。

自民及び公明提出のこども基本法案については、賛成いたします。

本法案については、当初、与野党協議の場が置かれ、共同で立案作業に当たってきました。協議の結果、立憲民主党の子ども総合基本法案に明記した子どもの権利条約の理念、子供から若者までの切れ目のない支援、子供に関する個人情報に対する取扱い、さらには、子供コミッション設置

の今後の検討が本法案に盛り込まれました。

特に、子どもの権利条約の理念については、いわゆる四原則である、差別の禁止、子供の最善の利益、生命、生存及び発達に対する権利及び子供の意見の尊重に相当する内容を規定することができました。これにより、各府省にまたがっていた子供施策に横断を刺す理念法が制定されることになります。

一方で、基本理念に、子供の養育について、家庭を基本とし、保護者が第一義的責任を有することや、子育てに伴う喜びなど主観的な内容が盛り込まれている点は懸念される事項であり、引き続き、見直しを求めています。

なお、維新提出の子ども育成基本法案については、組織の在り方、基本理念において認識が異なる部分があることから、反対いたします。

私たち立憲民主党は、これまでの社会や大人の都合を優先した少子化対策ではなく、子供自身を優先するチルドレンファーストの子供政策を進めます。具体的には、生まれ育った環境や経済的理由に左右されず、誰もが同じスタートラインに立っている社会の実現を目指しています。過度に家庭に責任を負わせるのではなく、社会全体で子供の育ちを支えるという理念の下、チルドレンファーストの政策を進めていきます。

御清聴ありがとうございます。(拍手)

○議長(細田博之君) 藤井比早之君。

(藤井比早之君登壇)

○藤井比早之君 自由民主党の藤井比早之です。

私は、自由民主党を代表して、ただいま議題となりましたことも家庭庁設置法案、ことも家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案、自由民主党、公明党提出のことも基本法案に

ついては賛成、立憲民主党提出の子どもの最善の利益が図られるための子ども施策の総合的かつ計画的な推進に関する法律案、日本維新の会提出の子ども育成基本法案については反対の立場から討論いたします。(拍手)

我が国の少子化、人口減少は歯止めがからない状況であり、子供を取り巻く状況は深刻になっています。このような中、子供を産み育てやすい社会を実現する、子供を誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることが必要不可欠であり、まさに待ったなしの状況と言えます。

これを踏まえ、ことも家庭庁設置法案、ことも家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案及びことも基本法案に賛成する理由を申し述べます。

第一に、子供をめぐる深刻な課題が山積する状況においては、課題に迅速かつ適切に対処していくため、子供政策について強い司令塔機能を持つ行政組織が必要です。子供政策の司令塔機能をもつことも家庭庁に一本化し、各省よりも一段高い立場から、子供政策を一元的に、かつ横断で推進し、子育て支援、就学前の全ての子供の育ちの保障や全ての子供の居場所づくりなどを主導していくことが必要です。

第二に、子供や子育て当事者の視点に立った政策立案を基本理念として施策を推進していく体制の構築が必要です。子供の意見を尊重した政策の実施を任務に掲げる行政組織を創設し、子供と子育て当事者の意見を積極的に聞き、政策に反映させていく仕組みづくりを進めていくべきです。

第三に、子供政策に関して、子供の貧困対策、虐待防止、いじめ防止、ヤングケアラー対策、障害児支援、事故の防止、CDR、日本版DBSの

創設、産前産後うつ対策など、各省庁の所掌事務の隙間で抜け落ちかねなかった事務について、子供政策の課題解決のプラットフォームとなる行政組織を設けて、しっかりと対処することが必要です。

第四に、子供のことを第一に考える観点から、子供施策の基本理念や基本となる事項を明らかにする、ことも基本法の制定が必要です。日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全ての子供が個人として尊重され、人権が保障される、また、同条約のいわゆる四原則に相当する内容を基本理念に盛り込む、こうした基本理念の下、子供に関する既存の基本法に基づく大綱等について一体的に推進することを規定することも基本法に基づき、子供施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくべきです。

以上、三法案に賛成する主な理由を申し述べました。全ての子供が幸せに健やかに成長できる社会を実現する、子育てしやすい社会、子供を産み育てやすい社会を実現する歴史的な大転換となることも家庭庁設置法案、ことも家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案及びことも基本法案を速やかに成立させることを議員各位にお願い申し上げます。

なお、立憲民主党提出の子どもの最善の利益が図られるための子ども施策の総合的かつ計画的な推進に関する法律案、日本維新の会提出の子ども育成基本法案については、ことも家庭庁の組織のたてつけや所掌事務の範囲等の考え方を異にするものであります。よって、二法案には反対であることを申し上げます。

○議長(細田博之君) 堀井健智君。

(堀井健智君登壇)

○堀井健智君 日本維新の会の堀井健智です。

私は、会派を代表しまして、内閣提出のことも家庭庁設置法、同整備法に反対し、日本維新の会提出の子ども育成基本法には賛成の立場から、また、自民党、公明党提出のことも基本法には賛成、立憲民主党提出の子ども施策総合推進法には反対の立場から討論を行います。(拍手)

岸田政権は、こともまんなか社会をつくる、子供施策に関する縦割りの弊害をなくすという触れ込みの下、ことも家庭庁を新設しようとしております。

しかし、その法案の中身は、子供の生活にとつての基盤とも言える学校、教育を所掌する文部科学省の組織、権限にはほとんど手を触れることなく、内閣府の子供関連担当部局に厚生労働省の子ども家庭局を移管させ、内閣府の外局としてことも家庭庁を設置するというだけの組織改編であり、単なる子ども家庭局の引っ越し法案にすぎません。

これでは、文科省とことも家庭庁との間の壁、すなわち教育と福祉の間の壁は残るということになり、総理が言う省庁の縦割りの弊害など取り除くことはできません。屋上屋を重ねます。無駄な役所をつくるだけになってしまいます。子供のSOSの声を学校で分かっているのに何もしない、できないのであれば、これまでどおりの、福祉につながらない、子供置き去りの日本のままになるのではないのでしょうか。

また、これまでも、就学前の子供施策は、幼稚園は文部科学省、保育園は厚生労働省とばらばらになっていることが国民の強い批判的になって

きました。政府は、この幼保一元化の要求に応えるかのように装って、内閣府所管の施設として新たに認定こども園をつくりました。一元化を求めたら逆に三元化になってしまったという、本当に笑うに笑えないことになっております。

このように真の課題解決から目を背けようとする愚がこども家庭庁設置法案でも繰り返されようとしております。

真の課題解決とは何か。それは、子供の最善の利益を実現することもまんなか社会を実現すべく、子供たちの学びと育ちを支えることのできる体制をつくるということです。教育と福祉を一体化することで、いじめや児童虐待など様々な課題を抱える全ての子供に對しまして、家庭環境の違いなどを越えた、切れ目のない適切な見守りと支援の実施が可能になってきます。

残念なことに、学校において、重大ないじめや暴力行為が見逃され、あるいは隠蔽とも言えるような不適切な対応が取られる問題が後を絶ちません。また、児童虐待の疑いがある事実が認知されながら、学校や関係行政機関の間での連携の不手際により、本来守れるはずの命が守れなかったという深刻な事件も続いております。

いじめや暴力行為、児童虐待といった様々な問題は、子供たちが一日のうち多くの時間を過ごす学校の中に福祉の目線を取り入れて子供たちを見守ることによって、未然防止や早期発見、早期解決につながっていくことが可能になります。学校にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーといった人材をより多く配置するとともに、行政組織レベルの一体化を通じて、学校内に福祉の視点を取り入れていくべきです。連携ミスから生じるこういった問題は、組織と組織の間の

垣根や壁を取っ払って一体的な組織として取組を進めていかなければ、根本的な解決には至りません。

我が党が提案する子ども育成基本法では、そのために、教育と福祉の行政分野を一体化した教育子ども福祉省の創設を掲げております。これは、子供たちが抱える問題に對して、ワンチームで一体的かつ効果的に取り組んでいくことのできる組織づくりを目指すということなんです。

一方で、政府提案のこども家庭庁は、勧告権と調査権を含む司令塔機能を持つとされておりますが、省庁間の壁を残したまま上意下達の命令を下しても、現場の創意や責任感を生かした取組はなかなか期待できません。やはり、教育と福祉の分野においては、一つの行政機関がワンチームで取り組み、最大限にチームワークが発揮できるよういすべきだと思います。

本来、子供施策を見直すに当たっては、しっかりとした理念と、それに基づく具体策とが一体として示されるべきものです。

我が党提出の法案は、理念と具体的政策を一体のものとして示しております。省庁改編という具体策を提示していないこの政府案では、岸田政権の主張する理念を実現できるとは到底思えないです。

一方で、理念は、自民党、公明党が、別途、議員立法として提出されました。

この自公案のこども基本法案では、全ての子供について、適切に養育されること、生活を保障されること、愛され保護されること等の福祉に係る権利がひとしく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会がひとしく与えられるとされております。

我が党の案では、子供はそれぞれ異なる個性を持つ多様な存在であるとの認識の下、個人として尊重されるとともに、その最善の利益が優先して考慮される、ひとしく質の高い教育を受ける機会が確保され、福祉をひとしく保障されることとなっております。文言は違っておつても、その内容は大きく変わるものではありません。

理念だけを取り出せば、共通する認識も多く、自公案に反対するものではありません。大事なことは、子供の最善の利益という国民共通の願いを実現するという具体策なんです。

我が党は、教育及び子供の福祉に係る施策のより一層の連携確保、一体的な取組を図るために、近い将来に、教育を所掌する文部科学省の既存の組織、権限の抜本的な見直しを含めた、真にこどもまんなか社会を実現できる省庁改編を要求するものです。

なお、立憲民主党の法案につきましては、コミッションナー制度の創設など耳当たりのいい文言がちりばめられておりますが、その定義や実効性が不明瞭な点が多く、反対と言わざるを得ません。

私たち日本維新の会は、結党以来、高校無償化、幼児教育無償化、そして給食無償化を始めとする未来への投資に力を尽くし、教育の全過程について完全無償化を憲法上の原則として定める憲法改正案を掲げる党として、これからも、全ての子供たちの健やかな成長と豊かな未来を保障する社会をつくる決意であることを表明し、私の討論といたします。

御清聴ありがとうございます。(拍手)
○議長(細田博之君) 平林晃君。
(平林晃君登壇)

○平林晃君 公明党の平林晃です。

私は、公明党を代表して、ただいま議題となりました、政府提出のこども家庭庁設置法案及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に關する法律案、与党提出のこども基本法案について賛成の立場から、立憲民主党提出の子どもの最善の利益が図られるための子ども施策の総合的かつ計画的な推進に關する法律案及び日本維新の会提出の子ども育成基本法案については反対の立場から討論をいたします。(拍手)

日本の少子化は、二〇二〇年の出生数が約八十四万人と過去最少を記録するなど、危機的狀態にあります。また、貧困や虐待、長引くコロナ禍など、子供を取り巻く状況は厳しさを一層増しています。とりわけ、一人親家庭の半数以上が貧困状態にあり、虐待などにつながるケースもあります。こうした子供や家庭を社会全体で支える取組が必要です。

公明党は、二〇〇六年に策定した少子社会トータルプランに基づき、教育負担の軽減や、妊娠、出産から子育てまで、幅広い支援を実現してきました。また、子育て、教育を国家戦略にと訴え、こども家庭庁の創設及びこども基本法の制定を主張してまいりました。今こそ、これらを実現すべきときであると考えます。

この認識の下、以下、賛成理由を述べます。
第一に、こども家庭庁が、子供に關する多様な緊要な課題解決に迅速かつ効果的に取り組むための司令塔機能を有する組織であるという点です。

子供に關する課題は極めて深刻であり、行政の縦割りを排した迅速かつ効果的な取組が必要です。このためには、勧告権を有する司令塔となる

組織が必要と考えます。この度のことも家庭庁は、子供のことだけを専一に考える組織であり、体制や専門性の強化にも継続して取り組んでいくことが、内閣委員会における政府答弁でも明らかにされています。まさに、子供に関する課題に迅速かつ効果的に取り組むための司令塔組織であると考えます。

第二に、政策課題が抜け落ちることを防ぎ、新たな取組が期待される点であります。

こども家庭庁は、子供の成長に関わる基本的な政策全般について総合調整権限を有するとともに、子供の権利利益の擁護に関すること全てに取り組みとされています。また、本法案では、子供を「心身の発達過程にある者」と定義しており、必要な支援が年齢による制限で受けられなくなることも防いでいます。これらにより、子供政策において、今まで省庁間の隙間で抜け落ちてきた課題についても、こども家庭庁が強力に推進することが期待されます。

第三に、子どもの権利条約の精神にのっとり、子供の権利の擁護が図られ、子供施策が総合的に推進される点です。

子供に関連した我が国の基本法は、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法、子どもの貧困対策の推進に関する法律の三本ですが、子供の権利を包括的に規定した基本法は制定されていませんでした。この度のこども基本法案には、子どもの権利条約におけるいわゆる四原則が明記されており、これにより、今後の子供政策は、この四原則を基本理念として実施されることとなります。

第四に、今後の子供政策において、子供の意見の尊重が図られる点であります。

例えば、こども基本法案第十一条では、国、地方公共団体は、子供施策を策定、実施、評価するに当たっては、子供の意見を反映させるために必要な措置を講ずると規定されています。また、第十七条第三項でも、子供の大綱を作成するに当たり、子供の意見を反映させるために必要な措置を講ずると規定されています。いずれも、子供の意見を聞き、尊重することが義務として定められています。これらにより、政策のPDCAサイクルの中で、子供の意見を聞き、その声が適切に反映されることが期待されます。

その他、子供政策に関わる閣僚会議、大綱、白書などが一本化され、統一的かつ体系的な施策の策定が可能となる点及び子供施策の推進に必要な財政上の措置の努力義務が示されている点についても指摘をさせていただきます。

一方で、立憲民主党提出の子どもの最善の利益が図られるための子ども施策の総合的かつ計画的な推進に関する法律案及び日本維新の会提出の子ども育成基本法案については、組織のたてつけや事務所掌範囲の考え方を異にしており、反対であることを申し上げます。

冒頭にも述べましたとおり、公明党は、これまでも、子供政策に一貫して取り組んでまいりました。古くは義務教育における教科書無償給与、最近では不妊治療の保険適用やヤングケアラー問題への取組など、枚挙にいとまがありません。現在は、子育て、教育を国家戦略に位置づけ、結婚、妊娠、出産、幼児教育から高等教育まで、切れ目なく施策を充実させる子育て応援トータルプランの策定に取り組んでいます。

公明党は、これからも、子供の声をしっかりと聞きながら、子供の幸せを最優先する社会の実現

を目指し、子供政策の一層の充実を図っていくことをお誓い申し上げまして、私の賛成討論といたします。

御清聴ありがとうございます。(拍手)

○議長(細田博之君) 塩川鉄也君。

〔塩川鉄也君登壇〕

○塩川鉄也君 私は、日本共産党を代表して、政府提出のこども家庭庁二法案及び自公提出のこども基本法案に反対の討論を行います。(拍手)

貧困、虐待、いじめ、不登校、自殺など、子供の権利侵害は極めて深刻です。この事態を放置してきた政府の責任は重大です。

権利条約批准から約三十年、自民党政権は、条約が掲げた、子供の最善の利益、生命、生存及び発達に対する権利、意見表明権、差別の禁止の四原則を軽視し、現行法体制を変える必要はないとの立場を一貫して取り続けてきました。これに対して、国連子どもの権利委員会は度重なる勧告を行っております。

今必要なのは、子供を権利の主体として明確に位置づけ、憲法の基本的な人権と権利条約の四原則を保障する政治への転換です。そのために、子供が自由に意見を表明し、反映される権利を保障する仕組みが必要不可欠です。独立した立場で政府を監視、評価するとともに、子供の意見表明を代弁し、個別の事案の相談、救済に対応する子供コミッションは欠かせません。参考人からは、条約締約国の中核的義務であるとの指摘がありましたが、ところが、閣法には、子どもの権利条約の文言すらなく、子供コミッションの設置もありません。これでは、深刻な子供の権利侵害を克服できません。

同時に、OECD諸国と比べても余りに少な過ぎる子供予算を抜本的に増額し、子供に関わりケアをする専門職員を大幅に増やすことが必要です。しかし、法案には、予算と人を増やす担保がありません。

閣法は、国の政策によつて子供の権利を侵害してきたことへの反省もなく、根本問題に手をつけず、理念も目的もなく組織いじりをするだけです。これでは、子供の権利侵害を解決することはできません。

次に、閣法と一体で提出された自公案の問題です。提出者が、閣法と相まって、子供に関する取組の共通基盤とする基本理念に、子供の養育は家庭が基本と明記したことは重大です。このような規定は現行法制のどこにもありません。養育は家庭が基本のフレーズは、歴代自民党政権が、児童扶養手当や生活保護の改悪など、子育て支援の後退を合理化する理由として強調してきたものです。子供と保護者に更なる自助努力を強いることは明らかです。虐待や貧困、ヤングケアラーなど、家庭の中で苦しむ子供たちや保護者を更に追い詰め、一層孤立させることになり、到底看過できません。

もう一つは、教育の問題です。国連からも繰り返し勧告されている過度な競争、管理教育、いじめ、不登校、理不尽な校則など、学校教育における権利侵害は重大な問題です。子供の意見表明権を始め、権利条約の四原則の実現が急務です。にもかかわらず、こども基本法案と教育基本法はすみ分けるとして、学校教育に踏み込まないたてつけにしています。過度な競争、管理教育、教育への国家介入、愛国心などを押しつける改悪教育基本法への反省もなく、学校教育における深刻な子

供の権利侵害を放置することは容認できません。

さらに、子供のデータ連携を推進する規定は、生まれたときから子供の個人情報が集積され、本人の不利な情報がデジタルタトゥーとして将来にわたって影響を及ぼしかねないものです。政府は個人情報をも民間企業のもうけの種として利活用する政策を推進している下で、プライバシー権の侵害やプロファイリング、スコアリングなどによる権利侵害が生じるおそれを高めるものです。

最後に、立憲提出の子ども総合基本法案は、子供コミッションを盛り込むとともに、子供施策の予算の目標を明記し、これまで野党が共同で求めてきた児童手当の拡充や子供に関わる職員の処遇改善を行うとしており、賛成です。なお、維新案は反対であることを申し述べ、討論を終わります。(拍手)

○議長(細田博之君) 浅野哲君。

〔浅野哲君登壇〕

○浅野哲君 国民民主党の浅野哲です。

私は、国民民主党・無所属クラブを代表して、ただいま議題となりました政府提出のこども家庭庁設置法案外一案並びに与党提出のこども基本法案に対し、賛成の立場から討論を行います。

(拍手)

これまでの政府の子供に関する取組は、少子化に対する危機感を背景に、少子化対策に重点が置かれてきました。近年では、保育所の待機児童の解消といった量の確保を最優先課題として取り組み、子供にとって大切な保育、教育の質の確保を後回ししてきた結果、子供の貧困、虐待、いじめ、不登校、ハラスメントなど、子供を取り巻く環境は悪化し、自殺する児童数の増加につながっ

ています。

こうした状況を念頭に、子供を増やすことに主眼を置いた大人目線の施策体系から、子供のウェルビーイングという指標を取り込み、子供中心の施策体系へと転換を促す政策に政府がかじを切ったことは、国民民主党の考え方も整合し、評価できるものです。与党提出のこども基本法案についても、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子供に関する施策を中長期にわたって安定かつ着実に推進するための体制整備に資するものと考え、一定の期待の下に、賛成することといたしました。

しかし、課題もあります。

子供の権利擁護の取組をより実効的に推進していくためには、会議室の中での議論だけでなく、何よりも、現場に足を運び、子供たちの様子を確認し、子供たちの声をじかに聞く行動が求められます。実際に、スウェーデンでは、子供コミッションが、子供の声から児童施設などでの虐待の実態を把握し、政府に改善を求め、職員の犯罪歴チェックの義務化などの実現につなげた実績もあります。

野田大臣は、こども家庭審議会の活用にもまず注力する姿勢を示されましたが、子供コミッションの必要性については政府内で検討を重ねることを求めたいと思います。

また、これらの法令に基づき、今後の子供施策を効果的に実施していくためには、子供に関するデータや統計情報の活用が必要不可欠です。

政府は、子供のプライバシー保護に十分配慮した上で、収集すべきデータを精査し、各府省庁が連携してデータを収集、分析する環境を構築する

とともに、収集したデータに基づいて各種施策の評価及び改善策の検討を行い、その内容を国会に報告することなどを求めます。

最後に、今後議論すべき課題と考える、子供施策に係る所得制限について申し述べます。

所得制限は、支援対象を絞り込むことにより捻出した予算を所得格差や公私間格差の是正に活用する趣旨の制度ですが、過去の所得統計データがいまだに用いられている点や、モデル年収が子供の人数に比例していない点、共働き世帯が大半となる中で児童手当など一部の制度では世帯主年収が判断材料とされている点など、制度の不完全性があります。これらについては即座の是正を求めたいと思います。

子供と親は別人格であり、親の経済力が子供へ継承される保証などどこにもありません。だからこそ、親の経済力で子供の選択肢が制約を受けることなど許容されはなりません。国は所得制限を設けず全ての子供を平等に支えるべきことを改めて申し述べ、私の討論といたします。

御清聴ありがとうございます。(拍手)

○議長(細田博之君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(細田博之君) これより採決に入ります。

まず、日程第一、三木圭恵君外二名提出、子ども育成基本法案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は否決であります。この際、原案について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(細田博之君) 起立少数。よって、本案は否決されました。

次に、日程第二、城井崇君外十一名提出、子どもの最善の利益が図られるための子ども施策の総合的かつ計画的な推進に関する法律案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は否決であります。この際、原案について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(細田博之君) 起立少数。よって、本案は否決されました。

次に、日程第三、内閣提出、こども家庭庁設置法案及び日程第四、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案の両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(細田博之君) 起立多数。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第五、加藤勝信君外十名提出、こども基本法案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(細田博之君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第六 児童福祉法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(細田博之君) 日程第六、児童福祉法等の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長長の報告を求めます。厚生労働委員長橋本岳君。

児童福祉法等の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(橋本岳君登壇)

○橋本岳君 ただいま議題となりました児童福祉法等の一部を改正する法律案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、市町村は、全ての妊産婦、子育て世帯及び子供の包括的な相談支援を行うことも家庭センターの設置に努めることとする、

第二に、児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化すること、

第三に、児童相談所長等は、入所措置等の際に、児童の意見聴取等を行うこととする、また、一時保護を開始する際に、裁判官に一時保護状を請求する等の仕組みを創設すること、

第四に、児童虐待等への対応について十分な知識や技術を有する者を児童福祉司の任用要件に追加すること、

第五に、児童にわいせつ行為を行った保育士の

資格管理を厳格化すること等であります。

本案は、去る四月十四日の本会議において趣旨の説明が行われた後、同日本委員会に付託されました。

本委員会におきましては、二十二日後藤厚生労働大臣から趣旨の説明を聴取し、二十七日から質疑に入り、五月十一日には参考人から意見を聴取し、十三日質疑を終局いたしました。

質疑終局後、自由民主党、立憲民主党・無所属、日本維新の会、公明党、国民民主党・無所属クラブ、日本共産党及び有志の会の七会派より、

本案に対し、児童福祉施設等の運営について、国が定める基準に従い、条例で基準を定めるべき事項として、児童の安全の確保を追加することを内容とする修正案が提出され、趣旨の説明を聴取いたしました。

次いで、原案及び修正案について採決を行った結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも全会一致をもって可決され、本案は修正議決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(細田博之君) 採決いたします。本案の委員長の報告は修正であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○議長(細田博之君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

○議長(細田博之君) 日程第七は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○議長(細田博之君) 御異議なしと認めます。

日程第七 石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律案(環境委員長提出)

○議長(細田博之君) 日程第七、石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。環境委員長関芳弘君。

石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

(関芳弘君登壇)

○関芳弘君 ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本案は、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対する救済の充実を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、本法施行日から二十年を経過する日の前日までに死亡した労働者等の遺族であつて、労働者災害補償保険法上の遺族補償給付を受ける権利が時効によつて消滅したものに對し、特別遺族給付金を支給するものとする、

第二に、特別遺族弔慰金等及び特別遺族給付金の請求期限を延長するものとする、

などであります。

本案は、去る十三日の環境委員会において、内閣の意見を聴取した後、全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

何とぞ速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(細田博之君) 採決いたします。本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○議長(細田博之君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

○山田賢司君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

議院運営委員長提出、国立国会図書館法等の一部を改正する法律案は、委員会の審査を省略してこれを上程し、その審議を進められることを望みます。

○議長(細田博之君) 山田賢司君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(細田博之君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

国立国会図書館法等の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

○議長(細田博之君) 国立国会図書館法等の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の趣旨弁明を許します。議院運営委員長山口俊一君。

国立国会図書館法等の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

(山口俊一君登壇)

○山口俊一君 ただいま議題となりました国立国会図書館法等の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

本法律案は、地方公共団体情報システム機構及び地方税共同機構の設立に伴い、国立国会図書館への出版物の納入義務に関する規定を整備するとともに、私人がインターネット等を通じて発信する図書又は逐次刊行物に相当するオンライン資料のうち、有償で公衆に利用可能とされ、又は送信されるもの及び技術的制限手段が付されているものについても、国立国会図書館への提供義務を課そうとするものであります。

本法律案は、本日、議院運営委員会において起草し、提出したものであります。

何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(細田博之君) 採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(細田博之君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は可決いたしました。

○議長(細田博之君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時二分散会

出席国務大臣

厚生労働大臣 後藤 茂之君
環境大臣 山口 壯君
国務大臣 野田 聖子君

○議長(報告)

(法律公布奏上及び通知)

一、去る十三日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

(通知書受領)

一、去る十三日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律

安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律

(理事補欠選任)

一、去る十三日、議院運営委員長において、次のとおり理事の補欠を指名した。

理事 中司 宏君(理事遠藤敬君去る十三日)

理事 遠藤 敬君(理事中司宏君去る十三日)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任 伊東 良孝君 補欠 東 国幹君

山田 賢司君

吉川 起君

大串 博志君

本庄 知史君

山岸 一生君

阿部 司君

浅川 義治君

大石あきこ君

国定 勇人君

泉 健太君

城井 崇君

遠藤 敬君

三木 圭恵君

東 国幹君

高見 康裕君

おおつき紅葉君

櫛渕 万里君

尾崎 正直君

土田 慎君

井上 貴博君

鷲尾英一郎君

岸本 周平君

国定 勇人君

柳本 顕君

齋藤アレックス君

勝目 康君

塩崎 彰久君

高見 康裕君

国定 勇人君

おおつき紅葉君

泉 健太君

城井 崇君

三木 圭恵君

遠藤 敬君

櫛渕 万里君

吉川 起君

本庄 知史君

山岸 一生君

浅川 義治君

阿部 司君

伊東 良孝君

山田 賢司君

大串 博志君

大石あきこ君

土田 慎君

尾崎 正直君

柳本 顕君

齋藤アレックス君

鷲尾英一郎君

岸本 周平君

井上 貴博君

勝目 康君

塩崎 彰久君

鈴木 英敬君

長谷川淳二君

三谷 英弘君

国定 勇人君

西田 昭二君

平沼正二郎君

古川 直季君

山口 晋君

塩崎 彰久君

菅川 博義君

北側 一雄君

鈴木 憲和君

吉田 宣弘君

北側 一雄君

吉田 博義君

渡辺 博道君

小倉 将信君

浅野 哲君

塩川 鉄也君

鈴木 敦君

宮本 徹君

鈴木 敦君

浅野 哲君

塩川 鉄也君

国定 勇人君

古川 直季君

西田 昭二君

鈴木 英敬君

三谷 英弘君

勝目 康君

長谷川淳二君

塩崎 彰久君

鈴木 憲和君

吉田 宣弘君

北側 一雄君

吉田 博義君

渡辺 博道君

小倉 将信君

浅野 哲君

塩川 鉄也君

鈴木 敦君

宮本 徹君

鈴木 敦君

浅野 哲君

塩川 鉄也君

一、去る十三日、委員長から提出した議案は次のとおりである。
石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律案(環境委員長提出)
(議案送付)
一、去る十三日、参議院に送付した内閣提案案は次のとおりである。
電気通信事業法の一部を改正する法律案

一、去る十三日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

インターネット誹謗中傷対策の推進に関する法律案(岩谷良平君外五名提出)

一、昨十六日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律案(環境委員長提出)

(議案通知)

一、去る十三日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案

(議案通知書受領)

一、去る十三日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

一、去る十三日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律案

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案

(質問書提出)

一、去る十三日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

「日銀は政府の子会社」に関する質問主意書(近藤和也君提出)

令和四年五月十七日 衆議院会議録第二十七号

令和版所得倍増計画に関する質問主意書(泉健太君提出)

柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護規定違反に関する質問主意書(阿部知子君提出)

消えた年金に関する質問主意書(長妻昭君提出)

一、昨十六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

新しい資本主義に関する質問主意書(青柳仁士君提出)

一、去る十三日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員櫻井周君提出日本国内居住者の海外でのビジネスによる所得に対する課税に関する質問に対する答弁書

(答弁書受領)

一、去る十三日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員櫻井周君提出日本国内居住者の海外でのビジネスによる所得に対する課税に関する質問に対する答弁書

衆議院議員米山隆一君提出「全体主義」に関する質問に対する答弁書

令和四年四月二十八日提出

質問 第五五号

日本国内居住者の海外でのビジネスによる所得に対する課税に関する質問主意書

提出者 櫻井 周

日本国内居住者の海外でのビジネスによる所得に対する課税に関する質問主意書

電気通信技術の発達により、リモートワークが普及して国境を跨いでビジネスが広まっている。さらに、海外に赴任していた日本人が新型コロナウイルス感染症対策として日本に帰国しながら海外赴任先の業務を継続しているケースも増えている。

さて、海外で行うビジネスであっても日本国内に居住していれば日本で所得税等を納税する義務がある。しかし、このような場合に日本での納税義務があることについて周知されているかは定かでない。また、給与の支払いが海外の事業者から海外に設けた口座に振り込まれていた場合には、税務当局は脱税について把握することは容易ではない。

議長長の報告

そこで、以下質問する。

一 海外で行うビジネスであっても日本国内に居住していれば、それに伴う所得に対して日本で所得税等を納税する義務があることについて、該当者の間で周知されているのか。

二 税務当局は、日本国内居住者の海外でのビジネスによる所得を的確に把握できているのか。

三 日本国内に拠点のある企業に対して、海外で行うビジネスであっても日本国内に居住する者に所得が発生すれば、日本で所得税等を納税する義務があることについて周知することを提案するが、政府の見解如何。

右質問する。

内閣衆質二〇八第五五号

令和四年五月十三日

衆議院議長 細田 博之殿

衆議院議員櫻井周君提出日本国内居住者の海外でのビジネスによる所得に対する課税に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員櫻井周君提出日本国内居住者の海外でのビジネスによる所得に対する課税に関する質問に対する質問に対する答弁書

御指摘の「該当者の間や」日本国内に拠点のある企業」の意味するところが必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、国税庁としては、同庁ホームページの「タックスアンサー(よくある税の質問)N.2010 納税義務者となる個人」において、非永住者以外の居住者は、所得が生じた場所が日本国の内外を問わず、その全ての所得に対して課税される旨を、また、同ホームページの「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ」において、居住者が外国法人の業務に従事し、当該外国法人から給与を受け取っている場合には、当該給与に係る給与所得を計算し、確定申告書の提出及び納税が必要となる旨を周知しており、引き続き、必要な周知に努めてまいりたい。

二について

国税庁としては、非居住者に係る金融口座情報を各国税務当局間で自動的に交換するための共通報告基準に基づき提供された金融口座情報を含め、租税条約等に基づく情報交換により得られる情報を活用するなどして、国外において生じた所得の把握も行った上で、適正かつ公平な課税の確保に努めている。

令和四年四月二十八日提出

質問 第五六号

「全体主義」に関する質問主意書

提出者 米山 隆一

皇、ヒトラー、ムソリーニが並べて掲載され、「ファシズムとナチズムは一九四五年に敗北した」などと記されていた問題に関し、四月二十五日、磯崎仁彦内閣官房副長官は、記者会見で「同列に扱うことは全く不適切で極めて遺憾だ。直ちに削除するよう申し入れた」と述べた。その際、産経新聞記者からの「今回の件ですとね、先の大戦を巡りまして、日本がナチズムですか全体主義国家だったという誤った認識が国際社会にまだ根深いことが証明されたとも言えると思うんですが、ウクライナ侵略を厳しく指弾しまして、そのうえで人道支援ですとか、避難民の受け入れを行う中で極めて残念な出来事だというふうに思うのですけれども、事態を受けて、日本として改めて発信するお考えがあるか」との質問に対し、副長官は「本件につきましては、今申し上げましたとおり、ウクライナの方も、動画を削除し、該当部分を削除し、また謝罪のツイートもあったということでごさいます。その点の認識はウクライナ政府としても持っているというふうに考えておりますので、今のこういうウクライナの情勢のもとで、やはり人道支援、またウクライナ支援というのは非常にG7全体でやっていくことの重要性は認識しておりますので、その点についてこれからもしっかりやっていくことをしっかりと発信してまいりたいと考えています」と回答した。この回答における「その認識はウクライナ政府も持っている」との「その認識」が、産経新聞記者が述べた「日本が全体主義国家だったとの認識が誤りである」との認識を指すとすれば、歴史の事実や過去の政府答弁とも矛盾する発言だと考える。よって、以下の点について質問する。

一 磯崎副長官の述べたウクライナ政府が持っていると思う認識とは、「先の大戦を巡り日本が全体主義ではなかったという認識」という理解でよいのか。そうでないとすれば、どのような認識をウクライナ政府が持っていると考えているのか。

二 一九五一年二月十四日衆議院外務委員会での、天野貞祐文部大臣の「無謀な全体主義が、日本の社会において、いかに横暴をきわめていたか」ということは、当時思想界に住んでおった者の痛感したことでございます。」との答弁は、岸田内閣でも維持するののか。

三 一九五一年十一月六日参議院平和条約及び日米安全保障条約特別委員会での、天野貞祐文部大臣の「戦前或いは戦時中はいわゆる全体主義というものが支配して」との答弁は、岸田内閣でも維持するののか。

四 一九六九年三月五日参議院予算委員会での、佐藤榮作内閣総理大臣の「日本の過去においてわれわれが選んだ道、いま言われるドイツのヒトラーが、あるいはナチス、いわゆる全体主義的な行き方に日本が同調しておった。しかし、その行き方はやはり間違っていた、真の行き方はやはり民主主義に徹することなんだ。その方向でわれわれの道を選び、われわれは不幸にしてアメリカと戦ったが、やはり民主主義の方向が間違いない方向だ。かように敗戦後目ざめた、かように思います。」との答弁は、岸田内閣でも維持するののか。

五 一九八六年五月十四日衆議院文教委員会での、海部俊樹文部大臣の「戦前の教育というのは、一言で表現しますと、富国強兵という言葉

がありましたように、全体主義的なそういった思想が非常に背景にあった」「全体主義の中で人間一人一人の大切さとかとうときというものを大切にしようという配慮が戦前の一時期の教育に欠けておったということ、それは御指摘のとおりであり、その反省に立って戦後は一人一人の資質や個性や能力を大切にしていきたい。」との答弁は、岸田内閣でも維持するののか。

六 一九八八年十月二十五日衆議院税制問題等に関する調査特別委員会での、宮澤喜一大蔵大臣の「私は、やはり我が国が英米と違いましたかつて全体主義的な権力的政治のもとに置かれた経験があつて、国民がそういう経験をしまし」との答弁は、岸田内閣でも維持するののか。

七 一九九八年三月十一日衆議院文教委員会での町村信孝文部大臣の「戦前は個人の権利というものに非常にある意味ではミニマイズされていた、社会全体の責任とかそういうことが非常に強調されてきた、全体主義的な国家であつたという見方もあるわけでありまして」との答弁の、「見方もある」ことを認めた認識は、岸田内閣でも維持するののか。

八 二〇一四年二月六日参議院予算委員会での、安倍晋三内閣総理大臣の「基本的には歴史認識については政治家は謙虚でなければならぬと思いますし、歴史認識について、そのものについては歴史家に任せるべきであらうと、このように思っておりますが、当時の政治状況等について今触れられたらうと、このように思うわけですが、歴史の事実の認識でございまして、様々御議論があると思いますが、言わば政党間の争いがある意味しょうけつを極

めるところもあり、その中において政治に対する信頼も低下をしていたということもあったという指摘もあるわけですが、その中においてだんだん全体主義的な雰囲気醸成されてきたという指摘もあるわけですが、いずれにいたしましても、こうした認識については歴史家に任せたいと、このように思うところを認めた認識は、当然岸田内閣でも維持するののか。

九 改めて何うが、岸田内閣は、先の大戦前の日本の政治体制を全体主義と考えるのか。考えないとしたら、前掲した過去の政府答弁から変遷した理由は何か。

右質問する。

内閣衆質二〇八第五六号
令和四年五月十三日
内閣総理大臣 岸田 文雄
衆議院議長 細田 博之殿
衆議院議員米山隆一君提出「全体主義」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員米山隆一君提出「全体主義」に関する質問に対する答弁書

一について
ウクライナ政府は、御指摘の「動画」の投稿は誤りであり、友好的な日本人々々を傷つける意図はなかった旨表明しており、そのような認識に基づいて「動画」が削除されたものと承知している。

二から八までについて

御指摘の答弁の引用部分は、個人の認識を含むものであり得ると考えられることから、「岸田内閣でも維持するのか」とのお尋ねにお答えすることは差し控えたいが、いずれにせよ、政府の歴史認識については、平成二十七年八月十四日に閣議決定された内閣総理大臣談話において示されているとおりである。

九について

御指摘の「主権主義」について確立した定義があるとは承知しておらず、お尋ねについて政府としてお答えすることは困難であるが、いずれにせよ、政府の歴史認識については、平成二十七年八月十四日に閣議決定された内閣総理大臣談話において示されているとおりである。

令和四年四月二十八日提出
質問 第五七号

知床沖観光船事故に関する質問主意書

提出者 長妻 昭

知床沖観光船事故に関する質問主意書

知床沖において観光船の痛ましい重大事故が発生した。当該観光船を運航していた会社「有限会社知床遊覧船」(以下、当該会社)の安全管理規程についてお尋ねする。

安全管理規程については、海上運送法によって届け出義務が課せられている。そのような理解でよろしいか。

当該会社が届け出た安全管理規程には、発航の可否判断について、数字(風速、波高、視程)は記入されているか。具体的にはどのような数字とどのような記述か、お教え願いたい。

令和四年五月十七日 衆議院会議録第二十七号

議長の報告

当該会社の安全管理規程の中に、風速八メートル/秒以上、波高一メートル以上などの条件に達するおそれがあるときは、発航を中止しなければならない、などという記述はあったのか。

また、視程三百メートル以下、という記述もあったのか。あったとすればどのような文脈での記述か。

事故当日、波浪注意報、強風注意報が発令されていたが、当該会社は「条件付き運航(当該会社社長発言)」という形で、発航したとしているが、この「条件付き運航」というのはどのような考え方なのか。一般的に認められるのか。

当該会社の今回の運航については、当該会社の安全管理規程に違反しているとお考えか。お示し願いたい。

また、当該会社の安全統括管理者と運航管理者はそれぞれどなたか。双方とも社長が兼務しているのではないか。政府が把握しているところをお示し願いたい。

内閣衆質二〇八第五七号

令和四年五月十三日

内閣総理大臣 岸田 文雄

衆議院議長 細田 博之殿

衆議院議員長妻昭君提出知床沖観光船事故に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員長妻昭君提出知床沖観光船事故に関する質問に対する答弁書

海上運送法 昭和二十四年法律第百八十七号。以下「法」という。第二十三条において準用する法

第十条の三第一項に定めるとおり、法第二十一条の二に規定する旅客不定期航路事業者は、安全管理規程を定め、国土交通大臣に届け出なければならないとされている。なお、有限会社知床遊覧船(以下「当該会社」という。)は、同条に規定する旅客不定期航路事業者である。

当該会社の安全管理規程に基づき定められた運航基準(以下「運航基準」という。)第二条第一項において、「船長は、発航前に運航の可否判断を行い、ウトロ漁港内の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。」とされ、同項の表において、「風速」については「八メートル毎秒以上」と、「波高」については「〇・五メートル以上」と、「視程」については「三百メートル以下」とされており、また、同条第二項において、「船長は、発航前において、航行中に遭遇する気象・海象(視程を除く。)に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、発航を中止しなければならない。」とされ、同項の表において、「風速」については「八メートル毎秒以上」と、「波高」については「一・〇メートル以上」とされているものと承知している。さらに、運航基準第三条第四項において、「船長は、航行中、周囲の視程に関する情報を確認し、次の掲げる条件に達したと認めるときは、基準航行を中止し、当直体制の強化及びレダの有効利用を図るとともにその時の状況に適した安全な速力とし、状況に応じて停止、航路外錨泊又は基準航路変更の措置をとらなければならない。」とされ、同項の表において、「視程」については「三百メートル以下」とされているものと承知している。なお、運航基準第四条にお

いて、「船長は、ウトロ漁港内の気象・海象に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、入港を中止し、適宜の海域での錨泊、抜港、臨時寄港その他の適切な措置をとらなければならない。」とされ、同条の表において、「視程」については「三百メートル以下」とされているものと承知している。

「事故当日、波浪注意報、強風注意報が発令されていたが、当該会社は「条件付き運航(当該会社社長発言)」という形で、発航したとしているが、この「条件付き運航」というのはどのような考え方なのか。一般的に認められるのか」とのお尋ねについては、御指摘の「条件付き運航(当該会社社長発言)」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難であるが、運航基準第二条第二項の規定については、先に述べたとおりである。

「当該会社の今回の運航については、当該会社の安全管理規程に違反しているとお考えか」とのお尋ねについては、現在、当該会社に対し、法第二十五条第一項の規定に基づく立入検査を実施しているところであり、現時点でお答えすることは困難である。

「当該会社の安全統括管理者と運航管理者はそれぞれどなたか。双方とも社長が兼務しているのではないか」とのお尋ねについては、法第二十三条において準用する法第十条の三第五項の規定に基づき当該会社が行った届出によれば、当該会社の代表取締役が安全統括管理者に選任され、かつ、運航管理者に選任されているものと承知している。

子ども育成基本法案
右の議案を提出する。

令和四年四月十一日

提出者

三木 圭恵

金村 龍那

阿部 司

賛成者

足立 康史外三十六名

子ども育成基本法

目次

第一章 総則(第一条―第八条)

第二章 子どもの育成に関する基本的施策(第九条―第十三条)

第三章 子ども育成会議(第十四条―第十八条)

第四章 教育子ども福祉省の設置に関する基本方針(第十九条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、次代の社会を担う子どもの育成への支援は日本社会の未来への投資であるとの認識の下、子どもの教育、福祉等に関する政策に係る縦割り行政の弊害を除去し、子どもの教育、福祉等に係る施策を一体のものとして実施することにより子どもの育成を支援する社会を実現するため、子どもの育成に関する施策に関し、基本理念を定め、及び国の責務等を明らかにするとともに、子どもの育成に関する施策の基本となる事項及び教育子ども福祉省の設置に関する基本方針を定めること等により、子どもの育成に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「子ども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

(基本理念)

第三条 子どもの育成に関する施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 全ての子どもについて、子どもはそれぞれが異なる個性を持つ多様な存在であるとの認識の下、個人として尊重され、ともに、その最善の利益が優先して考慮されるものとする。

二 全ての子どもについて、不当な差別的取扱いを受けることがないようにすること。

三 全ての子どもについて、その家庭の経済的な状況、居住する地域、障害の有無等にかかわらず、等しく質の高い教育を受ける機会が確保され、ともに、適切に養育され、その生活を保障され、その他の福祉を等しく保障されること。

四 全ての子どもについて、その年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、社会における活動に参画する機会が確保されること。

五 子どもの育成に関する施策の実施に当たっては、子どもの教育を基軸として、これに係る施策と子どもの福祉に係る施策とを適切に組み合わせて一体的に行われることが確保されなければならない。かつ、そのための態勢の確保が図られなければならないこと。

六 子どもの育成に関する施策の実施に当たっては、子どもの教育及び子育てについての第一義的責任を父母その他の保護者が有すると

の認識の下、これらの者に対する妊娠、出産、育児等の各段階に応じた切れ目のない支援を確保すること。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(以下単に「基本理念」という。)のつとめ、子どもの育成に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念のつとめ、子どもの育成に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた子どもの育成に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の努力)

第六条 国民は、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念のつとめ、子どもの育成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第七条 政府は、子どもの育成に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第八条 政府は、毎年、国会に、我が国における子どもの状況及び政府が講じた子どもの育成に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る我が国における子どもの状況を考慮して講じようとする子どもの育成に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 子どもの育成に関する基本的施策
(子ども育成基本計画)

第九条 政府は、子どもの育成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの育成に関する基本的な計画(以下「子ども育成基本計画」という。)を定めなければならない。

2 子ども育成基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき子どもの育成に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、子どもの育成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、子ども育成基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、子ども育成基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、子ども育成基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども育成計画等)

第十条 都道府県は、子ども育成基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における子どもの育成に関する施策についての基本的な計画(次項及び第三項において「都道府県子ども育成計画」という。)を定めるように努めなければならない。

2 市町村は、子ども育成基本計画(都道府県子ども育成計画が定められているときは、子ども育成基本計画及び都道府県子ども育成計画を勘案して、当該市町村の区域における子どもの育成に関する施策についての基本的な計画(次項において「市町村子ども育成計画」という。)を定めるように努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども育成

令和四年五月十七日 衆議院會議録第二十七号

子ども育成基本法案及び同報告書 子どもの最善の利益が図られるための子ども施策の総合的かつ計画的な推進に関する法律案及び同報告書

4 政府は、毎年、国会に、我が国における子どもの状況及び政府が講じた子どもの育成に関する施策についての報告並びに当該報告に係る我が国における子どもの状況を考慮して講じようとする子どもの育成に関する施策を明らかにした文書を提出しなければならないこと。

5 政府は、子どもの育成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの育成に関する基本的な計画(以下「子ども育成基本計画」という。)を定めなければならないこと。また、都道府県は、子ども育成基本計画を勘案して、都道府県子ども育成計画を定めるように努めなければならないこととし、市町村は、子ども育成基本計画等を勘案して、市町村子ども育成計画を定めるように努めなければならないこと。

6 子どもの育成に関する基本的施策として、5に掲げるもののほか、広報活動等、調査研究並びに地方公共団体及び民間の団体に対する支援について規定すること。

7 子どもの育成に関する重要事項の審議や施策の実施の推進を行う機関として、内閣府に、子ども育成会議を置くこと。

8 子どもを教育を基軸として、これに係る施策と子どもの福祉に係る施策とを適切に組み合わせる一体的に行うべき子どもの育成に関する国の施策及びその他の教育に関する国の施策に係る事務をつかさどる行政組織である、教育子ども福祉省の設置に関する基本方針を定めること。

9 この法律は、一部の規定を除き、公布の日

から施行すること。

二 議案の否決理由

本案は、次代の社会を担う子どもの育成への支援は日本社会の未来への投資であるとの認識の下、子どもの教育、福祉等に関する政策に係る縦割り行政の弊害を除去し、子どもの教育、福祉等に係る施策を一体のものとして実施することにより子どもの育成を支援する社会を実現するため、子どもの育成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものであるが、妥当とはいえないものと認め、否決すべきものと議決した次第である。

令和四年五月十三日

内閣委員長 上野賢一郎

衆議院議長 細田 博之殿

子どもの最善の利益が図られるための子ども施策の総合的かつ計画的な推進に関する法律案

右の議案を提出する。

令和四年三月一日

提出者

城井 崇	中川 正春
阿部 知子	山井 和則
牧 義夫	菊田真紀子
大西 健介	吉田 統彦
早稲田ゆき	岡本あき子
道下 大樹	荒井 優
賛成者	
青柳陽一郎外八十名	

子どもの最善の利益が図られるための子ども施策の総合的かつ計画的な推進に関する法律

目次

第一章 総則(第一条―第七条)

第二章 子ども施策基本計画等(第八条・第九(条))

第三章 子ども施策の基本となる事項

第一節 総則(第十条―第十二条)

第二節 子どもを生活を経済的に安定させるための施策(第十三条―第十六条)

第三節 希望する者が安心して子どもを生ま、育てることができる社会の実現のための施策(第十七条―第二十(条))

第四節 子どもを生存と安全を保障するための施策(第二十一条―第二十四(条))

第五節 教育を受ける権利等を保障するための施策(第二十五条―第二十八(条))

第六節 特別の支援を必要とする子どもに関する施策(第二十九条―第三十一条)

第七節 補則(第三十二条・第三十三条)

第四章 子ども権利擁護委員会及び都道府県等における合議制の機関等

第一節 子ども権利擁護委員会(第三十四条―第五十二条)

第二節 都道府県等における合議制の機関(第五十三条)

第三節 補則(第五十四条―第五十六条)

第五章 子ども省の設置についての法制上の措置等(第五十七条)

第六章 罰則(第五十八条―第六十条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、子どもの最善の利益が図られ、その人権が保障され、及び社会全体で子どもの成長を支援する社会を実現するため、児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子どもの権利に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、子ども施策基本計画等の策定、子ども施策の基本となる事項、子どもの権利擁護委員会及び都道府県等における合議制の機関等並びに子ども省の設置についての法制上の措置等に関する事項について定めることにより、子ども施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「子ども施策」とは、子育て、教育、福祉、保健、医療、雇用、少子化対策その他の分野における子どもに関する施策をいい、当該施策の性質上子どものほか若者を対象とすることが適当である場合にあつては、若者に関する施策を含むものとする。

(基本理念)

第三条 子ども施策の推進は、全ての子ども(子ども施策の対象となる若者を含む。以下この条において同じ。)の最善の利益が図られ、その人権を保障することを旨として行われなければならない。

2 子ども施策の推進は、全ての子どもについて、個人としての尊厳を重んじ、不当な差別的取扱いを受けることがないようにすることを旨として行われなければならない。

3 子ども施策の推進は、全ての子どもについて、子どもの年齢及び発達程度に応じて、子

子どもの意見を聴く機会及び子どもが自ら意見を述べることができる機会を保障し、その意見を十分に尊重することを旨として行われなければならない。

4 子ども施策の推進は、保護者の経済的な状況により子どもの成長が左右されることのないようにすることを旨として行われなければならない。

5 子ども施策の推進は、希望する者が安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現を図るため、必要な支援が切れ目なく行われることを旨として行われなければならない。

6 子ども施策の推進は、全ての子どもの命を守り、その生存と安全を保障することを旨として行われなければならない。

7 子ども施策の推進は、全ての子どもについて、その生まれ育った環境や家族の状況、障害の有無等にかかわらず教育を受ける権利を保障するとともに、その成長する環境を整えることを旨として行われなければならない。

8 子ども施策の推進に当たっては、個人の権利利益が不当に害されることのないようにしつつ情報通信技術の活用等を行うとともに、子育て支援、子どもに対する教育、福祉サービス等の提供を行う関係者との連携の確保が図られなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(以下単に「基本理念」という。)にのっとり、子ども施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、その区域内における子ども施策を策定し、及び

実施する責務を有する。

(国民の責務等)

第六条 国民は、子どもの最善の利益が図られ、その人権が保障され、及び社会全体で子どもの成長を支援する社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

2 学校、地域その他の場において子どもに関係する者は、その職務と責任に応じて、これらの場における子どもに影響を及ぼす事項について、子どもの年齢及び発達に程度に応じて、子どもの意見を聴く機会及び子どもが自ら意見を述べることをできる機会を設け、その意見が当該事項に反映されるよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第七条 政府は、子ども施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

第二章 子ども施策基本計画等
(子ども施策基本計画)

第八条 政府は、基本理念にのっとり、子ども施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子ども施策に関する基本的な計画(以下この条及び次条第一項において「子ども施策基本計画」という。)を定めなければならない。

2 子ども施策基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき子ども施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、子ども施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
3 子ども施策基本計画の策定に当たっては、各種の施策相互の有機的な連携が図られるよう配

慮するものとする。

4 内閣総理大臣は、子ども施策基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

5 内閣総理大臣は、前項の規定により子ども施策基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、子どもの年齢及び発達に程度に応じて、子どもの意見を聴く機会及び子どもが自ら意見を述べることをできる機会を設け、その意見を子ども施策基本計画の案に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

6 政府は、子ども施策基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

7 政府は、第十二条第二項に規定する評価及び児童の権利に関する条約の履行の状況についての国際的評価を勘案し、おおむね五年ごとに、子ども施策基本計画の見直しを行い、必要な変更を加えるものとする。

8 第三項から第六項までの規定は、子ども施策基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども施策基本計画)

第九条 都道府県は、子ども施策基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における子ども施策に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県子ども施策基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県子ども施策基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき子ども施策の大綱
二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域

における子ども施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 都道府県知事は、都道府県子ども施策基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、子どもの年齢及び発達に程度に応じて、子どもの意見を聴く機会及び子どもが自ら意見を述べることをできる機会を設け、その意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 都道府県は、都道府県子ども施策基本計画を定めたときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

5 前二項の規定は、都道府県子ども施策基本計画の変更について準用する。

第三章 子ども施策の基本となる事項

第一節 総則

(予算の確保)

第十条 国は、国内総生産の額に占める子ども施策に関する公費の支出の割合が諸外国に比べ低いことをも踏まえ、当該割合が三パーセント以上となるよう、第十三条第一項及び第十四条に規定する措置その他のこの章に規定する子ども施策を実施するために十分な予算を確保するものとする。

2 地方公共団体は、前項の趣旨を踏まえ、この章に規定する子ども施策を実施するために十分な予算を確保するものとする。

(子どもの意見の反映)

第十一条 国及び地方公共団体は、子ども施策の策定及び実施に関する事項について、子どもの年齢及び発達に程度に応じて、子どもの意見を聴く機会及び子どもが自ら意見を述べるものが

できる機会を保障し、その意見を子ども施策に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(子ども施策の実施状況に関する評価等)

第十二条 子ども福祉推進委員会は、子ども施策の推進を図るため、子どもの自殺死亡率その他の子どもの権利の擁護の状況に関する指標を策定するものとする。

2 子ども福祉推進委員会は、国内総生産の額に占める子ども福祉に関する公費の支出の割合並びに前項の指標及び子どもの貧困率(子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成二十五年法律第六十四号)第八条第二項第二号の子どもの貧困率をいう。第十五条第二項において同じ。)その他の指標並びにこれらの指標に係る子ども施策の実施状況について、定期的に国際比較を含めた評価を行い、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

第二節 子どもの生活を経済的に安定させるための施策

(児童手当の拡充等)

第十三条 国は、社会全体で全ての子どもの成長を支援するため、児童(十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいう。)を養育している全ての者に対し、児童手当(昭和四十六年法律第七十三号)による児童手当(同法附則第二条第一項の特例給付を含む。)を支給するために必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、独立して生計を営む児童に対する経済的支援の在り方についても検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(低所得者世帯の子育ての支援)

第十四条 国は、低所得者世帯の子育てに係る負担の軽減を図るため、次に掲げる事項を旨として児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の制度を拡充するために必要な措置を講ずるものとする。

一 児童(児童扶養手当法第三条第一項に規定する児童をいう。)の属する全ての低所得者世帯に対して支給すること。

二 支給する手当の額を増額すること。

(子どもの貧困対策)

第十五条 国及び地方公共団体は、子どもの現在及び将来が保護者の経済的な状況その他の生まれ育った環境によつて左右されることのないよう、子どもの貧困対策に必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、将来において達成すべき子どもの貧困率の低下についての具体的な数値目標を設けるものとする。

(養育に必要な費用の支払の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、親の離婚後における子どもの成長に資するよう、親の離婚後における子どもについての扶養義務の履行の確保のため、離婚後に子どもを監護しない親が支払うべき当該子どもの養育に必要な費用の支払の確保のための制度の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

第三節 希望する者が安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現のための施策

(妊娠、出産、育児及び子どもの成長に関する切れ目のない支援)

第十七条 国及び地方公共団体は、家族等を取り

巻く環境の変化、多胎妊娠や多子世帯に係る課題等に対応するとともに、希望する者が安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現を図るため、妊娠、出産、育児及び子どもの成長に関する医療、福祉、保健、子育て及び教育に係る支援が切れ目なく行われるよう必要な施策を講ずるものとする。

(不妊治療に係る支援)

第十八条 国及び地方公共団体は、希望する者が安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現を図るため、不妊治療に係る費用の負担の軽減、不妊治療のための休暇制度の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(待機児童に関する問題の解消等)

第十九条 国及び地方公共団体は、待機児童(保育所又は認定こども園における保育等を行うこととの申込みを行った保護者の当該申込みに係る子どもであつて保育所又は認定こども園における保育等が行われていないものをいう。)に関する問題の早急な解消のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、保育、小学校就学前の子どもに関する教育等の業務に従事する者の確保を通じて子ども・子育て支援(子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第七条第一項に規定する子ども・子育て支援をいう。)の水準の向上を図るため、その業務に従事する者の賃金をはじめとする処遇の改善その他の必要な施策を講ずるものとする。

(仕事と子育ての両立が可能な環境の整備)

第二十条 国及び地方公共団体は、子どもの保護者とその仕事と子育てを両立することができる環境の整備を図るため、時間外労働の制限その

他の適正な労働時間の確保、子どもその他の家族のための休暇制度の整備、育児休業等をする者がその雇用形態にかかわらず必要な支援を受けられるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四節 子どもの生存と安全を保障するための施策

(虐待の防止等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、性的虐待を含む虐待によつて子どもの生命等が侵害され、又はその心身の成長や人格の形成が阻害されることのないよう、子どもに対する虐待の防止及び早期発見、虐待を受けた子どもの保護等のために必要な施策を講ずるものとする。

(社会的養護の拡充等)

第二十二条 国及び地方公共団体は、児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)第二条に規定する児童虐待(第五十条第一項第二号において単に「児童虐待」という。)を受けた子ども等の社会的養護に関し、特別養子縁組(民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百十七条の二第一項に規定する特別養子縁組をいう。)その他の養子縁組、里親(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第六条の四に規定する里親をいう。第三項において同じ。)への委託等により家庭における養育が確保されるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項に定めるもののほか、社会的養護による子どもの養育ができる限り家庭的な環境の下で行われるよう必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、社会的養護を要する子ども及びケアリーバー(里親に委託する措

置、児童養護施設(児童福祉法第四十一条に規定する児童養護施設をいう。)に入所させる措置等が解除された子ども及び若者をいう。)が学び、成長し、及び自立するための支援及び環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(子どもが性犯罪及び性暴力の当事者とならないための取組)

第二十三条 国及び地方公共団体は、子どもが性犯罪及び性暴力の被害者、加害者及び傍観者とならないようにするため、子どもの発達段階に応じた必要な教育、啓発、相談支援等が行われるよう必要な施策を講ずるものとする。

(子どもの死亡の原因の調査)

第二十四条 国及び地方公共団体は、虐待、事故、犯罪、災害その他の子どもの生活に危害を及ぼす事象において死亡した子どもの死亡の原因を明らかにするための調査を関係機関の連携の下で行う体制の整備その他の当該事象における子どもの死亡の防止を図るために必要な施策を講ずるものとする。

第五節 教育を受ける権利等を保障するための施策

(小学校就学前の子どものための教育及び保育の充実)

第二十五条 国及び地方公共団体は、幼児期の教育及び保育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることに鑑み、小学校就学前の子どもの成長に資する良好な教育及び保育に係る環境の整備その他の小学校就学前の子どものための教育及び保育の充実を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育に係る支援等)

第二十六条 国及び地方公共団体は、全ての子ども

も及び若者について、その生まれ育った環境にかかわらず教育を受ける権利を保障するため、次に掲げる措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

一 義務教育諸学校における学校給食を無償とする措置

二 高等学校等の全ての生徒に係る授業料等を無償とする措置

三 大学、高等専門学校(第四学年及び第五学年に限る。)、専門課程を置く専修学校等(以下この号において「大学等」という。の授業料等の負担の軽減を図るための措置、大学等の学生又は生徒に対する学資の支給の拡充、所得連動返還型無利息奨学金制度(無利息で学資としての資金の貸与を行う措置並びに当該資金の返還の期限及び方法を当該貸与を受けた者の収入の状況その他の事情を勘案したものである措置をいう。の拡充等による修学の支援

四 多様な教育の機会を確保するための次に掲げる措置

イ 不登校の児童又は生徒に対する学校以外の場における教育の機会の提供

ロ 夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供

ハ 子どもの学習・生活支援事業(生活困窮者自立支援法(平成二十五年法律第五号)第三十七条に規定する子どもの学習・生活支援事業をいう。第二十八条第二項において同じ。による学習の援助の拡充

二 国及び地方公共団体は、全ての子どもがきめ細やかな教育を受けられるよう、小学校等のほか中学校、高等学校等における少人数の児童又

は生徒による学級の編制その他の必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学の入学者の選抜の公平性及び公正性の確保等を踏まえた高大接続改革(高等学校等における教育、大学の入学者の選抜及び大学における教育に関する一体的な改革をいう。の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

(いじめの防止)

第二十七条 国及び地方公共団体は、いじめによつて子どもの生命、心身及びその教育を受ける権利等が侵害され、又はその成長や人格の形成が阻害されることのないよう、いじめの防止及び早期発見並びにいじめを受けた子どもの心身のケアその他のいじめへの対処等のための必要な施策を講ずるものとする。

(子どもの居場所の確保)

第二十八条 国及び地方公共団体は、学校が子どもの生活において多くの時間を過ごす場所であるという観点から子どもが学校で安心して過ごせるよう、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者等の配置その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、子どもが成長する過程にに応じた安全で安心な居場所を確保するため、児童館その他の児童厚生施設(児童福祉法第四十条に規定する児童厚生施設をいう。の整備、放課後児童健全育成事業(同法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。)、子どもの学習・生活支援事業、放課後等デイサービス(同法第六条の二の二第四項に規定する放課後等デイサービスをいう。その他の子どもの成長する過程に応じた学校以外の子ども

もの居場所に係る施策の総合的な策定、中学校、高等学校等の生徒等の居場所の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

第六節 特別の支援を必要とする子どもに関する施策

(特別の支援を必要とする子どもが学び、成長するための支援及び環境の整備等)

第二十九条 国及び地方公共団体は、障害児、発達障害児、医療的ケア児その他の特別の支援を必要とする子どもが特別の支援を必要としない子どもと同様に学び、成長するための支援及び環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(ヤングケアラーの負担の軽減)

第三十条 国及び地方公共団体は、ヤングケアラー(ケアラー(高齢、身体上又は精神上の障害、疾病等により援助を必要とする親族等に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を行う者をいう。のうち、その援助を行うことにより、その年齢及び発達の程度に比して過重な負担を受けている子どもをいう。以下この条において同じ。の負担を軽減するため、ヤングケアラーの属する家庭の家事の補助、ヤングケアラーの家族に対する福祉サービスの提供、ヤングケアラーに対する相談体制の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(修学及び就業のいづれもしていない子ども、若者等の支援)

第三十一条 国及び地方公共団体は、義務教育終了後に修学及び就業のいづれもしていない子ども、若者等であつて、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対して必要な支援が行われるよう、それらの者の実態の把握のための

措置、子ども・若者育成支援推進法(平成二十一年法律第七十一号)第一条に規定する子ども・若者育成支援の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

第七節 補則

(子育て等の分野における情報通信技術の活用等)

第三十二条 国及び地方公共団体は、個人情報等の適正な取扱いの確保が図られ、個人の権利利益が不当に害されることのないようにしつつ、子育て、教育、福祉その他の分野において高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(関係者の連携)

第三十三条 国及び地方公共団体は、この章に規定する施策を講ずるに当たっては、子育て支援、子どもに対する教育、福祉サービス等の提供等を行う特定非営利活動法人、民間事業者その他の関係者との連携を図るものとする。

第四章 子どもの権利擁護委員会及び都道府県等における合議制の機関等

第一節 子どもの権利擁護委員会

(設置)

第三十四条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第三項の規定に基づいて、子どもの権利擁護委員会(以下この章及び附則において「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、内閣総理大臣の所轄に属する。

(任務)

第三十五条 委員会は、児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子どもの権利が擁護されているかどうかの実態及び子ども施策の実施状況

子どもの最善の利益が図られるための子ども施策の総合的かつ計画的な推進に関する法律案及び同報告書

(所掌事務)

第三十六条 委員会は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一、社会において子どもが置かれている状況、子どもの権利が擁護されているかどうか及び子ども施策の実施状況について、実態の調査並びに情報の収集、整理、分析及び提供を行うこと。
- 二、子どもの権利の擁護又は子ども施策の推進を図るため、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に意見を述べ、又は勧告をすること。
- 三、国が行う子ども施策に関する子どもによる意見の表明に関する代弁その他の支援を行うこと。
- 四、児童の権利に関する条約に関する教育及び学習の振興並びに知識の普及並びに子どもの権利に関する意識の啓発を行うこと。
- 五、都道府県及び市町村に対し、子どもの権利の擁護及び子ども施策の推進に関し必要な情報の提供、助言その他の支援を行うこと。
- 六、前各号に掲げるもののほか、法律(法律に基づき命令を含む。)に基づき委員会に属させられた事務

2 委員会は、前項の事務を行うに当たっては、子どもを主な構成員とする意見交換のための場を設けること等により、子どもの意見を聴く機会及び子どもが自ら意見を述べることができる機会を確保し、並びに子どもの意見を反映させ

るために必要な措置を講じなければならない。

(職権行使の独立性)

第三十七条 委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。

(組織等)

第三十八条 委員会は、委員長及び委員四人をもって組織する。

2 委員のうち二人は、非常勤とする。

3 委員長及び委員は、人格が高潔で識見の高い者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

4 委員長及び委員には、子どもの権利の擁護に関する学識経験又は実務経験を有する者が含まれるものとする。

(任期等)

第三十九条 委員長及び委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員長及び委員は、再任されることができ

る。

3 委員長及び委員の任期が満了したときは、当該委員長及び委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

4 委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前条第三項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員長又は委員を任命することができる。

5 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければなら

ない。この場合において、両議院の事後の承認が

得られないときは、内閣総理大臣は、直ちに、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

(身分保障)

第四十条 委員長及び委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

- 一 破産手続開始の決定を受けたとき。
- 二 この法律の規定に違反して刑に処せられたとき。
- 三 禁錮以上の刑に処せられたとき。
- 四 委員会により、心身の故障のため職務を執行することができないと認められたとき又は職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認められたとき。

(罷免)

第四十一条 内閣総理大臣は、委員長又は委員が前条各号のいずれかに該当するときは、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

(委員長)

第四十二条 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

2 委員会は、あらかじめ常勤の委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長を代理する者を定めておかなければならない。

(会議)

第四十三条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員長及び二人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決

する。

し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。 4 第四十条第四号の規定による認定をするには、前項の規定にかかわらず、本人を除く全員的一致がなければならない。 5 委員長に事故がある場合の第二項の規定の適用については、前条第二項に規定する委員長を代理する者は、委員長とみなす。 (専門委員) 第四十四条 委員会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。 2 専門委員は、委員会の申出に基づいて内閣総理大臣が任命する。 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。 4 専門委員は、非常勤とする。 (事務局) 第四十五条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。 2 事務局に、事務局長その他の職員を置く。 3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。 (政治運動等の禁止) 第四十六条 委員長及び委員は、在任中、政党その他の政治団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。 2 委員長及び常勤の委員は、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。 (秘密保持義務) 第四十七条 委員長、委員、専門委員及び事務局	の職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も、同様とする。 (給与) 第四十八条 委員長及び委員の給与は、別に法律で定める。 (資料の提出その他の協力) 第四十九条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、国立大学法人(国立大学法人法(平成十五年法律第百二十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。)の学長又は理事長、独立行政法人国立高等専門学校機構の理事長及び公立大学法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。)の理事長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の協力を求めることができる。この場合において、当該求めを受けた者は、正当な理由がある場合を除き、その求めに応じなければならない。 2 委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、同項の協力を依頼することができる。 (子どもの権利侵害が疑われる場合の調査等) 第五十条 委員会は、子どもの権利の侵害に係る事実で次に掲げるもの(以下この条及び次条第一項において「特定侵害事案」という。)があったことが疑われる場合において、その特定侵害事案と同種又は類似の特定侵害事案の発生の防止を図るため必要があると認めるときは、その原因を究明するための調査を行うものとする。	一 いじめ防止対策推進法(平成二十五年法律第七十一号)第二十八条第一項に規定する重大事態 二 児童虐待 三 前二号に掲げるものに準ずるものとして子どもの権利擁護委員会規則で定めるもの 2 委員会は、前項の調査を行うため必要な限度において、次に掲げる処分をすることができる。 一 特定侵害事案に関係があると認められる者(以下この項及び第四項において「関係者」という。)から報告を徴すること。 二 特定侵害事案の現場、関係者の事務所その他の必要と認める場所に立ち入り、書類その他の特定侵害事案に関係のある物件を検査し、又は関係者に質問すること。 三 関係者に出席を求めて質問すること。 3 委員会は、必要があると認めるときは、委員長、委員、専門委員又は事務局の職員に前項各号に掲げる処分をさせることができる。 4 前項の規定により第二項第二号に掲げる処分をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。 5 第二項又は第三項の規定による処分の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。 (関係行政機関の長等に対する勧告) 第五十一条 委員会は、前条第一項の調査を完了した場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関に対し、当該調査に係る特定侵害事案と同種又は類	似の特定侵害事案の発生を防止するため講ずべき施策又は措置について勧告することができる。 2 前項の規定による勧告を受けた関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関は、当該勧告に基づき講じた施策又は措置について委員会に報告しなければならない。 (規則の制定) 第五十二条 委員会は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、子どもの権利擁護委員会規則を制定することができる。 第二節 都道府県等における合議制の機関 第五十三条 都道府県(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(第四項において「指定都市」という。)を含む。以下この項及び第五十五条第一項において同じ。)に、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置く。 一 当該都道府県において子どもの権利が擁護されているかどうか及び当該都道府県における子ども施策の実施状況を監視し、必要があると認めるときは、当該都道府県の関係機関に勧告すること。 二 委員会に対し、子どもの権利の侵害に係る事案その他子どもの権利の擁護及び子ども施策の推進に関し必要な情報の提供を行うこと。 三 子どもによる意見の表明に関する代弁その他の支援を行うこと。 四 子どもへの権利の侵害に関する相談に応じ、必要な助言及び支援を行うこと。
---	---	---	--

五 子どもの権利の侵害に関する救済の申立てを受け、必要な調査を行い、当該調査の結果に基づき、当該都道府県の関係機関への勧告その他の手段によりその解決を図ること。 六 児童の権利に関する条約に関する教育及び学習の振興並びに知識の普及並びに子どもの権利に関する意識の啓発を行うこと。 2 前項の合議制の機関が同項の事務を行うに当たっては、子どもを主な構成員とする意見交換のための場を設けること等により、子どもの意見を聴く機会及び子どもが自ら意見を述べることができる機会を確保し、並びに子どもの意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。	四 子どもの権利の侵害に関する相談に応じ、必要な助言及び支援を行うこと。 五 子どもの権利の侵害に関する救済の申立てを受け、必要な調査を行い、当該調査の結果に基づき、当該市町村の関係機関への勧告その他の手段によりその解決を図ること。 六 児童の権利に関する条約に関する教育及び学習の振興並びに知識の普及並びに子どもの権利に関する意識の啓発を行うこと。 5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定により合議制の機関が置かれた場合に準用する。	を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務 二 内閣府が所掌する事務のうち次に掲げる事務 イ 青少年の健全な育成に関すること。 ロ 子ども・若者育成支援に関すること。 ハ 少子化の進展への対処に関すること。 ニ 子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援に関すること。 ホ 認定こども園に関する制度に関すること。 ヘ 子どもへの貧困対策に関すること。 三 文部科学省が所掌する事務のうち次に掲げる事務 イ 生涯学習に関すること(子どもに係るものに限る。) ロ 地方教育行政に関すること。 ハ 初等中等教育(幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼保連携型認定こども園における教育をいう。)に関すること。 ニ 学校保健、学校安全、学校給食及び災害共済給付に関すること。 ホ 社会教育に関すること(子どもに係るものに限る。) 四 厚生労働省が所掌する事務のうち次に掲げる事務 イ 育児又は家族介護を行う労働者の福祉の増進その他の労働者の仕事と生活の両立に関すること。 ロ 児童の保育に関すること。 ハ 児童の養護その他児童の保護及び虐待の防止に関すること。	二 児童のある家庭の福祉の増進に関すること。 ホ 福祉に欠ける母子及び父子並びに寡婦の福祉の増進に関すること。 ヘ 児童の保健及び妊産婦その他母性の保健の向上に関すること。 ト 障害児の福祉の増進に関すること。 五 前各号に掲げるもののほか、これらと一体的に行うことが国民の利便性の向上及び政府全体の業務の効率化に資する事務 2 子ども省が前項の事務を行うに当たっては、子ども施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、文部科学省その他の関係行政機関との緊密な連携を図るものとする。 3 第一項の措置を講ずるに当たっては、前項の緊密な連携が図られるよう、配慮がなされなければならない。
3 前項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。 4 市町村(指定都市を除く。以下この項及び第五十五条第二項において同じ。)は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。 一 当該市町村において子どもの権利が擁護されているかどうか及び当該市町村における子ども施策の実施状況を監視し、必要があると認めるときは、当該市町村の関係機関に勧告すること。 二 委員会に対し、子どもの権利の侵害に係る事案その他子どもの権利の擁護及び子ども施策の推進に関し必要な情報の提供を行うこと。 三 子どもによる意見の表明に関する代弁その他の支援を行うこと。	(運携及び協力) 第五十四条 委員会並びに前条第一項及び第四項の合議制の機関は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。 (都道府県等の支弁) 第五十五条 第五十三条第一項の合議制の機関に要する費用は、都道府県の支弁とする。 2 第五十三条第四項の合議制の機関に要する費用は、市町村の支弁とする。 (費用の補助) 第五十六条 国は、政令で定めるところにより、前条の費用の全部又は一部を補助することができる。 第五章 子ども省の設置についての法制上の措置等 第五十七条 政府は、子ども施策の総合的な推進を図るため、次に掲げる事務をつかさどる子ども省の設置について、必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。 一 子ども施策に関する行政各部の施策の統一	防止に関すること。 二 児童のある家庭の福祉の増進に関すること。 ホ 福祉に欠ける母子及び父子並びに寡婦の福祉の増進に関すること。 ヘ 児童の保健及び妊産婦その他母性の保健の向上に関すること。 ト 障害児の福祉の増進に関すること。 五 前各号に掲げるもののほか、これらと一体的に行うことが国民の利便性の向上及び政府全体の業務の効率化に資する事務 2 子ども省が前項の事務を行うに当たっては、子ども施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、文部科学省その他の関係行政機関との緊密な連携を図るものとする。 3 第一項の措置を講ずるに当たっては、前項の緊密な連携が図られるよう、配慮がなされなければならない。	第六節 罰則 第五十八条 第四十七条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 第五十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。 一 第五十条第二項第一号又は第三項の規定による報告の徴取に対して虚偽の報告をしたとき。 二 第五十条第二項第二号又は第三項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して虚偽の陳述をしたとき。 三 第五十条第二項第三号又は第三項の規定に

よる質問に対して虚偽の陳述をしたとき。

第六十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十二条、第四章、第六章及び附則第三条の規定は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(任命のために必要な行為)

第二条 第三十八条第三項の規定による委員会の委員長及び委員の任命のために必要な行為は、第四章の規定の施行前においても行うことができる。

(委員長及び委員の任命手続の特例)

第三条 第三十九条第四項及び第五項の規定は、第四章の規定の施行後最初に任命される委員会の委員長及び委員の任命について準用する。

(関係法律の整備)

第四条 この法律の施行に伴う関係法律の整備にについては、別に法律で定める。

理 由

子どもの最善の利益が図られ、その人権が保障され、及び社会全体で子どもの成長を支援する社会を実現するため、児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子ども施策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、子ども施策基本計画等の策定、子ども施策の基本となる

令和四年五月十七日 衆議院会議録第二十七号

事項、子どもの権利擁護委員会及び都道府県等における合議制の機関等並びに子ども省の設置についての法制上の措置等に関する事項について定めることにより、子ども施策を総合的かつ計画的に推進する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約三十四億円の見込みである。

子どもの最善の利益が図られるための子ども施策の総合的かつ計画的な推進に関する法律案(城井崇君外十一名提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、子どもの最善の利益が図られ、その人権が保障され、及び社会全体で子どもの成長を支援する社会を実現するため、児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子ども施策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、子ども施策基本計画等の策定、子ども施策の基本となる事項、子どもの権利擁護委員会及び都道府県等における合議制の機関等並びに子ども省の設置についての法制上の措置等に関する事項について定めることにより、子ども施策を総合的かつ計画的に推進するもので、その主な内容は次のとおりである。

1 この法律において「子ども施策」とは、子育て、教育、福祉、保健、医療、雇用、少子化対策その他の分野における子どもに関する施策をいい、当該施策の性質上子どものほか若

者を対象とすることが適当である場合にあつては、若者に関する施策を含むものとする。

2 子ども施策の推進は、全ての子ども(子ども施策の対象となる若者を含む。)の最善の利益が図られ、その人権を保障すること等を基本理念として行われなければならないこと。

3 国、地方公共団体及び国民の責務等について規定すること。

4 政府は、基本理念にのっとり、子ども施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子ども施策基本計画を定めなければならないこと。また、都道府県は、子ども施策基本計画を勘案して、都道府県子ども施策基本計画を定めなければならないこと。

5 子ども施策の基本となる事項として、子ども施策のための予算の確保、子どもの意見の反映及び子ども施策の実施状況に関する評価等について規定するほか、子どもの生活を経済的に安定させるための施策、希望する者が安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現のための施策、子どもの生存と安全を保障するための施策、教育を受ける権利等を保障するための施策、特別の支援を必要とする子どもに関する施策等について規定すること。

6 内閣府の外局として、子どもの権利擁護委員会を設置し、その任務、所掌事務、組織等について定めるとともに、同委員会による関係行政機関の長等に対する資料提出その他の協力、子どもの権利侵害が疑われる場合の調査等及び関係行政機関の長等に対する

勧告について定めること。

7 政府は、子ども施策の総合的な推進を図るため、子ども省の設置について、必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。また、子ども省がその事務を行うに当たっては、子ども施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、文部科学省その他の関係行政機関との緊密な連携を図るものとする。

8 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行すること。

二 議案の否決理由

本案は、子どもの最善の利益が図られ、その人権が保障され、及び社会全体で子どもの成長を支援する社会を実現するため、児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子ども施策を総合的かつ計画的に推進するものであるが、妥当とはいえないものと認め、否決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約三十四億円が見込まれる。

四 国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見聴取

国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して野田国務大臣から「政府としては反対である。」旨の意見が述べられた。

令和四年五月十三日

衆議院議長 細田 博之殿
内閣委員長 上野賢一郎

子どもの最善の利益が図られるための子ども施策の総合的かつ計画的な推進に関する法律案及び同報告書

令和四年五月十七日 衆議院会議録第二十七号

こども家庭庁設置法案

右
国会に提出する。

令和四年二月二十五日

内閣総理大臣 岸田 文雄

こども家庭庁設置法

目次

第一章 総則(第一条)

第二章 こども家庭庁の設置並びに任務及び所掌事務等

第一節 こども家庭庁の設置(第二条)

第二節 こども家庭庁の任務及び所掌事務等(第三条・第五条)

第三章 こども家庭庁に置かれる機関

第一節 審議会等(第六条・第七条)

第二節 特別の機関(第八条)

第四章 雑則(第九条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、こども家庭庁の設置並びに

任務及びこれを達成するため必要となる明確な

範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌す

る行政事務を能率的に遂行するため必要な組織

を定めることを目的とする。

第二章 こども家庭庁の設置並びに任務及

び所掌事務等

第一節 こども家庭庁の設置

(設置)

第二条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九

号)第四十九条第三項の規定に基づいて、内閣

府の外局として、こども家庭庁を設置する。

こども家庭庁設置法案及び同報告書

2 こども家庭庁の長は、こども家庭庁長官(以下「長官」という。)とする。

第二節 こども家庭庁の任務及び所掌事務等

(任務)

第三条 こども家庭庁は、心身の発達過程にある者(以下「こども」という。)が自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向け、子育てにおける家庭の役割の重要性を踏まえつつ、こどもの年齢及び発達の程度に応じ、その意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮することを基本とし、こども及びこどものある家庭の福祉の増進及び保健の向上その他のこどもの健やかな成長及びこどものある家庭における子育てに対する支援並びにこどもの権利利益の擁護に関する事務を行うことを任務とする。

2 前項に定めるもののほか、こども家庭庁は、同項の任務に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とする。

3 こども家庭庁は、前項の任務を遂行するに当たり、内閣官房を助けるものとする。

4 前項に定めるもののほか、こども家庭庁は、同項の任務に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とする。

5 こども家庭庁は、前項の任務を遂行するに当たり、内閣官房を助けるものとする。

6 こども家庭庁は、前項の任務を遂行するに当たり、内閣官房を助けるものとする。

7 こども家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉の増進に関すること。

8 第四号から前号までに掲げるもののほか、こども、こどものある家庭及び妊娠婦その他の母性の福祉の増進に関すること。

9 こどもの安全で安心な生活環境の整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

10 独立行政法人日本スポーツ振興センターが行う独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成十四年法律第六十二号)第十五条第一項第七号に規定する災害共済給付に関すること。

11 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成二十年法律第七十九号)第八条第一項に規定する基本計画の作成及び推進に関すること。

12 こどもの保健の向上に関すること(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)の規定による小児慢性特定疾病医療費の支給等に関するものを除く。)

13 妊産婦その他の母性の保健の向上に関すること。

14 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律(平成三十年法律第四号)第十一条第一項に規定する成育医療等基本方針の策定及び推進に関すること。

15 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律(平成三十一年法律第十四号)の規定による一時金の支給等に関すること。

16 こどもの虐待の防止に関すること。

17 いじめ防止対策推進法(平成二十五年法律第七十一号)の規定によるいじめの防止等に関する相談の体制その他の地域における体制の整備に関すること。

18 前二号に掲げるもののほか、こどもの権利利益の擁護に関すること(他省の所掌に属するものを除く。)

19 少子化社会対策基本法(平成十五年法律第三十三号)第七条に規定する大綱の策定及び推進に関すること。

20 子ども・若者育成支援推進法(平成二十一年法律第七十一号)第八条第一項に規定する子ども・若者育成支援推進大綱の作成及び推進に関すること。

21 前号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援(子ども・若者育成支援推進法第一条に規定する子ども・若者育成支援をいう。次項第三号において同じ。)に関する関係行政機関の事務の連絡調整及びこれに伴い必要となる当該事務の実施の推進に関するこ

二 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)の規定による子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育して

いる者に必要な支援に関すること(同法第六十九号第一項の規定による拠出金の徴収に関するものを除く。)

三 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)に規定する認定こども園に関する制度に関すること。

四 こどもの保育及び養護に関すること。

五 こどものある家庭における子育ての支援体制の整備並びに地域におけるこどもの適切な遊び及び生活の場の確保に関すること。

六 こどもの福祉のための文化の向上に関すること。

七 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉の増進に関すること。

八 第四号から前号までに掲げるもののほか、こども、こどものある家庭及び妊娠婦その他の母性の福祉の増進に関すること。

九 こどもの安全で安心な生活環境の整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

十 独立行政法人日本スポーツ振興センターが行う独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成十四年法律第六十二号)第十五条第一項第七号に規定する災害共済給付に関すること。

十一 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成二十年法律第七十九号)第八条第一項に規定する基本計画の作成及び推進に関すること。

と。

二十二 子どもの貧困対策の推進に関する法律
(平成二十五年法律第六十四号) 第八条第一項
に規定する大綱の策定及び推進に関するこ
と。

二十三 大学等における修学の支援に関する法
律(令和元年法律第八号)の規定による大学等
における修学の支援に関する関係行政機関の
経費の配分計画に関すること。

二十四 こども、こどものある家庭及び妊産婦
その他母性に関する総合的な調査に関するこ
と。

二十五 所掌事務に係る国際協力に関するこ
と。

二十六 政令で定める文教研修施設において所
掌事務に関する研修を行うこと。

二十七 前各号に掲げるもののほか、法律(法
律)に基づく命令を含む。)に基づきこども家庭
庁に属させられた事務

2 前項に定めるもののほか、こども家庭庁は、
前条第二項の任務を達成するため、行政各部の
施策の統一を図るために必要となる次に掲げる
事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事
務(内閣官房が行う内閣法(昭和二十二年法律第
五号)第十二条第二項第二号に掲げる事務を除
く。)をつかさどる。

一 こどもが自立した個人としてひとしく健や
かに成長することのできる社会の実現に向け
た基本的な政策に関する事項
二 結婚、出産又は育児に希望を持つことがで
きる社会環境の整備等少子化の克服に向けた
基本的な政策に関する事項

三 子ども・若者育成支援に関する事項
3 前二項に定めるもののほか、こども家庭庁

は、前条第二項の任務を達成するため、内閣府

設置法第四条第二項に規定する事務のうち、前
条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政
策について、当該重要政策に関して閣議におい
て決定された基本的な方針に基づいて、行政各
部の施策の統一を図るために必要となる企画及
び立案並びに総合調整に関する事務をつかさど
る。

(資料の提出要求等)

第五条 長官は、こども家庭庁の所掌事務を遂行
するため必要があると認めるときは、関係行政
機関の長に対し、資料の提出、説明その他必要
な協力を求めることができる。

第三章 こども家庭庁に置かれる機関

第一節 審議会等

(設置)

第六条 こども家庭庁に、こども家庭審議会を置
く。

2 前項に定めるもののほか、別に法律で定める
ところによりこども家庭庁に置かれる審議会等
は、旧優生保護法一時金認定審査会とし、旧優
生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対す
る一時金の支給等に関する法律(これに基づく
命令を含む。)の定めるところによる。

(こども家庭審議会)

第七条 こども家庭審議会は、次に掲げる事務を
つかさどる。

一 内閣総理大臣、関係各大臣又は長官の諮問
に応じて、こどもが自立した個人としてひと
しく健やかに成長することのできる社会の実
現に向けた基本的な政策に関する重要事項を
調査審議すること。

二 前号に規定する重要事項に関し、内閣総理
大臣、関係各大臣又は長官に意見を述べるこ

と。

三 内閣総理大臣又は長官の諮問に応じて、次
に掲げる重要事項を調査審議すること。

イ 子ども・子育て支援法の施行に関する重
要事項

ロ こども、こどものある家庭及び妊産婦そ
の他母性の福祉の増進に関する重要事項

ハ こども及び妊産婦その他母性の保健の向
上に関する重要事項

二 こどもの権利利益の擁護に関する重要事
項

四 前号イに掲げる重要事項に関し内閣総理大
臣、関係各大臣又は長官に、同号ロから二ま
でに掲げる重要事項に関し内閣総理大臣又は
長官に、それぞれ意見を述べること。

五 次に掲げる法律の規定によりその権限に属
させられた事項を処理すること。

イ 児童福祉法

ロ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規
制及び処罰並びに児童の保護等に関する法
律(平成十一年法律第五十二号)

ハ 次世代育成支援対策推進法(平成十五年
法律第二十号)

二 就学前の子どもに関する教育、保育等の
総合的な提供の推進に関する法律

ホ 子ども・子育て支援法

ヘ 成育過程にある者及びその保護者並びに
妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目な
く提供するのための施策の総合的な推進に関
する法律

2 こども家庭審議会の委員その他の職員で政令
で定めるものは、内閣総理大臣が任命する。

3 前二項に定めるもののほか、こども家庭審議
会の組織及び委員その他の職員その他こども家
庭審議会に関し必要な事項については、政令で
定める。

第二節 特別の機関

第八条 別に法律の定めるところによりこども家
庭庁に置かれる特別の機関は、次の表の上欄に
掲げるものとし、それぞれ同表の下欄の法律
(これらに基づく命令を含む。)の定めるところ
による。

少子化社会対策会議	
子ども・若者育成支援推進本部	子ども・若者育成支援推進法
子どもの貧困対策会議	子どもの貧困対策の推進に関する法律

第四章 雑則

(官房及び局の数等)

第九条 こども家庭庁は、内閣府設置法第五十三
条第二項に規定する庁とする。

2 内閣府設置法第五十三条第二項の規定に基づ
きこども家庭庁に置かれる官房及び局の数は、
三以内とする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、令和五年四月一日から施行す
る。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後五年を目途とし
て、小学校就学前の子どもに対する質の高い教

育及び保育の提供その他のこのものの健やかな成長及びこのものある家庭における子育てに対する支援に関する施策の実施の状況を勘案し、これらの施策を総合的かつ効果的に実施するため組織及び体制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

理 由

こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向け、子育てにおける家庭の役割の重要性を踏まえつつ、こどもの年齢及び発達程度に応じ、その意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮することを基本とし、こども及びこどものある家庭の福祉の増進及び保健の向上その他のこどもの健やかな成長及びこどものある家庭における子育てに対する支援並びにこどもの権利利益の擁護に関する事務を行うとともに、当該任務に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とするこども家庭庁を、内閣府の外局として設置することとし、その所掌事務及び組織に関する事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

こども家庭庁設置法案(内閣提出)に関する
報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、こども政策を我が国社会のまんなかに据え、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押ししていくため、強い司令塔機能を有し、こどもの最善の利益を第一に

考え、常にこどもの視点に立った政策を推進すること、こども家庭庁を設置しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 1 こども家庭庁は、こども家庭庁長官を長とし、内閣府の外局として設置されること。
- 2 こども家庭庁は、こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向け、こども及びこどものある家庭の福祉の増進及び保健の向上その他のこどもの健やかな成長及びこどものある家庭における子育てに対する支援並びにこどもの権利利益の擁護に関する事務を行うことを任務とするとともに、当該任務に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とする。
- 3 こども家庭庁は、2の任務を達成するため、子ども・子育て支援給付に関することやこどもの保育、虐待の防止に関することなど、こどもの福祉や保健、子育て支援等に関する事務を移管するとともに、小学校就学前のこどもの健やかな成長のための環境の確保及び小学校就学前のこどものある家庭における子育て支援に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進、地域におけるこどもの適切な遊び及び生活の場の確保、こどもの安全で安心な生活環境の整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進、いじめの防止等に関する相談の体制その他の地域における体制の整備、こどもの権利利益の擁護等をつかさどるほか、こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向けた基本的な政策に関する事項や結婚、出産又は育児に希望を持つことができ

る社会環境の整備等少子化の克服に向けた基本的な政策に関する事項等の企画及び立案並びに総合調整をつかさどること。

- 4 こども家庭庁長官は、所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができること。
- 5 こども家庭庁に、こども家庭審議会等を置くほか、特別の機関として、少子化社会対策会議、子ども・若者育成支援推進本部及び子どもの貧困対策会議を置くこと。
- 6 この法律は、令和五年四月一日から施行すること。
- 7 政府は、この法律の施行後五年を目途として、小学校就学前のこどもに対する質の高い教育及び保育の提供その他のこどもの健やかな成長及びこどものある家庭における子育てに対する支援に関する施策の実施の状況を勘案し、これらの施策を総合的かつ効果的に実施するための組織及び体制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

二 議案の可決理由

こども政策を我が国社会のまんなかに据え、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押ししていくため、強い司令塔機能を有し、こどもの最善の利益を第一に考え、常にこどもの視点に立った政策を推進すること、こども家庭庁を設置しようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、立憲民主党・無所属の提案に係る修正案が提出されたが、否決された。また、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

令和四年五月十三日

内閣委員長 上野賢一郎

衆議院議長 細田 博之殿

(別紙)

こども家庭庁設置法案に対する附帯決議
政府は、本法の施行に当たっては、次の事項に留意し、その運用等について遺漏なきを期すべきである。

- 一 こども施策の実施に当たっては、関係府省庁、地方公共団体等の連携を十分に確保すること。特にこどもの教育に関しては、こども施策に関する総合調整機能を担うこども家庭庁と教育行政をつかさどる文部科学省との緊密な連携の確保を図ること。
- 二 こども家庭審議会は、メンバー及び運営の公平性・透明性に加え、こどもを取り巻く諸課題に迅速に対処するために必要な課題の把握・検証を不断に行い、関係府省庁、地方公共団体、教育機関その他の関係機関などに対する実効性のある施策の実現に取り組むこと。
- 三 こども施策の検討に当たっては、こどもや若者の意見を把握するために、特定的手段によることなく多様な手法を検討・活用するとともに、こどもや若者が意見を表明しやすい環境整備に向けて、地方公共団体、教育機関その他の関係機関などと緊密に連携すること。また、こどもの意見形成を促進するために、こどもの年齢及び発達を考慮し、こどもが理解しやすくか

つアクセスしやすい多様な方法で十分な情報提供を行うこと。

四 このものの年齢及び発達に程度に応じ、こどもの意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮するための方針を早期に具体化し、その実施に当たっては、関係府省庁に対しその趣旨を徹底するとともに、実効性の確保に向けて恒常的な連携を図ること。

五 我が国の家族関係社会支出が諸外国と比べて低水準となつていとの指摘を踏まえ、政府はこども政策に関する予算の確実な確保とともに、更なる予算確保のための中長期的な方策及びそのための安定財源の確保の検討に早期に着手すること。

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案

右
国会に提出する。

令和四年二月二十五日

内閣総理大臣 岸田 文雄

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律

(学校教育法の一部改正)

第一条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十五条に次の二項を加える。

文部科学大臣は、前項の規定により幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項を定めるに当たっては、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第四十五条第二項の規定により児童福祉施設に関して内閣府令で

令和四年五月十七日 衆議院会議録第二十七号

定める基準(同項第三号の保育所における保育の内容に係る部分に限る。)並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第十条第一項の規定により主務大臣が定める幼児連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項との整合性の確保に配慮しなければならない。

文部科学大臣は、第一項の幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項を定めるときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。

(児童福祉法の一部改正)

第二条 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第六条の二の二第二項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同条第三項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第四項から第六項まで、第八項及び第九項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第六条の二の二第二項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同条第三項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第四項から第六項まで、第八項及び第九項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第六条の三第一項第二号及び第三項から第八項までの規定中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同条第九項第一号中「第十九条第一項第二号」を「第十九条第二号」に、「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同条第十二項第一号ハ、第十三項及び第十四項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第六条の四各号中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第八条第八項及び第九項中「社会保障審議会」を「こども家庭審議会、社会保障審議会」に改め

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案及び同報告書

る。

第十一条第一項第二号ト(5)及び第四項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第十二条の三第二項第七号中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同条第三項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第十三条第三項第二号中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同項第七号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第八号中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同条第六項及び第九項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第十八条の二の次に次の一条を加える。

第十八条の二の二 内閣総理大臣及び厚生労働大臣は、児童委員の制度の運用に当たっては、必要な情報交換を行う等相互に連携を図りながら協力しなければならない。

第十八条の五第一号中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第十八条の八第一項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第十八条の九第一項及び第十八条の十八第一項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第二十一条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第二十一条の二中「おいて」の下に、「第十九条の十二第二項中「厚生労働大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、第十九条の二十第四項中「厚生労働省令」とあるのは「内閣府令」と読み替えるほかを加える。

第二十一条の三第三項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第二十一条の四第一項中「次条」を「次条第一

項」に改める。

第二十一条の五に次の一項を加える。

厚生労働大臣は、前項の基本的な方針を定め、又は変更するときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

第二十一条の五の三第一項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同条第二項第一号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第二十一条の五の四第一項及び第二項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同条第三項各号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第二十一条の五の六中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第二十一条の五の七第一項、第二項及び第四項から第十項までの規定中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同条第十三項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第二十一条の五の八第一項及び第二項、第二十一条の五の九第二項並びに第二十一条の五の十一第一項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第二十一条の五の十二第一項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第二十一条の五の十三第一項、第二十一条の五の十四並びに第二十一条の五の十五第一項、第二項、第三項第六号ただし書、第七号及び第十号並びに第四項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第二十一条の五の十七の見出しを削り、同条第一項、第二項及び第五項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第二十一条の五の十九第三項並びに第二十一

令和四年五月十七日 衆議院會議録第二十七号

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案及び同報告書

条の五の二十第一項、第三項及び第四項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第二十一条の五の二十第二項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第二十一条の五の二十六第一項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同条第二項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同条第四号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第三項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に、「厚生労働大臣等」を「内閣総理大臣等」に改め、同条第四項中「厚生労働大臣等」を「内閣総理大臣等」に、「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同条第五項中「厚生労働大臣等」を「内閣総理大臣等」に改める。

第二十一条の五の二十七第一項中「厚生労働大臣等」を「内閣総理大臣等」に改め、同条第二項及び第三項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第四項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に、「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第二十一条の五の二十八第一項中「厚生労働大臣等」を「内閣総理大臣等」に、「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「厚生労働大臣等」を「内閣総理大臣等」に改め、同条第五項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に、「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第二十一条の五の二十九第一項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第二十一条の五の三十中「おいて」の下に、「第十九条の十二第二項中「厚生労働大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、第十九条の二十四第四項

中「厚生労働省令」とあるのは「内閣府令」と読み替えるほか」を加える。

第二十一条の五の三十二、第二十一条の十の二第三項、第二十一条の十五、第二十二條第二項及び第四項並びに第二十三條第二項及び第五項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第二十四条の二第二項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同条第二項第一号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第二十四条の三第一項、第二項及び第五項から第七項までの規定中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同条第十項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第二十四条の四第二項及び第二十四条の五中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第二十四条の六第一項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第二十四条の七第一項、第二十四条の八、第二十四条の九第一項、第二十四条の十二第三項並びに第二十四条の十三第一項及び第三項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第二十四条の二十第一項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同条第二項第二号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第二十四条の二十一「おいて」の下に、「第十九条の十二第二項中「厚生労働大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、第十九条の二十四第四項中「厚生労働省令」とあるのは「内閣府令」と読み替えるほか」を加える。

第二十四条の二十三及び第二十四条の二十四第一項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第二十四条の二十六第二項中「厚生労働大臣」

を「内閣総理大臣」に改め、同条第五項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に、「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同条第七項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第二十四条の二十七第一項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同条第二項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第三項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第二十四条の二十八第一項、第二十四条の三十一第一項及び第二項、第二十四条の三十二、第二十四条の三十五第一項第一号及び第二号並びに第二十四条の三十六第三号及び第四号中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第二十四条の三十八第一項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同条第二項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第三項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に、「厚生労働大臣等」を「内閣総理大臣等」に改め、同条第四項中「厚生労働大臣等」を「内閣総理大臣等」に、「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同条第五項中「厚生労働大臣等」を「内閣総理大臣等」に改める。

第二十四条の三十九第一項中「厚生労働大臣等」を「内閣総理大臣等」に改め、同条第二項及び第三項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第四項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第五項中「厚生労働大臣等」を「内閣総理大臣等」に改める。

第二十四条の四十第一項中「厚生労働大臣等」を「内閣総理大臣等」に、「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同条第二項から第四項までの

規定中「厚生労働大臣等」を「内閣総理大臣等」に改め、同条第五項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に、「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第二十五条の二第三項及び第五項から第七項までの規定中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同条第八項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第二十六条第一項第二号、第二十七条第一項第二号、第三十三條の二第一項ただし書、第三十三條の四ただし書、第三十三條の六第一項、第二項及び第五項、第三十三條の八第二項ただし書、第三十三條の十五第二項、第三十三條の十六並びに第三十三條の十八第一項、第二項及び第八項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第三十三條の十九第一項及び第四項から第六項までの規定、第三十三條の二十二第八項並びに第三十三條の二十四第二項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第三十四條の三第二項及び第四項、第三十四條の四第一項及び第三項、第三十四條の八第二項及び第四項、第三十四條の八の二第二項、第三十四條の九、第三十四條の十二第一項及び第三項並びに第三十四條の十三中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第三十四條の十五第二項並びに第三項第四号二ただし書、ホ及びト中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同条第五項ただし書中「第十九條第一項第三号」を「第十九條第三号」に、「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同条第七項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第三十四條の十六第二項、第三十四條の十八

第一項及び第三項、第三十四条の十九並びに第三十四条の二十一中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第三十五条第三項、第四項、第五項第四号二ただし書、ホただし書及びト並びに第七項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同条第八項ただし書中「第十九条第一項第二号」を「第十九条第二号」に、「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同条第十一項及び第十二項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第四十四条の二第一項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第四十五条第二項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同項の次に次の二項を加える。

内閣総理大臣は、前項の内閣府令で定める基準（同項第三号の保育所における保育の内容に関する事項に限る。）を定めるに当たつては、学校教育法第二十五条第一項の規定により文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項並びに認定こども園法第十条第一項の規定により主務大臣が定める幼児保育認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項との整合性の確保並びに小学校及び義務教育学校における教育との円滑な接続に配慮しなければならない。

内閣総理大臣は、前項の内閣府令で定める基準を定めるときは、あらかじめ、文部科学大臣に協議しなければならない。

第四十五条の二第一項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第四十七条第一項ただし書、第二項ただし書及び第三項並びに第四十八条中「厚生労働省令」

令和四年五月十七日 衆議院会議録第二十七号

を「内閣府令」に改める。

第五十六条第一項、第五十六条の二第二項及び第五十六条の四中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第五十六条の四の二第二項第三号中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同条第四項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第五十六条の四の三第一項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第二項及び第三項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第五十六条の五中「規定は」の下に「児童福祉施設の用に供するため」を加え、「児童福祉施設を「社会福祉法人」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、社会福祉法第五十八条第二項中「厚生労働大臣」とあるのは、「内閣総理大臣」と読み替えるものとする。

第五十六条の五の三中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第五十七条の三の三第一項、第三項、第四項及び第六項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第五十七条の三の四第一項及び第四項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第五十七条の四の二中「これらの規定」を「同法第六十六条第一項」に、「あるのは」を「あるのは」に改め、「含む」の下に「。第百八条第一項及び第五項において同じ」を加え、「とする」を「と、同項第一号及び同法第百八条中「厚生労働大臣」とあるのは「内閣総理大臣」とする」に改める。

第五十九条の二第一項及び第二項、第五十九条の二の二第三号、第五十九条の二の四第三号

並びに第五十九条の二の五第一項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第五十九条の四第二項及び第三項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第五十九条の五第一項中「第十九条の十六第一項」を削り、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第二項及び第三項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条に次の一項を加える。

第一項、第二項前段及び前項の規定は、第十九条の十六第一項の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務について準用する。この場合において、第一項、第二項前段及び前項中「内閣総理大臣」とあるのは、「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。

第五十九条の七中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同条ただし書中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第五十九条の八第一項中「この法律に規定する厚生労働大臣の権限」を「厚生労働大臣」に改め、「より」の下に「第十六条第三項、第五十七条の三の三第二項及び第五項並びに第五十九条の五第四項において読み替えて準用する同条第一項に規定する厚生労働大臣の権限を」を加え、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

内閣総理大臣は、この法律に規定する内閣総理大臣の権限（政令で定めるものを除く。）をこども家庭庁長官に委任する。

こども家庭庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を地方厚生局長又は地方厚生支局長に委任することができる。

（母体保護法の一部改正）

第三号 母体保護法（昭和二十三年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第二号第一項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第十五条第一項及び第二項並びに第四十条第二項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

（民生委員法の一部改正）

第四条 民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）の一部を次のように改正する。

第二十七条を削る。

第二十八条中「第二十六条」を「前条」に改め、同条を第二十七条とし、同条の次に次の一条を加える。

第二十八条 厚生労働大臣は、この法律の運用に当たつては、内閣総理大臣の協力を求めるものとする。

（医療法の一部改正）

第五条 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第三十条の三第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、関係行政機関の長に協議するものとする。

（身体障害者福祉法等の一部改正）

第六条 次に掲げる法律の規定中「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。

一 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第九条第二項及び第三項並びに第十八条第二項

令和四年五月十七日 衆議院會議録第二十七号

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案及び同報告書

二八

二 国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第百十六条の二第一項第三号 三 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第九条第二項及び第三項並びに第十六条第一項第二号 四 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第五十五条第一項第二号 (生活保護法の一部改正) 第七条 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十号)の一部を次のように改正する。 第八十四条の三中「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。 別表第一備考中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。 二 三の項下欄(第二号に係る部分に限る。)、六の項下欄(第二号及び第三号に係る部分に限る。及び七の項下欄(第三号に係る部分に限る。))の厚生労働省令 令 内閣総理大臣 (地方交付税法の一部改正) 第八条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)の一部を次のように改正する。 第十二条第三項の表第二十七号中「第十九条第一項第一号」を「第十九条第一号」に改める。 (社会福祉法の一部改正) 第九条 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。 第八十九条第三項中「総務大臣」を「内閣総理大臣及び総務大臣」に改める。 (児童扶養手当法の一部改正) 第十条 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二	百三十八号)の一部を次のように改正する。 第十三条の三第二項及び第十四条第四号中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。 第二十号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。 第二十八号中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。 第二十八号の二第三項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。 第三十二号中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。 (母子及び父子並びに寡婦福祉法の一部改正) 第十一条 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十一年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。 第六号第六項第二号中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。 第十一条第一項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第三項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に、「これを変更しようとする」を「変更する」に改め、同条第四項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に、「又はこれを」を「又は」に改める。 第十二条第二項中「変更しようとする」を「変更する」に改め、同条第三項中「変更しようとする」を「変更する」に、「第七十七条第一項を」を「七十二条第一項」に改め、同条第四項中「変更しようとする」を「変更する」に改め、同条第五項中「変更しようとする」を「変更する」に、「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。 第十七条第一項、第十八条ただし書及び第二十条中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。 第二十一条中「休止しようとする」を「休止する」に、「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。	第二十八条第一項中「平成二十四年法律第六十五号」を削り、同条第二項中「第十九条第一項第二号」を「第十九条第二号」に改め、同条第三項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。 第三十条第三項、第三十一条第一号及び第二号、第三十一条の五第二項、第三十一条の七第一項及び第四項、第三十一条の九第三項、第三十一条の十一第二項、第三十三条第一項及び第四項、第三十五条第三項、第三十五条の二第二項、第三十七条第七項並びに第四十七条中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。 (母子保健法の一部改正) 第十二条 母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。 第十二条中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。 第十三条第二項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。 第十五条、第十六条第三項及び第四項、第十七条の二第一項第一号及び第二号並びに第二項並びに第十九条の二中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。 第二十条第七項中「診療報酬」との下に、「同条第二項中「厚生労働大臣」とあるのは「内閣総理大臣」とを、「市町村」との下に「「厚生労働省令」とあるのは「内閣府令」とを加える。 第二十二条第二項第四号中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。 第二十七条(見出しを含む。中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。 第二十八条を次のように改める。 (権限の委任) 第二十八条 内閣総理大臣は、この法律に規定	する内閣総理大臣の権限(政令で定めるものを除く。)をこども家庭庁長官に委任する。 2 こども家庭庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を地方厚生局長又は地方厚生支局長に委任することができる。 (住民基本台帳法の一部改正) 第十三条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。 第三十一条第三項中「国民年金の被保険者及び」を「及び国民年金の被保険者に関する事項については厚生労働大臣」に、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。 (こどもの国協会の解散及び事業の承継に関する法律及び母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法の一部改正) 第十四条 次に掲げる法律の規定中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。 一 こどもの国協会の解散及び事業の承継に関する法律(昭和五十五年法律第九十一号)第一條第三項、第四條、第五條並びに第六條第一項及び第二項 二 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法(平成二十四年法律第九十二号)第二條第一項及び第二項 (小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律の一部改正) 第十五条 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律(平成九年法律第九十号)の一部を次のように改正する。 第二条第一項及び第三条第二項中「厚生労働	する内閣総理大臣の権限(政令で定めるものを除く。)をこども家庭庁長官に委任する。 2 こども家庭庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を地方厚生局長又は地方厚生支局長に委任することができる。 (住民基本台帳法の一部改正) 第十三条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。 第三十一条第三項中「国民年金の被保険者及び」を「及び国民年金の被保険者に関する事項については厚生労働大臣」に、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。 (こどもの国協会の解散及び事業の承継に関する法律及び母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法の一部改正) 第十四条 次に掲げる法律の規定中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。 一 こどもの国協会の解散及び事業の承継に関する法律(昭和五十五年法律第九十一号)第一條第三項、第四條、第五條並びに第六條第一項及び第二項 二 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法(平成二十四年法律第九十二号)第二條第一項及び第二項 (小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律の一部改正) 第十五条 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律(平成九年法律第九十号)の一部を次のように改正する。 第二条第一項及び第三条第二項中「厚生労働
--	--	---	--	--

大臣」を「関係行政機関の長」に改める。

(中小企業等経営強化法の一部改正)

第十六条 中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

第七十三条に次の一項を加える。

14 内閣総理大臣は、この法律による権限(子ども家庭庁の所掌に係るもの)に限り、政令で定めるものを除く。を子ども家庭庁長官に委任する。

第七十五条に次の一項を加える。

3 子ども家庭庁長官は、政令で定めるところにより、第七十三条第十四項の規定により委任された権限の一部を地方厚生局長又は地方厚生支局長に委任することができる。

(児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律の一部改正)

第十七条 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「厚生労働省」を「子ども家庭庁」に改める。

第十六条の二第二項中「社会保障審議会」を「子ども家庭審議会」に改め、同条第二項中「社会保障審議会」を「子ども家庭審議会」に、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第三項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(児童虐待の防止等に関する法律の一部改正)

第十八条 児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第八条の二第二項、第十二条第一項、第十二条の四第一項、第四項及び第六項並びに第十三条第一項及び第三項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第十三条の三第二項中「第十九条第一項第二号」を「第十九条第二号」に改める。

第十三条の五中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

(健康増進法の一部改正)

第十九条 健康増進法(平成十四年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「あらかじめ」の下に、「内閣総理大臣」を加える。

(独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部改正)

第二十条 独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成十四年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第三十六条中「及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣及び文部科学省令」を「は、次のとおり」に改め、同条に次の各号を加える。

一 役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項については、文部科学大臣(第十五条第一項第七号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。次号において同じ。))に係る財務及び会計に関する事項については、文部科学大臣及び内閣総理大臣

二 第十五条第一項第七号に掲げる業務に関する事項については、内閣総理大臣
三 第十五条に規定する業務のうち前号に規定する業務以外のものに関する事項については、文部科学大臣

第三十六条に次の一項を加える。

2 センターに係る通則法における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

附則第八条第一項第二号及び第五号中「文部科学大臣及び厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第三項中「及び第二項」の下に、「第三十六條第一項第一号及び第二号」を、「児童」の下に、「第三十六條第一項第一号中「同じ。」とあるのは「同じ。」及び附則第八条第一項に規定する業務」と、同項第二号中「業務」とあるのは「業務及び附則第八条第一項に規定する業務」とを加える。

(独立行政法人福祉医療機構法の一部改正)

第二十一条 独立行政法人福祉医療機構法(平成十四年法律第百六十六号)の一部を次のように改正する。

附則第五条の三第三項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 次の各号に掲げる事項については、機構に係る通則法における主務大臣は、第二十八条の規定にかかわらず、当該各号に定める大臣とする。

一 第一項の業務に関する事項 内閣総理大臣
二 第二項の業務に係る財務及び会計に関する事項 厚生労働大臣及び内閣総理大臣

4 前項各号に掲げる事項については、機構に係る通則法における主務省令は、第二十八条の規定にかかわらず、当該各号に定める大臣の発する命令とする。

(地方独立行政法人法の一部改正)

第二十二条 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。

別表備考第二号中「から第十一号まで」を、「第十号」に改め、同表備考第四号中「第十三号」を「第十一号、第十三号」に改める。

(次世代育成支援対策推進法の一部改正)

第二十三条 次世代育成支援対策推進法(平成十五年法律第百二十号)の一部を次のように改正する。

第七条第四項中「子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第七十二条に規定する子ども・子育て会議」を「子ども家庭審議会」に改める。

第十一条第一項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第二十二條第一項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に、「内閣総理大臣」を「厚生労働大臣」に改め、「環境大臣とし」の下に、「一般事業主行動計画に係る部分(雇用環境の整備に関する部分に限る。))については厚生労働大臣とし」を加え、同条第二項中「厚生労働大臣、内閣総理大臣」を「内閣総理大臣、厚生労働大臣」に改める。

附則第二条第一項中「平成三十七年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

(少子化社会対策基本法の一部改正)

第二十四条 少子化社会対策基本法(平成十五年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「内閣府」を「子ども家庭庁」に改める。
第十九条第三項を次のように改める。
3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
一 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第九条第一項に規定する特命担当大臣

一 内閣官房長官、関係行政機関の長、特命担当大臣（前号に掲げる特命担当大臣を除く。）及びデジタル大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正)

第二十五条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改め、同条第四項中「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。

第五條第一項から第十六項まで及び第十九項から第二十三項までの規定中「厚生労働省令」を「主務省令」に改め、同条第二十五項中「厚生労働省令」を「主務省令」に、「車いす」を「車椅子」に、「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改め、同条第二十七項中「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。

第十一条の見出し並びに同条第一項及び第二項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第十一條の二第一項及び第四項、第十九條第三項及び第四項、第二十條第一項から第五項までの規定、第二十二條、第二十三條、第二十四条第一項及び第二項並びに第二十五條第二項中「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。

第二十九条第一項及び第二項中「厚生労働省令」を「主務省令」に改め、同条第三項第一号及び第六項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改

め、同条第八項中「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。

第三十条第一項及び第二項中「厚生労働省令を」主務省令に改め、同条第三項各号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改め、同条第四項中「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。

第三十一條第一項、第三十四條第一項及び第三項、第三十五條第二項、第三十六條第一項、第二項、第三項第六号ただし書、第七号及び第

九号並びに第四項、第三十七條第一項、第三十八條第一項、第三十九條第一項、第四十一條の二第一項、第二項及び第五項、第四十三條第三項、第四十四條第三項並びに第四十六條中「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。

第四十七條の二第二項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第五十一条の二第二項中「厚生労働省令」を「主務省令」に改め、同条第二項中「厚生労働省令」を「主務省令」に改め、同項第四号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改め、同条第三項中「厚生労働省令」を「主務省令」に、「厚生労働大臣」を「主務大臣」に、「厚生労働大臣等」を「主務大臣等」に改め、同条第四項中「厚生労働大臣等」を「主務大臣等」に、「厚生労働省令」を「主務省令」に改め、同条第五項中「厚生労働大臣等」を「主務大臣等」に改める。

第五十一条の第三項中「厚生労働大臣等」を「主務大臣等」に改め、同条第二項及び第三項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改め、同条第四項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に、「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。

第五十一条の四第一項中「厚生労働大臣等」を「主務大臣等」に、「厚生労働省令」を「主務省令」を

に改め、同条第二項から第四項までの規定中「厚生労働大臣等」を「主務大臣等」に改め、同条第五項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に、「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。

第五十一条の六第一項、第五十一条の七、第五十一条の八、第五十一条の九第一項及び第二項並びに第五十一条の十第二項中「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。

第五十一条の十四第一項及び第二項中「厚生

「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改め、同条第三項中「労働省令」を「主務省令」に改め、同条第三項中「労働省令」を「主務省令」に改め、同条第六項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に、「厚生労働省令」を「主務省令」に改め、同条第八項中「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。

第五十一条の十五第一項中「厚生労働省令」を「主務省令」に改め、同条第二項中「厚生労働大

臣」を「主務大臣」に改め、同条第三項中「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。

第五十一条の十七第二項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改め、同条第五項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に、「厚生労働省令」を「主務省令」に改め、同条第七項中「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。

第五十一条の十八第一項中「厚生労働省令」を「主務省令」に改め、同条第二項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改め、同条第三項中「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。

第五十一条の十九第一項、第五十一条の二十
第一項、第五十一条の二十三第一項及び第二
項、第五十一条の二十四第二項及び第二項、第
五十一条の二十五、第五十一条の二十八第一項
第一号及び第二号並びに第二項第一号及び第二
号並びに第五十一条の二十九第一項第三号及び

第四号並びに第二項第三号及び第四号中「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。

第五十一条の三十二第一項中「厚生労働省令」を「主務省令」に改め、同条第二項中「厚生労働省令」を「主務省令」に改め、同項第五号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改め、同条第三項中「厚生労働省令」を「主務省令」に、「厚生労働大臣」を「主務大臣」に、「厚生労働大臣等」を「主務大臣等」に改め、同条第四項中「厚生労働大臣等」を「主務大臣等」に、「厚生労働省令」を「主務省令」に改め、同条第五項中「厚生労働大臣等」を「主務大臣等」に改める。

第五十一条の第三十二項中「厚生労働大臣等」を「主務大臣等」に改め、同条第二項及び第三項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改め、同条第四項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に、「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。

第五十一条の第三十三第一項中「厚生労働大臣等」を「主務大臣等」に、「厚生労働省令」を「主務省令」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「厚生労働大臣等」を「主務大臣等」に改め、同条第五項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に、「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。

第五十三條第一項、第五十四條、第五十五條、第五十六條第一項及び第二項並びに第五十七條第二項中「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。

第五十八條第一項及び第二項中「厚生労働省令」を「主務省令」に改め、同条第三項第二号及び第三号並びに第四項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第五十九条第一項及び第二項第一号中「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。

第六十条第二項中「において」の下に、「同条第二項中「厚生労働省令」とあるのは、「主務省令」と読み替えるほかを加える。

第六十一条中「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。

第六十二条第二項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第六十四条、第六十九条第二号、第七十条第一項、第七十一条第一項、第七十三条第四項及び第五項並びに第七十四条中「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。

第七十六条第一項中「厚生労働省令」を「主務省令」に改め、同条第二項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改め、同条第三項中「厚生労働省令」を「主務省令」に改め、同条第五項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改め、同条第六項中「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。

第七十六条の二第一項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第七十六条の三第一項、第二項及び第八項中「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。

第七十七条第一項中、「厚生労働省令」を、「主務省令」に改め、同項第三号及び第四号中「厚生労働省令」を「主務省令」に改め、同項第六号中「厚生労働省令」を「主務省令」に、「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改め、同項第九号中「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。

第七十七条の二第三項及び第四項、第七十八条第一項、第七十九条第二項から第四項までの規定、第八十条第二項、第八十三条第三項並びに第八十四条第二項中「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。

第八十七条第一項及び第四項から第六項まで

令和四年五月十七日 衆議院会議録第二十七号

の規定、第八十九条第九項並びに第九十条第二項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第九十六条に後段として次のように加える。

この場合において、社会福祉法第五十八条第二項中「厚生労働大臣」とあるのは、「主務大臣」と読み替えるものとする。

第九十六条の三中「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。

第五十五条の二中「これらの規定」を「同法第六十条第一項に、「あるのは、」を「あるのは」に改め、「含む」の下に、「第百八条第一項及び第五項において同じ」を加え、「とする」を「と、同項第一号及び同法第百八条中「厚生労働大臣」とあるのは「主務大臣」とする」に改める。

第百六条の次に次の一条を加える。
(主務大臣等)

第百六条の二 この法律における主務大臣は、厚生労働大臣とする。ただし、障害児に関する事項を含むものとして政令で定める事項については、内閣総理大臣及び厚生労働大臣とする。

2 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

第百七条第一項中「規定する」を「よる主務大臣の権限であつて、前条第一項の規定により」に、「権限を「権限とされるもの」に改め、同条に次の二項を加える。

3 この法律による主務大臣の権限であつて、前条第一項ただし書の規定により内閣総理大臣の権限とされるもの(政令で定めるものを除く。)は、こども家庭庁長官に委任する。
4 前項の規定によりこども家庭庁長官に委任された権限の一部は、政令で定めるところに

より、地方厚生局長又は地方厚生支局長に委任することができる。

第百八条及び附則第二条第二項中「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。

(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正)

第二十六条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十七条」を「第三十八条」に、「第三十八条・第三十九条」を「第三十九条・第四十条」に改める。

第三条第二項第一号中「第二十五条」を「第二十五条第一項」に改め、同条第八項第一号中「第十九条第一項第一号」を「第十九条第一号」に改め、同項第二号中「第十九条第一項第二号」を「第十九条第二号」に改め、同項第三号中「第十九条第一項第三号」を「第十九条第三号」に改める。

第十条第二項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第十三条第三項中「子ども・子育て支援法第七十二条に規定する子ども・子育て会議」を「こども家庭審議会」に改める。

第十五条第一項中「第三十九条」を「第四十条」に改める。

第十七条第六項第一号中「第十九条第一項第一号」を「第十九条第一号」に改め、同項第二号中「第十九条第一項第二号」を「第十九条第二号」に改め、同項第三号中「第十九条第一項第三号」を「第十九条第三号」に改める。

第三十六条第一項中、「文部科学大臣及び厚

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案及び同報告書

生労働大臣」を「及び文部科学大臣」に改める。

第三十九条を第四十条とし、第三十八条を第三十九条とし、第五章中第三十七条を第三十八条とし、第三十六条の次に次の一条を加える。

(権限の委任)

第三十七条 内閣総理大臣は、この法律に規定する内閣総理大臣の権限(政令で定めるものを除く。)をこども家庭庁長官に委任する。

2 こども家庭庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を地方厚生局長又は地方厚生支局長に委任することができる。

(子ども・若者育成支援推進法の一部改正)

第二十七条 子ども・若者育成支援推進法(平成二十一年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

第二十六条中「内閣府」を「こども家庭庁」に改める。

第二十九条第二項を削る。

第三十条第一項中「並びに」を「及び」に、「第四条第一項第二十五号に掲げる事項に関する事務及びこれに関連する同条第三項」を「第十一条の三」に改める。

(平成二十二年法律等における子ども手当の支給に関する法律の一部改正)

第二十八条 平成二十二年法律等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第十九号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項及び第二十七条中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第三十条第一項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第二項中「厚生労働大臣」を「内閣総理

令和四年五月十七日 衆議院會議録第二十七号
 ことも家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案及び同報告書

大臣に改める。

第三十二条見出しを含む。中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

附則第三条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部改正)

第二十九条 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十三年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

附則第四条中「厚生労働省令」を「内閣府令」に、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に、「同条第二項」を「児童福祉法第四十五条第二項」に改める。

(障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の一部改正)

第三十条 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成二十三年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。

第三十条中「厚生労働省令」を「内閣府令・厚生労働省令」に改める。

(平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法の一部改正)

第三十一条 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項及び第三項各号、第六条第一項及び第二項、第二十四条第一項、第二十五条第一項及び第二項、第二十六条第二項、第二十七

条第一項並びに第三十一条中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第三十四条第一項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第二項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第三十六条(見出しを含む。中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

(再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の一部改正)

第三十二条 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成二十三年法律第八号)の一部を次のように改正する。

第二条の二第四項中「第四条第一項第二十八号」を「第四条第一項第二十七号」に改める。

(子ども・子育て支援法の一部改正)

第三十三条 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「子ども・子育て会議等(第七十二条第七十七号)」を「市町村等における合議制の機関(第七十二条)」に、「第七十八条―第八十二条」を「第七十三条―第七十七条」に、「第八十三条―第八十七条」を「第七十八条―第八十二条」に改める。

第十九条第二項を削る。

第二十条第一項中「前条第一項各号」を「前条各号」に、「同項各号」を「同条各号」に改め、同条第三項中「前条第一項第二号」を「前条第二号」に改め、同条第四項中「前条第一項各号」を「前条各号」に改める。

第二十三条第一項中「第十九条第一項各号」を「第十九条各号」に改め、同条第四項中「第十九

条第一項第三号」を「第十九条第三号」に改める。

条第一項第三号」を「第十九条第三号」に改める。

第二十四条第一項第一号中「第十九条第一項第三号」を「第十九条第三号」に改める。

第二十七条第一項中「第十九条第一項第一号」を「第十九条第一号」に、「同項第二号」を「同条第二号」に改め、同条第三項第一号中「第十九条第一項各号」を「第十九条各号」に改め、同条第四項中「を定め、又は変更しようとするとき、及び」を「並びに」に改め、「あらかじめ、第一項

の一日当たりの時間及び期間を定める内閣府令については「及び」、前項第一号の基準については文部科学大臣及び厚生労働大臣に」を削り、「第七十二条に規定する子ども・子育て会議を」

「子ども家庭審議会」に改める。

第二十八条第一項第二号中「第十九条第一項第一号」を「第十九条第一号」に改め、同項第三号中「第十九条第一項第二号」を「第十九条第二号」に改め、同条第三項中「を定め、又は変更しようとするとき、」を「あらかじめ、第一項第二号の内閣府令については「及び」、前項第二号及び第三号の基準については文部科学大臣及び厚生労働大臣に」を削り、「第七十二条に規定する子ども・子育て会議を」

「子ども家庭審議会」に改める。

第二十九条第四項中「あらかじめ、厚生労働大臣に協議するとともに、第七十二条に規定する子ども・子育て会議を」

「子ども家庭審議会」に改める。

第三十条第一項中「第十九条第一項第二号又は」を「第十九条第二号又は」に改め、同項第二号中「第十九条第一項第一号」を「第十九条第一号」に改め、同項第三号中「第十九条第一項第二号」を「第十九条第二号」に改め、同項第四号中「第十九条第一項第二号」を「第十九条第二号」に改め、同項第四号中

「第十九条第一項第一号」を「第十九条第一号」に改め、同項第二号中「第十九条第一項第二号」を「第十九条第二号」に改め、同項第三号中「第十九条第一項第二号」を「第十九条第二号」に改め、同項第四号中「第十九条第一項第二号」を「第十九条第二号」に改め、同項第四号中

「第十九条第一項第一号」を「第十九条第一号」に改め、同項第二号中「第十九条第一項第二号」を「第十九条第二号」に改め、同項第三号中「第十九条第一項第二号」を「第十九条第二号」に改め、同項第四号中「第十九条第一項第二号」を「第十九条第二号」に改め、同項第四号中

「第十九条第一項第一号」を「第十九条第一号」に改め、同項第二号中「第十九条第一項第二号」を「第十九条第二号」に改め、同項第三号中「第十九条第一項第二号」を「第十九条第二号」に改め、同項第四号中「第十九条第一項第二号」を「第十九条第二号」に改め、同項第四号中

「第十九条第一項第一号」を「第十九条第一号」に改め、同条第三項中「を定め、又は変更しようとするとき、」を削り、「から第四号まで」を「及び第四号」に改め、「あらかじめ、第一項第二号及び第四号の内閣府令については「及び」、前項第三号の基準については厚生労働大臣に、同項第二号及び第四号の基準については文部科学大臣及び厚生労働大臣に」を削り、「第七十二条に規定する子ども・子育て会議を」

「子ども家庭審議会」に改める。

第三十条の四第二号及び第三号並びに第三十条の五第七項各号中「第十九条第一項第二号」を「第十九条第二号」に改める。

第三十一条第一項第一号中「第十九条第一項各号」を「第十九条各号」に改め、同項第二号中「第十九条第一項第一号」を「第十九条第一号」に改め、同項第三号中「第十九条第一項第二号」を「第十九条第二号」に、「同項第三号」を「同条第三号」に改め、同条第二項中「あらかじめ、第七十七号第一項を第七十二条第一項に改める。

第三十二条第一項中「あらかじめ」を削る。

第三十三条第二項中「第十九条第一項各号」を「第十九条各号」に改め、同条第三項中「あらかじめ」及び「及び厚生労働大臣」を削り、同条第四項中「第四十五条第四項」を「第四十五条第三項」に改める。

第三十四条第三項第一号中「第七十七条第一項第一号」を「第七十二条第一項第一号」に改め、同条第四項中「を定め、又は変更しようとするとき、」を削り、「あらかじめ」及び「及び厚生労働大臣」を削り、「第七十二条に規定する子ども・子育て会議を」

「子ども家庭審議会」に改める。

第三十四条第三項第一号中「第七十七条第一項第一号」を「第七十二条第一項第一号」に改め、同条第四項中「を定め、又は変更しようとするとき、」を削り、「あらかじめ」及び「及び厚生労働大臣」を削り、「第七十二条に規定する子ども・子育て会議を」

「子ども家庭審議会」に改める。

第三十四条第三項第一号中「第七十七条第一項第一号」を「第七十二条第一項第一号」に改め、同条第四項中「を定め、又は変更しようとするとき、」を削り、「あらかじめ」及び「及び厚生労働大臣」を削り、「第七十二条に規定する子ども・子育て会議を」

「子ども家庭審議会」に改める。

第三十四条第三項第一号中「第七十七条第一項第一号」を「第七十二条第一項第一号」に改め、同条第四項中「を定め、又は変更しようとするとき、」を削り、「あらかじめ」及び「及び厚生労働大臣」を削り、「第七十二条に規定する子ども・子育て会議を」

第四十三条第一項中「第十九条第一項第三号」を「第十九条第三号」に改め、同条第二項中「あらかじめ、第七十七条第一項を第七十二条第一項に改める。」

第四十四条中「あらかじめ」を削る。

第四十五条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。

第四十六条第三項第一号中「第七十七条第一項第二号」を「第七十二条第一項第二号」に改め、同条第四項中「を定め、又は変更しようとするとき」及び「あらかじめ、厚生労働大臣に協議するとともに」を削り、「第七十二条に規定する子ども・子育て会議を」子ども家庭審議会に改める。

第五十二条第一項第一号及び第五十五条第一項中「第四十五条第六項」を「第四十五条第五項」に改める。

第五十八条の四第一項第六号中「厚生労働省令を」内閣府令に改め、同条第三項中「あらかじめ」及び「及び厚生労働大臣」を削る。

第六十条第三項中「あらかじめ」及び「厚生労働大臣」を削り、「第七十二条に規定する子ども・子育て会議を」子ども家庭審議会に改める。

第六十一条第二項第一号中「第十九条第一項各号」を「第十九条各号」に、「同項第三号」を「同条第三号」に改め、同条第七項中「あらかじめ、第七十七条第一項を第七十二条第一項に改め、同条第八項及び第九項中「あらかじめ」を削る。

第六十二条第二項第一号中「第十九条第一項各号」を「第十九条各号」に改め、同条第五項中

令和四年五月十七日 衆議院会議録第二十七号

「あらかじめ、第七十七条第四項」を「第七十二条第四項」に改める。

第六十六条の三第一項中「第十九条第一項第二号」を「第十九条第二号」に改める。

第七十条第三項中「あらかじめ」を削る。

第七章の章名を次のように改める。

第七章 市町村等における合議制の機関

第七十二条から第七十六条までを削る。

第七十七条の見出しを削り、第七章中同条を第七十二条とする。

第八章中第七十八条を第七十三条とし、第七十九条を第七十四条とし、第八十条を第七十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

(権限の委任)
第七十六条 内閣総理大臣は、この法律に規定する内閣総理大臣の権限(政令で定めるものを除く。)を子ども家庭庁長官に委任する。

2 子ども家庭庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を地方厚生局長又は地方厚生支局長に委任することができる。

第八十一条を削り、第八十二条を第七十七条とする。

第九章中第八十三条を第七十八条とし、第八十四条から第八十七条までを五条ずつ繰り上げる。

附則第九条第一項中「第十九条第一項第一号」を「第十九条第一号」に改め、同条第二項中「あらかじめ」及び「及び厚生労働大臣」を削り、「第七十二条に規定する子ども・子育て会議を」子ども家庭審議会に改める。

附則第十四条第五項中「あらかじめ」及び「及び厚生労働大臣」を削る。

子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に

(子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部改正)
第三十四条 子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成二十五年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「内閣府を」子ども家庭庁に改める。

第十六条第三項を次のように改める。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第九条第一項に規定する特命担当大臣

第十二条の四第三項中「第十九条第一項第三号」を「第十九条第三号」に、「第十九条第一項第二号」を「第十九条第二号」に、「同項第二号」を「同条第二号」に改め、同条第四項の表第二十九条第一項の項中「同項第二号」を「第十九条第二号」に改め、同表第三十条第一項第三号の項中「第十九条第一項第二号」を「第十九条第二号」に改め、同表第四十三条第一項の項中「同項第二号」を「同条第二号」に、「同項第三号」を「同条第三号」に改め、同表第四十五条第二項の項中「第十九条第一項第二号」を「第十九条第二号」に、「前項」を「同項」に、「第十九条第二号」に、「前項」を「同項」に、

規模保育事業者に
該国家戦略特別区
十九条第一項の確
の総数を

を

総数を

同項

前項

総数(国家戦略特別区域特定小規模保育事業者にあつては、当該区分に応ずる当該国家戦略特別区域特定小規模保育事業所の第二十九条第一項の確認において定められた利用定員の総数)を

総数(国家戦略特別区域特定小規模保育事業者にあつては、当該区分に応ずる当該国家戦略特別区域特定小規模保育事業所の第二十九条第一項の確認において定められた利用定員の総数)を

総数(国家戦略特別区域特定小規模保育事業者にあつては、当該区分に応ずる当該国家戦略特別区域特定小規模保育事業所の第二十九条第一項の確認において定められた利用定員の総数)を

総数(国家戦略特別区域特定小規模保育事業者にあつては、当該区分に応ずる当該国家戦略特別区域特定小規模保育事業所の第二十九条第一項の確認において定められた利用定員の総数)を

総数(国家戦略特別区域特定小規模保育事業者にあつては、当該区分に応ずる当該国家戦略特別区域特定小規模保育事業所の第二十九条第一項の確認において定められた利用定員の総数)を

総数(国家戦略特別区域特定小規模保育事業者にあつては、当該区分に応ずる当該国家戦略特別区域特定小規模保育事業所の第二十九条第一項の確認において定められた利用定員の総数)を

総数(国家戦略特別区域特定小規模保育事業者にあつては、当該区分に応ずる当該国家戦略特別区域特定小規模保育事業所の第二十九条第一項の確認において定められた利用定員の総数)を

総数(国家戦略特別区域特定小規模保育事業者にあつては、当該区分に応ずる当該国家戦略特別区域特定小規模保育事業所の第二十九条第一項の確認において定められた利用定員の総数)を

総数(国家戦略特別区域特定小規模保育事業者にあつては、当該区分に応ずる当該国家戦略特別区域特定小規模保育事業所の第二十九条第一項の確認において定められた利用定員の総数)を

総数(国家戦略特別区域特定小規模保育事業者にあつては、当該区分に応ずる当該国家戦略特別区域特定小規模保育事業所の第二十九条第一項の確認において定められた利用定員の総数)を

総数(国家戦略特別区域特定小規模保育事業者にあつては、当該区分に応ずる当該国家戦略特別区域特定小規模保育事業所の第二十九条第一項の確認において定められた利用定員の総数)を

総数(国家戦略特別区域特定小規模保育事業者にあつては、当該区分に応ずる当該国家戦略特別区域特定小規模保育事業所の第二十九条第一項の確認において定められた利用定員の総数)を

総数(国家戦略特別区域特定小規模保育事業者にあつては、当該区分に応ずる当該国家戦略特別区域特定小規模保育事業所の第二十九条第一項の確認において定められた利用定員の総数)を

であつて、同項の規定により命を受けて同法第十一条の三に規定する事務を掌理するもの

二 会長及び前号に掲げる者以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

第十六条第四項中「内閣府を」子ども家庭庁に改める。

(国家戦略特別区域法の一部改正)

第三十五条 国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第十二条の四第三項中「第十九条第一項第三号」を「第十九条第三号」に、「第十九条第一項第二号」を「第十九条第二号」に、「同項第二号」を「同条第二号」に改め、同条第四項の表第二十九条第一項の項中「同項第二号」を「第十九条第二号」に改め、同表第三十条第一項第三号の項中「第十九条第一項第二号」を「第十九条第二号」に、「同項第三号」を「同条第三号」に改め、同表第四十五条第二項の項中「第十九条第一項第二号」を「第十九条第二号」に、「前項」を「同項」に、「第十九条第二号」に、「前項」を「同項」に、

規模保育事業者に
該国家戦略特別区
十九条第一項の確
の総数を

を

総数を

同項

前項

総数(国家戦略特別区域特定小規模保育事業者にあつては、当該区分に応ずる当該国家戦略特別区域特定小規模保育事業所の第二十九条第一項の確認において定められた利用定員の総数)を

総数(国家戦略特別区域特定小規模保育事業者にあつては、当該区分に応ずる当該国家戦略特別区域特定小規模保育事業所の第二十九条第一項の確認において定められた利用定員の総数)を

総数(国家戦略特別区域特定小規模保育事業者にあつては、当該区分に応ずる当該国家戦略特別区域特定小規模保育事業所の第二十九条第一項の確認において定められた利用定員の総数)を

総数(国家戦略特別区域特定小規模保育事業者にあつては、当該区分に応ずる当該国家戦略特別区域特定小規模保育事業所の第二十九条第一項の確認において定められた利用定員の総数)を

総数(国家戦略特別区域特定小規模保育事業者にあつては、当該区分に応ずる当該国家戦略特別区域特定小規模保育事業所の第二十九条第一項の確認において定められた利用定員の総数)を

総数(国家戦略特別区域特定小規模保育事業者にあつては、当該区分に応ずる当該国家戦略特別区域特定小規模保育事業所の第二十九条第一項の確認において定められた利用定員の総数)を

総数(国家戦略特別区域特定小規模保育事業者にあつては、当該区分に応ずる当該国家戦略特別区域特定小規模保育事業所の第二十九条第一項の確認において定められた利用定員の総数)を

総数(国家戦略特別区域特定小規模保育事業者にあつては、当該区分に応ずる当該国家戦略特別区域特定小規模保育事業所の第二十九条第一項の確認において定められた利用定員の総数)を

総数(国家戦略特別区域特定小規模保育事業者にあつては、当該区分に応ずる当該国家戦略特別区域特定小規模保育事業所の第二十九条第一項の確認において定められた利用定員の総数)を

総数(国家戦略特別区域特定小規模保育事業者にあつては、当該区分に応ずる当該国家戦略特別区域特定小規模保育事業所の第二十九条第一項の確認において定められた利用定員の総数)を

総数(国家戦略特別区域特定小規模保育事業者にあつては、当該区分に応ずる当該国家戦略特別区域特定小規模保育事業所の第二十九条第一項の確認において定められた利用定員の総数)を

総数(国家戦略特別区域特定小規模保育事業者にあつては、当該区分に応ずる当該国家戦略特別区域特定小規模保育事業所の第二十九条第一項の確認において定められた利用定員の総数)を

総数(国家戦略特別区域特定小規模保育事業者にあつては、当該区分に応ずる当該国家戦略特別区域特定小規模保育事業所の第二十九条第一項の確認において定められた利用定員の総数)を

部を改正する法律(平成二十八年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

附則第六条中「新障害者総合支援法」を「障害者総合支援法」に、「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。

附則第九条中「第二条の規定による改正後の同法(次条において「新児童福祉法」という。)」を「同法に」、「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

附則中第十条を削り、第十一条を第十条とし、第十二条から第十九条までを削る。

(義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の一部改正)

第三十七条 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(平成二十八年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「あらかじめ」を「内閣総理大臣に協議することともに」に改める。

(民間あつせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律の一部改正)

第三十八条 民間あつせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律(平成二十八年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項第五号及び第三項第四号から第六号までの規定、第七条第一項第三号及び第二項、第八条第一号、第九条、第十条第一項、第十三条、第十四条第一項、第十八条から第二十条までの規定、第二十一条第一項、第二十四条第二項及び第三項、第二十五条第二項、第二十六条第四号、第二十七条第一項から第九項まで及び第十二項、第二十九条第二項第三号、第三

十号第三号、第三十二条第一項第二号から第五号までの規定、第三十四条並びに第三十六条第二項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第三十七条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第三十九条第一項、第四十二条及び第四十三条(見出しを含む。)中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

(成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律の一部改正)

第三十九条 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律(平成三十一年法律第百四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 成育医療等協議会(第十七条 第五章 雑則(第十九条))」

条・第十八条)を「第四章 雑則(第十七条)」に改める。

第十一条第三項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第四項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に、「内閣総理大臣、文部科学大臣」を「文部科学大臣、厚生労働大臣」に、「成育医療等協議会」を「こども家庭審議会」に改め、同条第五項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第四章を削る。

第十九条の見出しを削り、同条第三項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、第五章中同条を第十七条とする。

第五章を第四章とする。

(旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者

に対する一時金の支給等に関する法律の一部改正)

第四十条 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律(平成三十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第七条第一項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同項第五号中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同条第二項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第八条第一項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第二項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同条第三項及び第四項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第九条(見出しを含む。)、第十条第一項、第二項及び第六項並びに第十三条第一項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第十六条第一項中「厚生労働省令」を「こども家庭庁」に改める。

第十七条第二項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第二十三条中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同条第一号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第二十五条及び第二十七条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第三十条(見出しを含む。中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の一部改正)

第四十一条 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)の一部を次のように改正する。

第四十五条第二項中「国土交通大臣」の下に「内閣総理大臣」を加える。

(教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の一部改正)

第四十二条 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律(令和三年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「次項」を「以下この条」に改め、同条に次の一項を加える。

3 文部科学大臣は、基本指針を定め、又は変更するときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議するものとする。

(内閣府設置法の一部改正)

第四十三条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「推進」の下に「こども(こども家庭庁設置法(令和四年法律第

号)第三条第一項に規定することをもいう。次条第一項第二十八号において同じ。)が自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向けた施策の推進」を加える。

第四十四条第一項中第二十五号を削り、第二十六号を第二十五号とし、第二十七号を第二十六号とし、第二十八号を第二十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十八 こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向けた基本的な政策に関する事項

第四条第一項第二十九号を次のように改める。

二十九 結婚、出産又は育児に希望を持つことができない社会環境の整備等少子化の克服に向けた基本的な政策に関する事項

第四条第一項第三十二号を第三十三号とし、第三十一号を第三十二号とし、第三十号を第三十一号とし、第二十九号の次に次の一号を加える。

三十 子ども・若者育成支援推進法(平成二十一年法律第七十一号)第一条に規定する子ども・若者育成支援に関する事項

第四条第三項中第二十六号の二から第二十七号までを削り、第二十七号の二を第二十七号とし、第二十七号の三から第二十七号の六までを削り、第二十七号の七を第二十七号の二とし、第二十七号の八を第二十七号の三とし、第四十六号を削り、第四十七号を第四十六号とし、第四十八号から第五十四号までを一号ずつ繰り上げ、第五十四号の二を第五十四号とし、第五十四号の三を第五十四号の二とし、第五十四号の四を第五十四号の三とし、第五十四号の五を第五十四号の四とし、第五十四号の六を第五十四号の五とし、第六十二号を第六十三号とし、第六十一号の次に次の一号を加える。

六十二 子ども家庭庁設置法第四条第一項に規定する事務

第十一条中「第四条第一項第二十六号」を「第四条第一項第二十五号」に改める。

第十一条の二中「第四条第一項第二十七号及び第二十八号」を「第四条第一項第二十六号及び第二十七号」に、「第四条第三項第二十七号の二」を「第四条第三項第二十七号」に改める。

第十一条の三中「第四条第一項第二十九号及び第三十号」を「第四条第一項第二十八号から第三十号まで」に、「第四条第一項第二十八号から第三十号まで」に掲げる事務、同条第二項に規定する事務(子ども家庭庁設置法第四条第三項の規定により子ども家庭庁の所掌に属するものに限る。)及び第四条第三項第六十二号」に改める。

第十五条第二項及び第十六条第二項中「及び消費者庁」を「消費者庁及び子ども家庭庁」に改める。

第三十七条第三項の表子ども・子育て会議の項を削る。

第四十条第一項中「子ども・子育て本部」を削り、同条第三項の表子ども・若者育成支援推進本部の項、少子化社会対策会議の項及び子どもの貧困対策会議の項を削る。

第四十条の四第一項中「第四十七号」を「第四十六号」に改める。

第四十一条の二を削る。

第四十一条の三第一項中「第四条第一項第三十号」を「第四条第一項第三十一号」に改め、同条第四十一条の二とする。

第六十四号の表に次のように加える。

第四十四条 文部科学省設置法(平成十一年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十二号中「学校給食及び災害共済給付(学校の管理下における幼児、児童、生徒及び学生の負傷その他の災害に関する共済給付をいう。)」を「及び学校給食」に改め、同項第四十二号中「内閣府」を「子ども家庭庁」に改める。

(厚生労働省設置法の一部改正)

第四十五条 厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二十一号の次に次の一号を加える。

二十一の二 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)の規定による小児慢性特定疾病医療費の支給等に関する事項。

第四条第一項中第七十四号から第八十号の二までを削り、第八十一号を第七十四号とし、第八十二号を第七十五号とし、第八十三号を削り、第八十四号を第七十六号とし、第八十五号を第七十七号とし、同項第八十六号中「第八十一号、第八十二号及び前二号」を「第七十四号から前号まで」に改め、同項を同項第七十八号とし、同項中第八十七号を第七十九号とし、第八十八号を第八十号とし、第八十九号を第八十一号とし、第九十号を第八十二号とし、第九十一号の三を第八十三号とし、第九十二号の四を第八十四号とし、第九十三号を第八十五号とし、第九十四号から第九十六号までを五号ずつ繰り上げ、第九十六号の二を第九十二号とし、第九十七号を第九十三号とし、第九十八号から第九十九号までを四号ずつ繰り上げ、第九十九号の二を第九十七号とし、第一百一号を第九十八号とし、第一百二号から第一百四号までを三号ずつ繰り上げ、第一百四号の二を第一百二号とし、第一百五号を第一百三号とし、第一百六号から第一百十一号までを二号ずつ繰り上げる。

害共済給付(学校の管理下における幼児、児童、生徒及び学生の負傷その他の災害に関する共済給付をいう。)」を「及び学校給食」に改め、同項第四十二号中「内閣府」を「子ども家庭庁」に改める。

(厚生労働省設置法の一部改正)

第四十五条 厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二十一号の次に次の一号を加える。

二十一の二 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)の規定による小児慢性特定疾病医療費の支給等に関する事項。

第四条第一項中第七十四号から第八十号の二までを削り、第八十一号を第七十四号とし、第八十二号を第七十五号とし、第八十三号を削り、第八十四号を第七十六号とし、第八十五号を第七十七号とし、同項第八十六号中「第八十一号、第八十二号及び前二号」を「第七十四号から前号まで」に改め、同項を同項第七十八号とし、同項中第八十七号を第七十九号とし、第八十八号を第八十号とし、第八十九号を第八十一号とし、第九十号を第八十二号とし、第九十一号の三を第八十三号とし、第九十二号の四を第八十四号とし、第九十三号を第八十五号とし、第九十四号から第九十六号までを五号ずつ繰り上げ、第九十六号の二を第九十二号とし、第九十七号を第九十三号とし、第九十八号から第九十九号までを四号ずつ繰り上げ、第九十九号の二を第九十七号とし、第一百一号を第九十八号とし、第一百二号から第一百四号までを三号ずつ繰り上げ、第一百四号の二を第一百二号とし、第一百五号を第一百三号とし、第一百六号から第一百十一号までを二号ずつ繰り上げる。

第六十六条第二項中「成育医療等協議会」を「旧優生保護法一時金認定審判委員会」に改める。

第七十七条第一項第四号中「昭和二十二年法律第六十四号」、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)を削る。

第十三条の二の三及び第十三条の二の四を削る。

第十八条第一項を次のように改める。

地方厚生局は、厚生労働省の所掌事務のうち、第四条第一項第四号、第九号から第十六号まで、第十七号、第十八号、第十九号、第二十二号、第二十三号、第二十六号、第二十八号、第三十号、第三十一号、第三十二号、第三十三号、第三十七号から第四十号まで、第七十四号から第七十七号まで、第七十九号から第八十一号まで、第八十五号から第九十二号まで、第九十四号から第九十七号まで、第九十九号、第一百一号及び第九十九号に掲げる事務を分掌する。

第十八条第三項を同条第八項とし、同条第二項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第一項の次に次の五項を加える。

2 前項に定めるもののほか、地方厚生局は、子ども家庭庁の所掌事務のうち、子ども家庭庁設置法令和四年法律第 号 第四条第一項第二号、第四号、第五号、第八号、第十二号、第十三号及び第十六号に掲げる事務(次条第二項において「子ども家庭庁事務」という。)を分掌する。

附則第四条の三中「第四十一号の三第一項」を「第四十一号の二第一項」に改める。

(文部科学省設置法の一部改正)

令和四年五月十七日 衆議院会議録第二十七号

子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案及び同報告書

三 五

令和四年五月十七日 衆議院會議録第二十七号

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案及び同報告書

3 前二項に定めるもののほか、地方厚生局は、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)第四条第一項各号に掲げる事務のうち法令の規定により地方厚生局に属させられた事務をつかさどる。 4 地方厚生局は、第二項の規定により分掌する事務については、こども家庭庁長官の指揮監督を受けるものとする。 5 前項に定めるもののほか、第二項の規定により地方厚生局が分掌する事務の処理に関し必要な事項は、内閣総理大臣と厚生労働大臣が協議して定める。 6 前項の協議により定められた事項で公示を必要とするものは、内閣総理大臣が告示するものとする。 第十九条第一項中「所掌事務」の下に「前条第二項及び第三項に定めるものを除く。第五項において同じ。」を加え、同条第五項中「前条第二項の規定は、第二項を「前条第四項から第六項までの規定は第二項の規定により地方厚生支局が分掌する事務について、同条第七項の規定は第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「前項を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。 2 前項に定めるもののほか、地方厚生支局は、こども家庭庁事務を分掌する。 第二十一条第一項中「第二百二号、第二百六号及び第二百十一号」を「第九十九号、第二百四号及び第二百九号」に改める。 附則第二項中「第四条第一項第八十五号」を「第四条第一項第七十七号」に改める。	(復興庁設置法の一部改正) 第四十六条 復興庁設置法(平成二十三年法律第二百二十五号)の一部を次のように改正する。 附則第三条第一項の表少子化社会対策基本法(平成十五年法律第三十三号)の項中「第十九条第三項」を「第十九条第三項第二号」に改める。 附 則 (施行期日) 第一条 この法律は、こども家庭庁設置法(令和四年法律第 号)の施行の日から施行する。ただし、附則第九条の規定は、この法律の公布の日から施行する。 (処分等に関する経過措置) 第二条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「旧法令」という。)の規定により従前の国の機関がした認定、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。)の相当規定により相当の国の機関がした認定、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。 2 この法律の施行の際現に旧法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。 3 この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国の機関に対して申請、届出その他の手続をしなければならぬ事項で、この法律の施行の	日前に従前の国の機関に対してその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してその手続がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。 (命令の効力に関する経過措置) 第三条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。 (罰則の適用に関する経過措置) 第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 (少子化社会対策基本法の一部改正に伴う経過措置) 第五条 この法律の施行の際現に第二十四条の規定による改正前の少子化社会対策基本法第十八条第一項の規定により置かれていた少子化社会対策会議は、第二十四条の規定による改正後の少子化社会対策基本法第十八条第一項の規定により置かれる少子化社会対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。 (子ども・若者育成支援推進法の一部改正に伴う経過措置) 第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の子ども・若者育成支援推進法第二十六条の規定により置かれている子ども・	若者育成支援推進本部は、第二十七条の規定による改正後の子ども・若者育成支援推進法第二十六条の規定により置かれる子ども・若者育成支援推進本部となり、同一性をもって存続するものとする。 (子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部改正に伴う経過措置) 第七条 この法律の施行の際現に第三十四条の規定による改正前の子どもの貧困対策の推進に関する法律第十五条第一項の規定により置かれている子ども・貧困対策会議は、第三十四条の規定による改正後の子どもの貧困対策の推進に関する法律第十五条第一項の規定により置かれる子ども・貧困対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。 (旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律の一部改正に伴う経過措置) 第八条 この法律の施行の際現に第四十条の規定による改正前の旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律第十六条第一項の規定により置かれている旧優生保護法一時金認定審査会(次項において「旧審査会」という。)は、第四十条の規定による改正後の旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律(次項において「改正後旧優生保護法一時金支給法」という。)第十六条第一項の規定により置かれる旧優生保護法一時金認定審査会(次項において「新審査会」という。)となり、同一性をもって存続するものとする。 2 この法律の施行の際現に旧審査会の委員である者は、この法律の施行の日に、改正後旧優生
--	--	---	---

保護法一時金支給法第十七条第二項の規定により、新審査会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる委員の任期は、改正後旧優生保護法一時金支給法第十九条第一項の規定にかかわらず、同日における旧審査会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(政令への委任)

第九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

理 由

こども家庭庁設置法の施行に伴い、児童福祉法その他の関係法律及び内閣府設置法その他の行政組織に関する法律について、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)に関する

報告書

一 議案の目的及び要旨

本法案は、こども政策について、こども家庭庁の下で一元的に推進し、こども及びこどものある家庭に対する支援を効果的に図ることができるようになるため、こどもの福祉の増進や保健の向上、子育てに対する支援等を行う法律を移管する等関係法律について所要の整備を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

1 児童福祉法その他の関係法律について、内閣総理大臣及びこども家庭庁長官の権限を定

める等関係規定の整備を行うものとする。

2 内閣府設置法その他の行政組織に関する法律について、任務、所掌事務の変更等関係規定の整備を行うものとする。

3 この法律は、一部の規定を除き、こども家庭庁設置法の施行の日から施行するものとする。この法律の施行に関し必要な経過措置等を定めるものとする。

二 議案の可決理由

こども政策について、こども家庭庁の下で一元的に推進し、こども及びこどものある家庭に対する支援を効果的に図ることができるようになるため、こどもの福祉の増進や保健の向上、子育てに対する支援等を行う法律を移管する等関係法律について所要の整備を行う本法案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

令和四年五月十三日

内閣委員長 上野賢一郎

衆議院議長 細田 博之殿

(別紙)

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の事項に留意し、その運用等について遺漏なきを期すべきである。

一 こども施策の実施に当たっては、関係府省庁、地方公共団体等の連携を十分に確保すること。特にこどもの教育に関しては、こども施策

に関する総合調整機能を担うこども家庭庁と教育行政をつかさどる文部科学省との緊密な連携の確保を図ること。

二 こども家庭審議会は、メンバー及び運営の公平性・透明性に加え、こどもを取り巻く諸課題に迅速に対処するために必要な課題の把握・検証を不断に行い、関係府省庁、地方公共団体、教育機関その他の関係機関などに対する実効性のある施策の実現に取り組むこと。

三 こども施策の検討に当たっては、こどもや若者の意見を把握するために、特定の手段によることなく多様な手法を検討・活用するとともに、こどもや若者が意見を表明しやすい環境整備に向けて、地方公共団体、教育機関その他の関係機関などと緊密に連携すること。また、こどもの意見形成を促進するために、こどもの年齢及び発達を考慮し、こどもが理解しやすいかつアクセスしやすい多様な方法で十分な情報提供を行うこと。

四 こどもの年齢及び発達の程度に応じ、こどもの意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮するための方針を早期に具体化し、その実施に当たっては、関係府省庁に対しその趣旨を徹底するとともに、実効性の確保に向けて恒常的な連携を図ること。

五 我が国の家族関係社会支出が諸外国と比べて低水準となつているとの指摘を踏まえ、政府はこども政策に関する予算の確実な確保とともに、更なる予算確保のための中長期的な方策及びそのための安定財源の確保の検討に早期に着手すること。

こども基本法案
右の議案を提出する。

令和四年四月四日

提出者

加藤 勝信	木原 稔
丹羽 秀樹	鈴木 隼人
塩崎 彰久	鈴木 英敬
工藤 彰三	勝目 康
古屋 範子	中野 洋昌
國重 徹	
賛成者	
青山 周平	外 二十三名

こども基本法

目次

第一章 総則(第一条―第八条)

第二章 基本的施策(第九条―第十六条)

第三章 こども政策推進会議(第十七条―第二十条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健康に成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事

項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。 (定義) 第二条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。 2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。 一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援 二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援 三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備 (基本理念) 第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されとともに、教育基本法(平成十八年法律第二十号)の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。	三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。 四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。 五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。 六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。 (国の責務) 第四条 国は、前条の基本理念(以下単に「基本理念」という。)にのっとり、こども施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。 (地方公共団体の責務) 第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。 (事業主の努力) 第六条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。	(国民の努力) 第七条 国民は、基本理念にのっとり、こども施策について関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施するこども施策に協力するよう努めるものとする。 (年次報告) 第八条 政府は、毎年、国会に、我が国におけるこどもをめぐる状況及び政府が講じたこども施策の実施の状況に関する報告を講じたこども施策の公表しなければならない。 2 前項の報告は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。 一 少子化社会対策基本法(平成十五年法律第百三十三号)第九条第一項に規定する少子化の状況及び少子化に対処するために講じた施策の概況 二 子ども・若者育成支援推進法(平成二十一年法律第七十一号)第六条第一項に規定する我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況 三 子どもへの貧困対策の推進に関する法律(平成二十五年法律第六十四号)第七条第一項に規定する子どもへの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況 第二章 基本的施策 (こども施策に関する大綱) 第九条 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱(以下「こども大綱」という。)を定めなければならない。 2 こども大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。 一 こども施策に関する基本的な方針	二 こども施策に関する重要事項 三 前二号に掲げるもののほか、こども施策を推進するために必要な事項 3 こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。 一 少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策 二 子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項 三 子どもへの貧困対策の推進に関する法律第八条第二項各号に掲げる事項 4 こども大綱に定めるこども施策については、原則として、当該こども施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。 5 内閣総理大臣は、こども大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。 6 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、こども大綱を公表しなければならない。 7 前二項の規定は、こども大綱の変更について準用する。 (都道府県こども計画等) 第十条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画(以下この条において「都道府県こども計画」という。)を定めるよう努めるものとする。 2 市町村は、こども大綱(都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画)を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画(以下この条において「市町村こども計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
---	--	--	---

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども計画又は市町村子ども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。	われるよう、医療、保健、福祉、教育、療育等に関する業務を行う関係機関相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。	努めるものとする。 （子ども施策の充実及び財政上の措置等） 第十六条 政府は、子ども大綱の定めるところにより、子ども施策の幅広い展開その他の子ども施策の一層の充実を図るとともに、その実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。	第九条第一項に規定する特命担当大臣であつて、同項の規定により命を受けて同法第十一条の三に規定する事務を掌理するもの 二 会長及び前号に掲げる者以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者 （資料提出の要求等） 第十九条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
4 都道府県子ども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第一項に規定する都道府県計画その他の法令の規定により都道府県が作成する計画であつても子ども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。	2 都道府県及び市町村は、子ども施策が適正かつ円滑に行われるよう、前項に規定する業務を行う関係機関及び地域において子どもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。	第三章 子ども政策推進会議 （設置及び所掌事務等） 第十七条 子ども家庭庁に、特別の機関として、子ども政策推進会議（以下「会議」という。）を置く。 二 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 子ども大綱の案を作成すること。 二 前号に掲げるもののほか、子ども施策に関する重要事項について審議し、及び子ども施策の実施を推進すること。 三 子ども施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。	（政令への委任） 第二十条 前三条に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。
5 市町村子ども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第二項に規定する市町村計画その他の法令の規定により市町村が作成する計画であつても子ども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。	4 前項の協議会は、第二項の関係機関及び民間団体その他の都道府県又は市町村が必要と認める者をもって構成する。	四 前三号に掲げるもののほか、他の法令の規定により会議に属させられた事務 三 会議は、前項の規定により子ども大綱の案を作成するに当たり、子ども及び子どもを養育する者、学識経験者、地域において子どもに関する支援を行う民間団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。	（施行期日） 第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、この法律の公布の日又は当該各号に定める法律の公布の日の日以後最初の日から施行する。 一 附則第十条の規定 子ども家庭庁設置法（令和四年法律第 号） 二 附則第十一条の規定 子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和四年法律第 号） （検討） 第二条 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況及び子ども施策の実施の状況を勘案し、子ども施策が基本理念に
（子ども施策に対する子ども等の意見の反映） 第十一条 国及び地方公共団体は、子ども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該子ども施策の対象となる子ども又は子どもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。 （子ども施策に係る支援の総合的かつ一体的な提供のための体制の整備等） 第十二条 国は、子ども施策に係る支援が、支援を必要とする事由、支援を行う関係機関、支援の対象となる者の年齢又は居住する地域等にかかわらず、切れ目なく行われるようにするため、当該支援を総合的かつ一体的に行う体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。 （関係者相互の有機的な連携の確保等） 第十三条 国は、子ども施策が適正かつ円滑に行	2 都道府県及び市町村は、前条第二項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関及び民間団体が行う子どもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。	第十八条 会議は、会長及び委員をもって組織する。 二 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。 三 委員は、次に掲げる者をもって充てる。 一 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）	
令和四年五月十七日 衆議院会議録第二十七号	子ども基本法案及び同報告書		

のつとて実施されているかどうか等の観点からその実態を把握し及び公正かつ適切に評価する仕組みの整備その他の基本理念にのつとたこども施策の一層の推進のために必要な方策について検討を加え、その結果に基づき、法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

(少子化社会対策基本法の一部改正)

第三条 少子化社会対策基本法の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 少子化社会対策会議(第十八条・第十九条)」を削る。

第七條に次の一項を加える。

2 こども基本法(令和四年法律第 号 第九條第一項の規定により定められた同項のこども大綱のうち前項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策に係る部分は、同項の規定により定められた大綱とみなす。

第九條中「報告書を提出しなければ」を「報告を提出するとともに、これを公表しなければ」に改め、同條に次の一項を加える。

2 こども基本法第八條第一項の規定による国会への報告及び公表がされたときは、前項の規定による国会への報告及び公表がされたものとみなす。

第三章を削る。

(青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部改正)

第四条 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成二十年法律第七十九号)の一部を次のように改

正する。

第八條第一項中「子ども・若者育成支援推進法(平成二十一年法律第七十一号)第二十六條に規定する子ども・若者育成支援推進本部(第三項において「本部」を「こども基本法(令和四年法律第 号)第十七條第一項に規定するこども政策推進会議(第三項において「会議」に改め、同條第三項中「本部」を「会議」に改める。

(青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五條 次條の規定による改正前の子ども・若者育成支援推進法第二十六條に規定する本部が前條の規定による改正前の青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律第八條第一項の規定により作成した同項の基本計画は、この法律の施行後は、会議が前條の規定による改正後の青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律第八條第一項の規定により作成した同項の基本計画とみなす。

(子ども・若者育成支援推進法の一部改正)

第六條 子ども・若者育成支援推進法の一部を次のように改正する。

目次中「子ども・若者育成支援推進本部(第二十六條 第三十三條)」を「削除」に改める。

第一條中「とともに、子ども・若者育成支援推進本部を設置する」を削る。

第六條に次の一項を加える。

2 こども基本法(令和四年法律第 号)第八條第一項の規定による国会への報告及び公表がされたときは、前項の規定による国会へ

の報告及び公表がされたものとみなす。

第八條第一項中「子ども・若者育成支援推進本部」を「政府」に、「作成しなければ」を「定めなければ」に改め、同條第三項を次のように改める。

3 こども基本法第九條第一項の規定により定められた同項のこども大綱のうち前項各号に掲げる事項に係る部分は、第一項の規定により定められた子ども・若者育成支援推進大綱とみなす。

第九條第一項中「作成する」を「定める」に改め、同條第二項中「作成されて」を「定められて」に、「作成する」を「定める」に改め、同條第三項中「作成した」を「定めた」に改める。

第四章を次のように改める。

第四章 削除

第二十六條から第三十三條まで 削除

(子ども・若者育成支援推進法の一部改正に伴う経過措置)

第七條 前條の規定による改正前の子ども・若者育成支援推進法第二十六條に規定する本部が同法第八條第一項の規定により作成した同項の子ども・若者育成支援推進大綱は、この法律の施行後は、政府が前條の規定による改正後の子ども・若者育成支援推進法第八條第一項の規定により定めた同項の子ども・若者育成支援推進大綱とみなす。

(復興庁設置法の一部改正)

第八條 復興庁設置法(平成二十三年法律第二百十五号)の一部を次のように改正する。

附則第三條第一項の表少子化社会対策基本法(平成十五年法律第三十三号)の項を削る。

(子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部改正)

第九條 子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 子どもの貧困対策会議(第十五條・第十六條)」を削る。

第七條の見出しを「年次報告」に改め、同條中「毎年一回」を「毎年、国会に」に改め、「実施の状況の下に」に関する報告を提出することともに、これ」を加え、同條に次の一項を加える。

2 こども基本法(令和四年法律第 号)第八條第一項の規定による国会への報告及び公表がされたときは、前項の規定による国会への報告及び公表がされたものとみなす。

第八條第三項を次のように改める。

3 こども基本法第九條第一項の規定により定められた同項のこども大綱のうち前項各号に掲げる事項に係る部分は、第一項の規定により定められた大綱とみなす。

第八條第四項及び第五項を削り、同條第六項を同條第四項とする。

第三章を削る。

(こども家庭庁設置法の一部改正)

第十條 こども家庭庁設置法の一部を次のように改正する。

第四條第一項第十八号の次に次の一号を加える。

十八の二 こども基本法(令和四年法律第 号)第九條第一項に規定することども大綱の策定及び推進に関すること。

第四條第一項第十九号中「第七條」を「第七條第一項」に改め、同項第二十号中「作成」を「策定」に改める。

第八条を次のように改める。

(こども政策推進会議)

第八条 別に法律の定めるところによりこども家庭庁に置かれる特別の機関は、こども政策推進会議とする。

2 こども政策推進会議については、こども基本法(これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。

(こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の一部改正)

第十一条 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を次のように改正する。

第二十四条を次のように改める。

第二十四条 削除

第二十七条を次のように改める。

第二十七条 削除

第三十四条を次のように改める。

第三十四条 削除

第四十六条を削る。

附則第五条から第七条までを次のように改める。

第五条から第七条まで 削除

附則第九条中「前条まで」を「第四条まで及び前条」に改める。

理由

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、

令和四年五月十七日 衆議院会議録第二十七号

社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

こども基本法案(加藤勝信君外十名提出に
関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進するもので、その主な内容は次のとおりである。

1 この法律において「こども」とは、心身の発達過程にある者をいうこと。また、「こども施策」とは、こどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいうこと。

2 こども施策は、全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的権利が保障されるときに、差別的取扱いを受けることがないようにすること等を基本理念として行われなければならないこと。

3 国及び地方公共団体の責務並びに事業主及び国民の努力について規定すること。

4 政府は、毎年、国会に、我が国におけるこ

こども基本法案及び同報告書

どもをめぐる状況及び政府が講じたこども施策の実施の状況に関する報告を提出すること。また、これを公表しなければならないこと。

5 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱(以下「こども大綱」という。)を定めなければならないこと。また、都道府県は、こども大綱を勘案して、都道府県こども計画を定めるよう努めるものとし、市町村は、こども大綱等を勘案して、市町村こども計画を定めるよう努めるものとする。

6 基本的施策として、5に掲げるもののほか、こども施策に対するこども等の意見の反映、こども施策に係る支援の総合的かつ一体的な提供のための体制の整備等、関係者相互の有機的な連携の確保等、この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容についての周知、こども施策の充実及び財政上の措置等について規定すること。

7 こども家庭庁に、特別の機関として、こども政策推進会議を置くこと。また、同会議は、こども大綱の案を作成するに当たり、こども及びこどもを養育する者、学識経験者、地域においてこどもに関する支援を行う民間団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

8 この法律は、令和五年四月一日から施行すること。

9 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況及びこども施策の実施の状況を勘案し、こども施策が基本理念にのっとり実施されているかどうか等の観点からその実態を把握し及び公正かつ適切に

評価する仕組みの整備その他の基本理念にのっとりたこども施策の一層の推進のために必要な方策について検討を加え、その結果に基づき、法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

二 議案の可決理由

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

令和四年五月十三日

内閣委員長 上野賢一郎

衆議院議長 細田 博之殿

(別紙)

こども基本法案に対する附帯決議
政府は、本法の施行に当たっては、次の事項に留意し、その運用等について遺漏なきを期すべきである。

一 こども施策の実施に当たっては、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、こどもの最善の利益が図られ、その権利が保障され、及び社会全体でこどもの成長を支援する社会の実現を目指すこと。また、社会全体でこどもの成長を支援する社会の実現を担保す

るための方策について検討した上で、必要な措置を講ずること。

二 子ども施策の実施に当たっては、いじめ、不登校、自殺、虐待等、子どもを取り巻く状況が深刻化していることを踏まえ、全てのこどもの生存と安全、教育を受ける権利等の保障に万全を期すこと。また、教育及びこどもの福祉に係る施策のより一層の連携確保を図ること。

三 こども施策を実施するための予算及び人員を十分に確保し、全てのこどもの成長の支援に万全を期すこと。また、教育を受ける機会が等しく与えられるよう、義務教育のほか、幼児教育、高等学校教育、大学教育など、教育の全過程について必要な負担軽減策に取り組むこと。

四 こども施策の推進は、全てのこどもについて、こどもの年齢及び発達の程度に応じ、こどもの意見を聴く機会及びこどもが自ら意見を述べるができる機会を確保し、その意見を十分に尊重することを旨として行うこと。

五 こども施策の実施に当たっては、希望する者が安心してこどもを生み、育てることができる社会の実現を図るため、結婚、妊娠・出産、育児及びこどもの成長に関する支援が切れ目なく行われるよう十分配慮すること。また、これまで支援が届きにくかった中学校卒業後又は高等学校中退後に修学も就業もしていないこどもや若者も支援の対象とすること。

六 長引くコロナ禍の影響等により、子育て世帯の生活が厳しさを増していることを踏まえ、子育て世帯への支援の拡充策について検討した上で、必要な措置を講ずること。

七 保護者の経済的な状況など生まれ育った環境によってこどもの成長が左右されることのないよう、子どもの貧困率の低減に取り組むこと。

八 保育士や幼稚園教諭をはじめ、子育て支援の現場で働く職員について、更なる処遇改善について検討を行うこと。また、子育て支援の現場で働く職員数の不足等により、必要な支援が停滞することがないよう新たな人材を確保するための方策を検討するとともに、職員の業務負担の軽減に努めること。

九 こどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置について、個人情報保護の適正な取扱いを確保するに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の義務規定を遵守するだけでなく、その基本理念を踏まえ、経済協力開発機構（OECD）閣僚理事会勧告も参考としつつ、こども及び父母その他の保護者の私生活の自由に配慮するものとする。

十 こどもに関するデータや統計の活用に当たっては、政府全体として収集すべきデータを精査し、各府省庁が連携してデータを収集・分析する環境を構築するとともに、収集したデータに基づいて各種施策の評価及び改善策の検討を行い、その内容を必要に応じ国会に報告すること。

十一 日本国内のこども並びにこどもに関わる大人及びこどもを養育中の保護者を含むあらゆる大人に対する、児童の権利に関する条約の趣旨や内容等についての普及啓発に、その認知度を把握しつつ取り組むこと。

十二 基本理念にのっとったこども施策の一層の推進のために必要な方策については、必要に応じ、本法の施行後五年を待つことなく、速やかに検討を加え、その結果に基づき、法制上の措置その他の必要な措置を講ずること。

児童福祉法等の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

令和四年三月四日

内閣総理大臣 岸田 文雄

児童福祉法等の一部を改正する法律（児童福祉法の一部改正）

第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「第九項」の下に、「第十八条の二十の二第二項」を加え、同項ただし書中「以下」を「第九項において」に改め、同条第九項中「する。」の下に「第十八条の二十の二第二項」を加える。

第十八条の五第二号中「処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない」を「処せられた」に改め、同条第三号中「二年」を「三年」に改め、同条第四号及び第五号中「又は」を「若しくは」に改め、「二年」を「三年」に改める。

第十八条の十九第一項に次の一号を加える。

三 第一号に掲げる場合のほか、児童生徒性暴力等（教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和三年法律第五十七号）第二条第三項に規定する児童生徒性暴力等をいう。以下同じ。）を行つたことを認められる場合

第十八条の二十の次に次の二条を加える。

第十八条の二十の二 都道府県知事は、次に掲げる者（第十八条の五各号のいずれかに該当する者を除く。以下この条において「特定登録取消者」という。）については、その行つた

児童生徒性暴力等の内容等を踏まえ、当該特定登録取消者の改善更生の状況その他その後の事情により保育士の登録を行うのが適当であると認められる場合に限り、保育士の登録を行うことができる。

一 児童生徒性暴力等を行つたことにより保育士又は国家戦略特別区域限定保育士（国家戦略特別区域法第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士をいう。次号及び第三項において同じ。）の登録を取り消された者

二 前号に掲げる者以外の者であつて、保育士又は国家戦略特別区域限定保育士の登録を取り消されたもののうち、保育士又は国家戦略特別区域限定保育士の登録を受けた日以後の行為が児童生徒性暴力等に該当していたと判明した者

都道府県知事は、前項の規定により保育士の登録を行うに当たっては、あらかじめ、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならない。

都道府県知事は、第一項の規定による保育士の登録を行うおとす際に必要があると認めるときは、第十八条の十九の規定により保育士の登録を取り消した都道府県知事（国家戦略特別区域法第十二条の五第八項において準用する第十八条の十九の規定により国家戦略特別区域限定保育士の登録を取り消した都道府県知事を含む。）その他の関係機関に対し、当該特定登録取消者についてその行つた児童生徒性暴力等の内容等を調査し、保育士の登録を行うかどうかを判断するために必要な情報の提供を求めることができる。

第十八条の二十の三 保育士を任命し、又は雇用する者は、その任命し、又は雇用する保育士について、第十八条の五第二号若しくは第三号に該当すると認めるとき、又は当該保育士が児童生徒性暴力等を行ったと思料するときは、速やかにその旨を都道府県知事に報告しなければならない。

刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による報告（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第五十九条第六項の次に次の一項を加える。

都道府県知事は、第三項の勧告又は第五項の命令をするために必要があると認めるときは、他の都道府県知事に對し、その勧告又は命令の対象となるべき施設の設置者に関する情報その他の参考となるべき情報の提供を求めることができる。

第五十九条に次の一項を加える。

都道府県知事は、第五項の命令をした場合には、その旨を公表することができる。

第二条 児童福祉法の一部を次のように改正する。

目次中「第二十一条の十七」を「第二十一条の十八」に改める。

第六条の二の二第一項中、「医療型児童発達支援」を削り、同条第二項中「の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を」及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援に、「供与する」を「供与し、又はこれに併せて児童発達支援センターにおいて治療上肢、下肢又は体幹の機能の障害（以下「肢体不自由」

という。）のある児童に対して行われるものに限る。第二十一条の五の二第一号及び第二十一条の五の二十九第一項において同じ。」を行うに改め、同条第四項中「除く。」の下に「又は専修学校等（同法第二百二十四条に規定する専修学校及び同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校をいう。以下この項において同じ。）を、」障害児の下に「（専修学校等に就学している障害児にあつては、その福祉の増進を図るため、授業の終了後又は休業日における支援の必要があると市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が認める者に限る。）を加え、」訓練を「支援」に改め、同条第五項中「医療型児童発達支援」を削り、「の指導、」を「及び」に、「付与、」を「習得並びに」に、「訓練を」を「支援」に改め、同条第八項中「指定障害児通所支援事業者等」を指定障害児通所支援事業者に改め、同条第三項を削る。

第六条の三第一項中「住居」の下に「その他内閣府令で定める場所を加え、同項第一号中「次号において」を「以下」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 満二十歳以上の措置解除者等であつて政令で定めるもののうち、学校教育法第五十条に規定する高等学校の生徒であること、同法第八十三条に規定する大学の学生であることその他の政令で定めるやむを得ない事情により児童自立生活援助の実施が必要であると都道府県知事が認めたもの

第六条の三第三項中「必要な保護」の下に「その他の支援（保護者の心身の状況、児童の養育環境その他の状況を勘案し、児童と共にその保護者に対して支援を行うことが必要である場合

にあつては、当該保護者への支援を含む。）を加え、同条第七項中「家庭において保育（養護及び教育（第三十九条の二第二項に規定する満三歳以上の幼児に対する教育を除く。）を行うことをいう。以下同じ。）を受けることが一時的に困難となつた乳児又は幼児」を「次に掲げる者」に改め、「場所」の下に「第二号において「保育所等」という。）を加え、同項に次の各号を加える。

一 家庭において保育（養護及び教育（第三十九条の二第一項に規定する満三歳以上の幼児に対する教育を除く。）を行うことをいう。以下同じ。）を受けることが一時的に困難となつた乳児又は幼児

二 子育てに係る保護者の負担を軽減するため、保育所等において一時的に預かることが望ましいと認められる乳児又は幼児

第六条の三第九項第一号中「特別区の区長を含む。以下同じ。」を削り、同条に次の七項を加える。

この法律で、親子再統合支援事業とは、内閣府令で定めるところにより、親子の再統合を図ることが必要と認められる児童及びその保護者に対して、児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二条に規定する児童虐待（以下単に「児童虐待」という。）の防止に資する情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業をいう。

この法律で、社会的養護自立支援拠点事業とは、内閣府令で定めるところにより、措置解除者等又はこれに類する者が相互の交流を行う場所を開設し、これらの者に対する情報の提供、相談及び助言並びにこれらの者の支

援に関連する関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行う事業をいう。

この法律で、意見表明等支援事業とは、第三十三条の三の三に規定する意見聴取等措置の対象となる児童の同条各号に規定する措置を行うことに係る意見又は意向及び第二十七条第一項第三号の措置その他の措置が採られている児童その他の者の当該措置における処遇に係る意見又は意向について、児童の福祉に関し知識又は経験を有する者が、意見聴取その他これらの者の状況に応じた適切な方法により把握するとともに、これらの意見又は意向を勘案して児童相談所、都道府県その他の関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行う事業をいう。

この法律で、妊産婦等生活援助事業とは、家庭生活に支障が生じている特定妊婦その他これに類する者及びその者の監護すべき児童を、生活すべき住居に入居させ、又は当該事業に係る事業所その他の場所に通わせ、食事の提供その他日常生活を営むのに必要な便宜の供与、児童の養育に係る相談及び助言、母子生活支援施設その他の関係機関との連絡調整、民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七条の二第一項に規定する特別養子縁組（以下単に「特別養子縁組」という。）に係る情報の提供その他の必要な支援を行う事業をいう。

この法律で、子育て世帯訪問支援事業とは、内閣府令で定めるところにより、要支援児童の保護者その他の内閣府令で定める者に對し、その居宅において、子育てに関する情報の提供並びに家事及び養育に係る援助その

他の必要な支援を行う事業をいう。

この法律で、児童育成支援拠点事業とは、養育環境等に関する課題を抱える児童について、当該児童に生活の場を与えるための場所を開設し、情報の提供、相談及び関係機関との連絡調整を行うとともに、必要に応じて当該児童の保護者に対し、情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業をいう。

この法律で、親子関係形成支援事業とは、内閣府令で定めるところにより、親子間における適切な関係性の構築を目的として、児童及びその保護者に対し、当該児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業をいう。

第七条第一項中「及び児童家庭支援センター」を「児童家庭支援センター及び里親支援センター」に改め、同条第二項中「指定発達医療機関に入院する障害児に」を「独立行政法人国立病院機構若しくは国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターの設置する医療機関であつて内閣総理大臣が指定するもの（以下「指定発達支援医療機関」という。）に入院する障害児に」に、「の指導及び知識技能の付与を」における基本的な動作及び独立自活に必要な知識技能の習得のための支援」に改める。

第十条第一項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 児童及び妊産婦の福祉に関し、心身の状況等に照らし包括的な支援を必要とする認められる要支援児童等その他の者に対し、これらの者に対する支援の種類及び内容

容その他の内閣府令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援を行うこと。

第十条の二を次のように改める。

第十条の二 市町村は、こども家庭センターの設置に努めなければならない。

こども家庭センターは、次に掲げる業務を行うことにより、児童及び妊産婦の福祉に関する包括的な支援を行うことを目的とする施設とする。

一 前条第一項第一号から第四号までに掲げる業務を行うこと。

二 児童及び妊産婦の福祉に関する機関との連絡調整を行うこと。

三 児童及び妊産婦の福祉並びに児童の健全育成に資する支援を行う者の確保、当該支援を行う者が相互の有機的な連携の下で支援を円滑に行うための体制の整備その他の児童及び妊産婦の福祉並びに児童の健全育成に係る支援を促進すること。

四 前三号に掲げるもののほか、児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他につき、必要な支援を行うこと。

こども家庭センターは、前項各号に掲げる業務を行うに当たつて、次条第一項に規定する地域子育て相談機関と密接に連携を図るものとする。

第十条の二の次に次の一条を加える。

第十条の三 市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、子育てに関する施設の整備の状況等を総合的に勘案して定める区域ごとに、その住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行うことができる

る地域子育て相談機関（当該区域に所在する保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点事業を行う場所その他の内閣府令で定める場所であつて、的確な相談及び助言を行うに足る体制を有すると市町村が認めるものをいう。以下この条において同じ。）の整備に努めなければならない。

地域子育て相談機関は、前項の相談及び助言を行うほか、必要に応じ、こども家庭センターと連絡調整を行うとともに、地域の住民に対し、子育て支援に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

市町村は、その住民に対し、地域子育て相談機関の名称、所在地その他必要な情報を提供するよう努めなければならない。

第十一条第一項第二号中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百十七条の二第一項に規定する」及び「（第三十三条の六の二において「特別養子縁組」という。）を削り、同号に次のように加える。

リ 児童養護施設その他の施設への入所の措置、一時保護の措置その他の措置の実施及びこれらの措置の実施中における処遇に対する児童の意見又は意向に関し、

都道府県児童福祉審議会その他の機関の調査審議及び意見の具申が行われるようにすることその他の児童の権利の擁護に係る環境の整備を行うこと。

又 措置解除者等の実情を把握し、その自立のために必要な援助を行うこと。

第十一条第四項中「次項において」を「以下」に改める。
第十二条の四中「施設」の下に「（以下「一時保

護施設」という。）を加え、同条に次の二項を加える。

都道府県は、一時保護施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない。

都道府県が前項の条例を定めるに当たつては、次に掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参酌するものとする。

一 一時保護施設に配置する従業者及びその員数

二 一時保護施設に係る居室の床面積その他一時保護施設の設備に関する事項であつて、児童の適切な処遇の確保に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの

三 一時保護施設の運営に関する事項であつて、児童の適切な処遇の確保及び秘密の保持に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの

第十三条第二項中「児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二条に規定する児童虐待（以下単に「及び」という。）を削り、同条第三項第八号中「前各号」を「第二号から前号まで」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号を同項第八号とし、同項第三号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二号中「第七号」を「第八号及び第六項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 児童虐待を受けた児童の保護その他児童の福祉に関する専門的な対応を要する事項について、児童及びその保護者に対する相談及び必要な指導等を通じて的確な支援を実施できる十分な知識及び技術を有する者として内閣府令で定めるもの

第十三条第六項中「以上」の下に「第三項第一号に規定する者のうち、内閣府令で定める施設において二年以上相談援助業務に従事した者その他の内閣府令で定めるものにあつては、おおむね三年以上」とを加え、同条第十項中「第三項第一号」を「第三項第二号」に改める。

第十八条の二十の三の次に次の一条を加える。

第十八条の二十の四 国は、次に掲げる者について、その氏名、保育士の登録の取消しの事由、行つた児童生徒性暴力等に関する情報その他の内閣総理大臣が定める事項に係るデータベースを整備するものとする。

一 児童生徒性暴力等を行つたことにより保育士の登録を取り消された者

二 前号に掲げる者以外の者であつて、保育士の登録を取り消されたもののうち、保育士の登録を受けた日以後の行為が児童生徒性暴力等に該当していたと判明した者

都道府県知事は、保育士が児童生徒性暴力等を行つたことによりその登録を取り消したとき、又は保育士の登録を取り消された者（児童生徒性暴力等を行つたことにより保育士の登録を取り消された者を除く。）の保育士の登録を受けた日以後の行為が児童生徒性暴力等に該当していたことが判明したときは、前項の情報を同項のデータベースに迅速に記

録することその他必要な措置を講ずるものとする。

保育士を任命し、又は雇用する者は、保育士を任命し、又は雇用しようとするときは、第一項のデータベース（国家戦略特別区域法第十二条の五第八項において準用する第一項のデータベースを含む。）を活用するものとする。

第二十一条の五の二第一号中「児童発達支援」の下に「治療に係るものを除く。」を加え、同条第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第二十一条の五の三第一項中「又は指定発達支援医療機関（以下「指定障害児通所支援事業者等」と総称する。）を削る。

第二十一条の五の七第十項、第十一項及び第十三項並びに第二十一条の五の十四中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

第二十一条の五の十五第三項中「（医療型児童発達支援に係る指定の申請にあつては、第七号を除く。）を削る。

第二十一条の五の十八第一項中「及び指定発達支援医療機関の設置者（以下「指定障害児事業者等」という。）を削り、同条第二項及び第三項中「指定障害児事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

第二十一条の五の十九第一項中「指定障害児事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改め、「又は指定発達支援医療機関」を削り、同条第二項及び第四項中「指定障害児事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

及び「において準用する場合を含む。」を削り、同条第二項を削る。

第二十一条の五の二十三第一項中「指定障害児事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改め、「（指定発達支援医療機関の設置者にあつては、第三号を除く。以下この項及び第五項において同じ。）を削り、同項第一号中「又は指定発達支援医療機関」を削り、同条第二項及び第三項中「指定障害児事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改め、同条第五項中「指定障害児事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改め、「又は指定発達支援医療機関」を削る。

第二十一条の五の二十六第一項中「指定障害児事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改め、同条第二項中「指定障害児事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改め、同項第四号中「及び指定発達支援医療機関の設置者」を削り、同条第三項中「指定障害児事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

第二十一条の五の二十七第一項及び第二十一条の五の二十八第一項から第三項までの規定中「指定障害児事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

第二十一条の五の二十九第一項中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に、「医療型児童発達支援」を「児童発達支援」に改め、同条第三項中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

第二十一条の五の三十及び第二十一条の五の三十二中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

事業を、「子育て援助活動支援事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業及び親子関係形成支援事業」に改める。

第二章第二節第六款中第二十一条の十七の次に次の一条を加える。

第二十一条の十八 市町村は、第十条第一項第四号に規定する計画が作成された者、第二十六条第一項第八号の規定による通知を受けた児童その他の者その他の子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、一時預かり事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業又は親子関係形成支援事業（以下この条において「家庭支援事業」という。）の提供が必要であると認められる者について、当該者に必要な家庭支援事業（当該市町村が実施するものに限る。）の利用を奨励し、及びその利用ができるよう支援しなければならない。

市町村は、前項に規定する者が、同項の規定による奨励及び支援を行つても、なおやむを得ない事由により当該奨励及び支援に係る家庭支援事業を利用することが著しく困難であると認めるときは、当該者について、家庭支援事業による支援を提供することができ

る。

第二十三条の次に次の二条を加える。

第二十三条の二 都道府県等は、児童及び妊産婦の福祉のため、それぞれその設置する福祉事務所の所管区域内において、妊産婦等生活援助事業が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めなければならない。

第二十三条の三 妊産婦等生活援助事業を行う都道府県等は、第二十五条の七第二項第三号、第二十五条の八第三号若しくは第二十六

条第一項第五号又は売春防止法第三十六条の二の規定による報告又は通知を受けた妊産婦又はその者の監護すべき児童について、必要があると認めるときは、当該妊産婦に対し、妊産婦等生活援助事業の利用を勧奨しなければならぬ。

第二十四条の十九に次の一項を加える。

都道府県は、障害児入所施設に在所し、又は指定発達支援医療機関に入院している障害児並びに第二十四条の二十四第一項又は第二項の規定により同条第一項に規定する障害児入所給付費等の支給を受けている者及び第三十一条第二項若しくは第三項又は第三十一条の二第二項若しくは第二項の規定により障害児入所施設に在所し、又は指定発達支援医療機関に入院している者が、障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について、市町村その他の関係者との協議の場を設け、市町村その他の関係者との連携及び調整を図ることその他の必要な措置を講じなければならない。

第二十四条の二十四第一項中「次項」の下に「及び第三項を加え、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、「第二十四条の十九」の下に「（第四項を除く。）」を加え、同条第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同条第一項の次に次の一項を加える。

都道府県は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により障害児入所給付費等の支給を受けている者であつて、障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活

活又は社会生活を営むことが著しく困難なものととして内閣府令で定める者について、満二十歳に到達してもなお引き続き指定入所支援を受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは、当該者が満二十歳に達した後においても、当該者からの申請により、当該者が満二十三歳に達するまで、内閣府令で定めるところにより、引き続き障害児入所給付費等を支給することができる。この場合においては、同項ただし書の規定を準用する。

第二十五条の二第五項中「母子保健法第二十一条第一項に規定する母子健康包括支援センター」を「こども家庭センター」に改める。

第二十五条の七第一項第三号中「が適当」を「又は社会的養護自立支援拠点事業の実施が適当」に改め、同条第二項第三号中「助産」を「妊産婦等生活援助事業の実施、助産に改め、同項第四号中「が適当」を「又は社会的養護自立支援拠点事業の実施が適当」に改める。

第二十五条の八第三号中「保育の利用等」を「妊産婦等生活援助事業の実施又は保育の利用等」に改め、同条第四号中「が適当」を「又は社会的養護自立支援拠点事業の実施が適当」に改める。

第二十六条第一項第五号中「保育の利用等」を「妊産婦等生活援助事業の実施又は保育の利用等」に改め、同項第六号中「が適当」を「又は社会的養護自立支援拠点事業の実施が適当」に改め、同項第八号中「子育て援助活動支援事業」を「二時預かり事業、子育て援助活動支援事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業」に改める。

第三十条の二中「第四十四条の三」を「第四十四条の四」に改める。

第三十一条第二項中「限る」の下に「。次条第一項において同じ」を加え、「同項第三号」を「第二十七条第一項第三号」に改め、同条第三項中「限る」の下に「。次条第二項において同じ」を加え、同条の次に次の一項を加える。

第三十一条の二 都道府県は、前条第二項の規定にかかわらず、同項の規定により障害児入所施設に在所している者であつて、障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことが著しく困難なものととして内閣府令で定める者について、満二十歳に到達してもなお引き続き在所させる措置を採らなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは、当該者が満二十三歳に達するまで、引き続き当該者を障害児入所施設に在所させる措置を採ることができる。

都道府県は、前条第三項の規定にかかわらず、同項の規定により障害児入所施設に在所している者又は委託を継続して指定発達支援医療機関に入院している肢体不自由のある者若しくは重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している者であつて、障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことが著しく困難なものととして内閣府令で定める者について、満二十歳に到達してもなお引き続き在所又は入院させる措置を採らなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは、当該者が満二十三歳に達するまで、引き続き当該者をこれらの施設に在所させ、若しくは同項

の規定による委託を継続し、又はこれらの措置を相互に変更する措置を採ることができる。

前二項の規定による措置は、この法律の適用については、第二十七条第一項第三号又は第二項の規定による措置とみなす。

第一項又は第二項の場合においては、都道府県知事は、児童相談所長の意見を聴かなければならない。

第三十二条第二項中「実施の権限」の下に「、第二十一条の十八第一項の規定による勧奨及び支援並びに同条第二項の規定による措置に関する権限を加える。

第三十三条第八項第二号中「が適当」を「又は社会的養護自立支援拠点事業の実施が適当」に改める。

第三十三条の三の次に次の二条を加える。

第三十三条の三の二 都道府県知事又は児童相談所長は、次に掲げる措置に関して必要があると認めるときは、地方公共団体の機関、病院、診療所、医学に関する大学（大学の学部を含む。）、児童福祉施設、当該措置に係る児童が在籍する又は在籍していた学校その他必要な関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

一 第二十六条第一項第二号に規定する措置
二 第二十七条第一項第二号若しくは第三号又は第二項に規定する措置

三 第三十三条第一項又は第二項に規定する措置
前項の規定により都道府県知事又は児童相

談所長から資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求められた者は、これに応ずるよう努めなければならない。

第三十三条の三の三 都道府県知事又は児童相談所長は、次に掲げる場合においては、児童の最善の利益を考慮するとともに、児童の意見又は意向を勘案して措置を行うために、あらかじめ、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置（以下この条において「意見聴取等措置」という。）をとらなければならない。ただし、児童の生命又は心身の安全を確保するため緊急を要する場合で、あらかじめ意見聴取等措置をとるいとまがないときは、次に規定する措置を行った後速やかに意見聴取等措置をとらなければならない。

一 第二十六条第一項第二号の措置を採る場合又は当該措置を解除し、停止し、若しくは他の措置に変更する場合

二 第二十七条第一項第二号若しくは第三号若しくは第二項の措置を採る場合又はこれらの措置を解除し、停止し、若しくは他の措置に変更する場合

三 第二十八条第二項ただし書の規定に基づき第二十七条第一項第三号の措置の期間を更新する場合

四 第三十三条第一項又は第二項の規定による一時保護を行う場合又はこれを解除する場合

第三十三条の四第一号中「第二十一条の六」の下に「第二十一条の十八第二項」を加え、同条第五号中「満二十歳未満義務教育終了児童等又は満二十歳以上義務教育終了児童等」を「措置解

除者等」に改める。

第三十三条の五中「第二十一条の六」の下に「第二十一条の十八第二項」を加える。

第三十三条の六第一項中「満二十歳未満義務教育終了児童等」を「第六条の三第一項各号に掲げる者（以下この条において「児童自立生活援助対象者」という。）の二に、「その満二十歳未満義務教育終了児童等」を「その児童自立生活援助対象者」に改め、同条第二項、第三項及び第五項中「満二十歳未満義務教育終了児童等」を「児童自立生活援助対象者」に改め、同条第六項を削る。

第三十三条の六の三を第三十三条の六の五とし、第三十三条の六の二を第三十三条の六の四とし、第三十三条の六の次に次の二条を加える。

第三十三条の六の二 都道府県は、児童の健全な育成及び措置解除者等の自立に資するため、その区域内において、親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業及び意見表明等支援事業が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めなければならない。

第三十三条の六の三 社会的養護自立支援拠点事業を行う都道府県は、第二十五条の七第一項第三号若しくは第二項第四号、第二十五条の八第四号若しくは第二十六条第一項第六号の規定による報告を受けた児童又は第三十三条第八項第二号の規定による報告を受けた満二十歳未満義務教育終了児童等について、必要があるとき、これらの者に対し、社会的養護自立支援拠点事業の利用を勧奨しなければならない。

第三十三条の十及び第三十三条の十四第二項

中「第十二条の四に規定する児童を一時保護する施設を「一時保護施設」に改める。

第三十四条の七中「（同条第六項において準用する場合を含む。）」を削り、同条の次に次の六条を加える。

第三十四条の七の二 都道府県は、親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業又は意見表明等支援事業を行うことができる。

国及び都道府県以外の者は、内閣府令の定めるところにより、あらかじめ、内閣府令で定める事項を都道府県知事に届け出て、親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業又は意見表明等支援事業を行うことができる。

国及び都道府県以外の者は、前項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

国及び都道府県以外の者は、親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業又は意見表明等支援事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、内閣府令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業又は意見表明等支援事業に従事する者は、その職務を遂行するに当たっては、個人の身上に関する秘密を守らなければならない。

第三十四条の七の三 都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業若しくは意見表明等支援事業を行う者に

対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事務所若しくは施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第十八条の十六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

第三十四条の七の四 都道府県知事は、親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業又は意見表明等支援事業を行う者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、又はその事業に關し不当に営利を図り、若しくはその事業に係る児童若しくはその保護者の処遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

第三十四条の七の五 都道府県は、妊産婦等生活援助事業を行うことができる。

国及び都道府県以外の者は、内閣府令の定めるところにより、あらかじめ、内閣府令で定める事項を都道府県知事に届け出て、妊産婦等生活援助事業を行うことができる。

国及び都道府県以外の者は、前項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

国及び都道府県以外の者は、妊産婦等生活援助事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、内閣府令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

妊産婦等生活援助事業に従事する者は、その職務を遂行するに当たっては、個人の身上

に關する秘密を守らなければならない。

第三十四条の七の六 都道府県知事は、児童及び妊産婦の福祉のために必要があると認めるときは、妊産婦等生活援助事業を行う者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事務所若しくは施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第十八条の十六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

第三十四条の七の七 都道府県知事は、妊産婦等生活援助事業を行う者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分違反したとき、又はその事業に關し不当に営利を図り、若しくはその事業に係る妊産婦、児童若しくはその保護者の処遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

第三十四条の十一中「地域子育て支援拠点事業」の下に、「子育て世帯訪問支援事業又は親子関係形成支援事業」を加える。

第三十四条の十七の次に次の二条を加える。
第三十四条の十七の二 市町村は、児童育成支援拠点事業を行うことができる。

国、都道府県及び市町村以外の者は、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、内閣府令で定める事項を市町村長に届け出て、児童育成支援拠点事業を行うことができる。
国、都道府県及び市町村以外の者は、前項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を市

町村長に届け出なければならない。

国、都道府県及び市町村以外の者は、児童育成支援拠点事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、内閣府令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。

児童育成支援拠点事業に従事する者は、その職務を遂行するに当たっては、個人の身上に關する秘密を守らなければならない。

第三十四条の十七の三 市町村長は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、児童育成支援拠点事業を行う者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第十八条の十六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

市町村長は、児童育成支援拠点事業を行う者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分違反したとき、又はその事業に關し不当に営利を図り、若しくはその事業に係る児童若しくはその保護者の処遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

第三十四条の二十第一項第三号中「児童虐待の防止等に関する法律第二条に規定する」を削る。

第四十二条第一号中、「日常生活の指導」を「並びに日常生活における基本的な動作」に、「付与」を「習得のための支援」に改め、同条第二号中「の指導」を「における基本的な動作及び」

に、「付与及び」を「習得のための支援並びに」に改める。

第四十三条中「次の各号に掲げる区分に応じ」を「地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を担う機関として」に、「当該各号に定める支援を提供する」を「高度の専門的な知識及び技術が必要とする児童発達支援を提供し、あわせて障害児の家族、指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行う」に改め、同条各号を削る。

第四十四条の三を第四十四条の四とし、第四十四条の二の次に次の一条を加える。

第四十四条の三 里親支援センターは、里親支援事業を行うほか、里親及び里親に養育される児童並びに里親になろうとする者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。

里親支援センターの長は、里親支援事業及び前項に規定する援助を行うに当たっては、都道府県、市町村、児童相談所、児童家庭支援センター、他の児童福祉施設、教育機関その他の関係機関と相互に協力し、緊密な連携を図るよう努めなければならない。

第四十八条の三中「児童家庭支援センター」の下に、「里親支援センター」を加える。

第四十八条の四第一項中「対して」を「対して」に、「行い、並びにその行う保育に支障がない限りにおいて、乳児、幼児等の保育に関する相談に応じ、及び助言を行うよう努めなければ」を「行わなければならない」に改め、同項の次に次の一項を加える。

保育所は、当該保育所が主として利用され

る地域の住民に対して、その行う保育に支障がない限りにおいて、乳児、幼児等の保育に関する相談に応じ、及び助言を行うよう努めなければならない。

第四十九条を次のように改める。

第四十九条 この法律で定めるもののほか、第六条の三各項に規定する事業及び児童福祉施設の職員その他児童福祉施設に關し必要な事項は、命令で定める。

第五十条第六号の三の次に次の一号を加える。

六の四 児童相談所長が第二十六条第一項第二号に規定する指導を委託した場合又は都道府県が第二十七条第一項第二号に規定する指導を委託した場合におけるこれらの指導に要する費用

第五十条第七号中「除く」を「除き、里親支援センターにおいて行う里親支援事業に要する費用を含む」に改め、同条第七号の三中「(満二十歳未満義務教育終了児童等に係るものに限る。)」を削る。

第五十一条第二号の次に次の一号を加える。
二の二 第二十一条の十八第二項の措置に要する費用

第五十六条第二項中「から第七号の三までに規定する費用」の下に「同条第七号に規定する里親支援センターにおいて行う里親支援事業に要する費用を除く。」を加える。

第五十六条の六第一項中「第二十一条の六」の下に「第二十一条の十八第二項」を加え、同条第三項中「児童自立生活援助事業」の下に「社会的養護自立支援拠点事業」を加える。

第五十七条の二第二項中「指定障害児通所支

援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

第六十二条第四号中「(同条第二項において準用する場合を含む。)」を削る。

第三条 児童福祉法の一部を次のように改正する。

第二十五条の二第二項中「第三十三条第十項」を「第三十三条第十九項」に改める。

第二十八条第二項ただし書中「第九項」を「第十八項」に改める。

第三十一条第四項第二号中「第三十三条第八項から第十一項まで」を「第三十三条第十七項から第二十項まで」に改める。

第三十三条第一項中「児童相談所長は」の下に「児童虐待のおそれがあるとき、少年法第六條の六第一項の規定により事件の送致を受けたときその他の内閣府令で定める場合であつて」を加え、同条第二項中「都道府県知事は」の下に「前項に規定する場合であつて」を加え、同条第三項中「前二項を」第一項及び第二項に改め、同条第七項中「第五項本文を」第十四項本文に改め、同条第九項中「第十一項を」第二十項に改め、同条第十項中「第八項各号」を「第十七項各号」に改め、同条第十二項中「第八項」を「第十七項」に改め、同条第二項の次に次の九項を加える。

児童相談所長又は都道府県知事は、前二項の規定による一時保護を行うときは、次に掲げる場合を除き、一時保護を開始した日から起算して七日以内に、第一項に規定する場合に該当し、かつ、一時保護の必要があると認められる資料を添えて、これらの者の所属する官公署の所在地を管轄する地方裁判所、家

庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官に次項に規定する一時保護状を請求しなければならない。この場合において、一時保護を開始する前にあらかじめ一時保護状を請求することを妨げない。

一 当該一時保護を行うことについて当該児童の親権を行う者又は未成年後見人の同意がある場合

二 当該児童に親権を行う者又は未成年後見人がない場合

三 当該一時保護をその開始した日から起算して七日以内に解除した場合

裁判官は、前項の規定による請求(以下この条において「一時保護状の請求」という。)のあつた児童について、第一項に規定する場合に該当すると認めるときは、一時保護状を発する。ただし、明らかに一時保護の必要がないと認めるときは、この限りでない。

前項の一時保護状には、次に掲げる事項(第五号に掲げる事項にあつては、第三項後段に該当する場合に限る。)を記載し、裁判官がこれに記名押印しなければならない。

一 一時保護を行う児童の氏名

二 一時保護の理由

三 発付の年月日

四 裁判所名

五 有効期間及び有効期間経過後は一時保護を開始することができずこれを返還しなければならない旨一時保護状の請求についての裁判は、判事補が単独ですることができ

きは、速やかに一時保護を解除しなければならない。ただし、一時保護を行わなければならない児童の生命又は心身に重大な危害が生じると見込まれるときは、児童相談所長又は都道府県知事は、当該裁判があつた日の翌日から起算して三日以内に限り、第一項に規定する場合に該当し、かつ、一時保護の必要があると認められる資料及び一時保護を行わなければならない児童の生命又は心身に重大な危害が生じると見込まれると認められる資料を添えて、簡易裁判所の裁判官がした裁判に対しては管轄地方裁判所に、その他の裁判官がした裁判に対してはその裁判官が所属する裁判所にその裁判の取消しを請求することができる。

前項ただし書の請求を受けた地方裁判所又は家庭裁判所は、合議体で決定をしなければならない。

第七項本文の規定にかかわらず、児童相談所長又は都道府県知事は、同項ただし書の規定による請求をするときは、一時保護状の請求についての裁判が確定するまでの間、引き続き第一項又は第二項の規定による一時保護を行うことができる。

第七項ただし書の規定による請求を受けた裁判所は、当該請求がその規定に違反したとき、又は請求が理由のないときは、決定で請求を棄却しなければならない。

第七項ただし書の規定による請求を受けた裁判所は、当該請求が理由のあるときは、決定で原裁判を取り消し、自ら一時保護状を発しなければならない。

第三十三条の六第四項及び第三十三条の六の三中「第三十三条第八項第二号」を「第三十三条

第十七項第二号」に改める。

(母子保健法の一部改正)

第四条 母子保健法(昭和四十年法律第四百一十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「母子健康包括支援センター」を「こども家庭センター」の母子保健事業に改める。

第九条中「相談に応じ」を削り、同条の次に次の一条を加える。

(相談及び支援)

第九条の二 市町村は、母性又は乳児若しくは幼児の健康の保持及び増進のため、母子保健に関する相談に応じなければならない。

2 市町村は、母性並びに乳児及び幼児の心身の状態に応じ、健康の保持及び増進に関する支援を必要とする者について、母性並びに乳児及び幼児に対する支援に関する計画の作成その他の内閣府令で定める支援を行うものとする。

第十七条の二第三項中「第二十二條第一項に規定する母子健康包括支援センター」を「児童福祉法第十条の二第一項のこども家庭センター(次章において単に「こども家庭センター」という。)」に改める。

第十九条の二第一項中「保護者に対し」の下に「第九條の二第一項の相談、同条第二項の支援」を加え、「第二十二條第二項第二号」を「第二十二條第一項第二号」に改める。

第三章の章名を次のように改める。

第三章 こども家庭センターの母子保健事業

第二十二條第一項を削り、同条第二項中「母子健康包括支援センター」は、第一号から第四号までに掲げる事業を行い、又はこれらの事業に

併せて第五号に掲げる事業を行うことにより」

を「子ども家庭センターは、児童福祉法第十条の二第二項各号に掲げる業務のほか」に、「する施設」をして、第一号から第四号までに掲げる事業又はこれらの事業に併せて第五号に掲げる事業を行うもの」に改め、同項第四号中「又は福祉を削り、」その他母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関し、内閣府令で定める」を、並びに第九条の二第二項の「に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「母子健康包括支援センター」を「子ども家庭センター」に、「相談、指導及び助言」を「指導及び助言、

第九条の二第二項の相談」に改め、同項を同条第二項とする。

（社会福祉法の一部改正）

第五条 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第二号中「又は子育て援助活動支援事業」を、「子育て援助活動支援事業、親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業又は親子関係形成支援事業」に、「又は児童家庭支援センター」を、「児童家庭支援センター又は里親支援センター」に改める。

第一百六条の二第一号中「第十条の二に規定する拠点において同条に規定する支援を行う」を「第十条の二第二項に規定することも家庭センターが行う同項に規定する支援に係る事業若しくは母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第二十二条第一項に規定する」に改め、同条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第一百六条の四第三項中「母子保健法第二十二條第二項に規定する母子健康包括支援センター」を「児童福祉法第十条の二第二項に規定することも家庭センター」に改める。

（売春防止法の一部改正）

第六条 売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

第三十六條の二中「第二十三條第二項を」第六條の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三條第二項に、「当該」を「当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該」に改める。

（児童虐待の防止等に関する法律の一部改正）

第七条 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項第三号中「児童福祉法」の下に「第六條の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法を、」そのの下に「妊産婦等生活援助事業の実施又は」を加え、同項第四号中「地域子育て支援拠点事業」の下に、「同条第七項に規定する一時預かり事業」を、「子育て援助活動支援事業」の下に、「同条第十九項に規定する子育て世帯訪問支援事業、同条第二十項に規定する児童育成支援拠点事業、同条第二十一項に規定する親子関係形成支援事業を加える。

第十二條の四第五項中「第三十三條第六項を」第三十三條第十五項に、「第三十三條第五項本文を」第三十三條第十四項本文に改める。

（国家戦略特別区域法の一部改正）

第八条 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）の一部を次のように改正する。

第十二條の五第四項第二号中「処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない」を「処せられた」に改め、同項第三号中「二年」を「三年」に改め、同項第四号及び第五号中「又は」を「若しくは第三号又は」に、「二年」を「三年」に改め、同条第八項中「並びに」を、「第十八條の二十の二並びに」に、「国家戦略特別区域限定保育士について」を「国家戦略特別区域限定保育士

第十二條の五第四項第二号中「処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない」を「処せられた」に改め、同項第三号中「二年」を「三年」に改め、同項第四号及び第五号中「又は」を「若しくは第三号又は」に、「二年」を「三年」に改め、同条第八項中「並びに」を、「第十八條の二十の二並びに」に、「国家戦略特別区域限定保育士について」を「国家戦略特別区域限定保育士

第十八條の二十の三 第十八條の五第二号若しくは第三号 第一項

第十二條の五第十二項中「並びに第十八條の二十の二」を、「第十八條の二十、第十八條の二十の二第一項及び第二項並びに第十八條の二十の三第一項に、「読み替える」を、「同法第十八條の二十の二第二項中「都道府県児童福祉審議会」とあるのは「市町村児童福祉審議会」と、同条第三項中「都道府県知事」とあるのは「試験実施指定都市の長は」と読み替える」に改める。

第九條 国家戦略特別区域法の一部を次のように改正する。

第十二條の四第一項中「同条第七項」を「同条第七項第一号」に改める。

第十二條の五第一項中「第四十八條の四第二項」を「第四十八條の四第三項」に改め、同条第八項中「第十八條の二十の二」の下に、「第十八條の二十の四第三項を加え、」第四十八條の四第二項を「第四十八條の四第三項」に改め、「登録について」の下に、「同法第十八條の二十の四第三項の規定は国家戦略特別区域限定保育士を任命し又は雇用する者について」を加え、

同条第十二項中「並びに第十八條の二十の三第一項」を、「第十八條の二十の三第一項並びに第十八條の二十の四第二項」に改める。

附 則

（施行期日）

同条第十二項中「並びに第十八條の二十の三第一項」を、「第十八條の二十の三第一項並びに第十八條の二十の四第二項」に改める。

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七條、第八條及び第十七條の規定 公布の日

二 第一条中児童福祉法第五十九條の改正規定 公布の日から起算して三月を経過した日

三 第一条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び第八條の規定並びに附則第三條及び第十五條の規定 令和五年四月一日

四 第二条中児童福祉法第十八條の二十の三の次に一條を加える改正規定並びに第九條中国国家戦略特別区域法第十二條の五第八項の改正規定（第四十八條の四第二項を「第四十八條の四第三項」に改める部分を除く。）及び同条

について、同法第八條第一項及び第九項並びに第十八條の二十の二の規定は保育士又は国家戦略特別区域限定保育士の登録を取り消された者に係る国家戦略特別区域限定保育士の登録について、それぞれに改め、同項の表第十八條の十九第一項第一号の項中「第十八條の十九第一項第一号」の下に「及び第十八條の二十の二第一項」を加え、同項の次に次のように加える。

国家戦略特別区域法第十二條の五第四項第二号若しくは第三号

国家戦略特別区域法第十二條の五第四項第二号若しくは第三号

国家戦略特別区域法第十二條の五第四項第二号若しくは第三号

国家戦略特別区域法第十二條の五第四項第二号若しくは第三号

国家戦略特別区域法第十二條の五第四項第二号若しくは第三号

第十二項の改正規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

五 第三条の規定及び第七条中児童虐待の防止等に関する法律第十二条の四第五項の改正規定並びに附則第十四条の規定及び附則第二十二家中家事件手続法(平成二十三年法律第五十二号)別表第一の改正規定(百二十八の二の項に係る部分に限る。)公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(検討)

第二条 政府は、第二条の規定(前条第四号に掲げる改正規定を除く。)による改正後の児童福祉法(以下「新児童福祉法」という。)第十三条第三項第一号の規定の施行の状況、児童その他の者に対する同項第三号に規定する相談援助業務に従事する者に係る資格の取得状況その他の状況を勘案し、次に掲げる事項に係る環境を整備しつつ、児童の生命又は心身の安全を確保する観点から、児童の福祉に関し専門的な知識及び技術を必要とする支援を行う者(以下この項において「支援実施者」という。)に関して、その能力を発揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、国家資格を含め、この法律の施行後二年を目途として検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- 一 支援実施者が実施すべき業務の内容、支援実施者に必要な専門的な知識及び技術に係る内容並びに教育課程の内容の明確化
- 二 支援実施者を養成するために必要な体制の確保

三 支援実施者がその能力を発揮して働くことができる施設その他の場所における雇用の機会の確保

2 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の児童福祉法及び母子保健法(以下この項において「改正後の両法律」という。)の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の両法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(保育士の欠格事由等に関する経過措置)

第三条 第一条の規定(附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の児童福祉法(以下この条において「第三号改正後児童福祉法」という。)第十八条の五(第一号を除く。)の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(以下この条及び附則第十五条において「第三号施行日」という。)以後の行為により第三号改正後児童福祉法第十八条の五各号(第一号を除く。)に該当する者について適用し、第三号施行日前の行為に係る欠格事由については、なお従前の例による。

2 第三号改正後児童福祉法第十八条の十九第一項(第一号及び第三号に限る。)の規定は、第三号施行日以後の行為により同項第一号又は第三号に該当する者について適用し、第三号施行日前の行為に係る登録の取消しについては、なお従前の例による。

3 第三号改正後児童福祉法第十八条の二十の二の規定は、第三号施行日以後の行為により同条第一項各号に該当する者について適用し、第三号施行日前の行為により同項各号に該当する者については、適用しない。

(児童発達支援に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に第二条の規定(附則第一条第四号に掲げる改正規定を除く。)による改正前の児童福祉法(以下「旧児童福祉法」という。)第六条の二の二第三項に規定する医療型児童発達支援(以下「旧医療型児童発達支援」という。)に係る旧児童福祉法第二十一条の五の三第一項の指定を受けている者は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)に、新児童福祉法第六条の二の二第二項に規定する児童発達支援(以下「新児童発達支援」という。)に係る新児童福祉法第二十一条の五の三第一項の指定を受けたものとみなす。この場合において、当該指定を受けたものとみなされた者に係る児童福祉法第二十一条の五の十六第二項に規定する指定の有効期間(以下この項において「有効期間」という。)は、この法律の施行の際現にその者が受けている旧児童福祉法第二十一条の五の三第一項の指定に係る有効期間の残存期間と同一の期間とする。

2 旧児童福祉法第六条の二の二第三項に規定する指定発達支援医療機関は、施行日に、新児童発達支援に係る新児童福祉法第二十一条の五の三第一項の指定を受けたものとみなす。

3 施行日前に行われた旧児童福祉法第二十一条の五の三第一項に規定する指定発達支援(次項において「指定発達支援」という。)であつて、旧医療型児童発達支援に係るものについての同条第一項の規定による障害児通所給付費の支給については、なお従前の例による。

4 施行日前に行われた旧児童福祉法第二十一条の五の四第一項第一号の規定による指定発達支援又は同項第二号に規定する基準該当通所支援

であつて、旧医療型児童発達支援に係るものについての同項の規定による特例障害児通所給付費の支給については、なお従前の例による。

5 この法律の施行の際現に旧医療型児童発達支援に係る児童福祉法第二十一条の五の五第一項に規定する通所給付決定を受けている障害児の保護者は、施行日に、新児童発達支援に係る同項に規定する通所給付決定を受けたものとみなす。

6 施行日前に行われた旧児童福祉法第二十一条の五の十二第一項の規定による障害児通所支援(旧児童福祉法第六条の二の二第二項に規定する障害児通所支援をいう。)であつて、旧医療型児童発達支援に係るものについての旧児童福祉法第二十一条の五の十二第一項の規定による高額障害児通所給付費の支給については、なお従前の例による。

7 施行日前に行われた旧児童福祉法第二十一条の五の二十九第一項に規定する肢体不自由児通所医療に係る同項の規定による肢体不自由児通所医療費の支給については、なお従前の例による。

8 この法律の施行前に児童福祉法第三十四条の三第一項に規定する障害児通所支援事業等(旧医療型児童発達支援に係るものに限る。)についての同条第二項の規定による届出を行つてこの法律の施行の際現に当該障害児通所支援事業等を行つてゐる者は、施行日に、同条第一項に規定する障害児通所支援事業等(新児童発達支援に係るものに限る。)についての同条第二項の規定による届出を行つて当該障害児通所支援事業等を行つてゐるものとみなす。

(児童自立生活援助に関する経過措置)

第五条 施行日の前日において、旧児童福祉法第六条の第三項第二号に規定する満二十歳以上義務教育終了児童等であつて同項に規定する児童自立生活援助の実施を受けているもののうち、満二十二歳未満である者については、満二十二歳に達する日の属する年度の末日までの間は、新児童福祉法第六条の第三項第二号に掲げる者に該当するものとみなす。

2 新児童福祉法第五十条第七号の三、第五十三条及び第五十六条第二項の規定は、施行日以後に行われる新児童福祉法第六条の第三項に規定する児童自立生活援助の実施に要する費用について適用し、施行日前に行われた旧児童福祉法第六条の第三項に規定する児童自立生活援助の実施に要する費用についての都道府県の支弁及び国庫の負担並びに当該費用についての本人又はその扶養義務者からの費用の徴収については、なお従前の例による。

(一時保護施設の基準に関する経過措置)

第六条 新児童福祉法第十二条の四第一項に規定する一時保護施設に係る同条第二項に規定する基準については、施行日から起算して一年を超えない期間内において同項に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、同条第三項に規定する内閣府令で定める基準をもって、当該都道府県の条例で定められた基準とみなす。

(障害児入所給付費等の支給の申請に関する経過措置)

第七条 新児童福祉法第二十四条の二十四第二項の規定による障害児入所給付費等(児童福祉法第五十条第六号の三に規定する障害児入所給付

費等をいう。)の支給の申請は、この法律の施行前においても行うことができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による申請があつたときは、この法律の施行前においても、児童相談所長の意見を聴くことができる。

(障害児入所施設に在所させる措置等に関する経過措置)

第八条 都道府県知事は、新児童福祉法第三十一条の第二項又は第二項の場合においては、この法律の施行前においても、児童相談所長の意見を聴くことができる。

(意見聴取等措置に関する経過措置)

第九条 新児童福祉法第三十三条の三の三ただし書の規定は、施行日以後に行われる同条各号に規定する措置について、適用する。

(親子再統合支援事業等に関する経過措置)

第十条 この法律の施行の際現に新児童福祉法第六条の第三十五項に規定する親子再統合支援事業、同条第十六項に規定する社会的養護自立支援拠点事業、同条第十七項に規定する意見表明等支援事業又は同条第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業に相当する事業を行っている国及び都道府県以外の者についての新児童福祉法第三十四条の七の二第二項又は第三十四条の七の五第二項の規定の適用については、これらの規定中「あらかじめ」とあるのは、「令和六年六月三十日まで」とする。

2 この法律の施行の際現に新児童福祉法第六条の三第十九項に規定する子育て世帯訪問支援事業又は同条第二十一項に規定する親子関係形成支援事業に相当する事業を行っている市町村、社会福祉法人その他の者についての社会福祉法第六十九条第一項の規定の適用については、同

項中「事業開始の日から一月以内」とあるのは、「令和六年六月三十日まで」とする。

3 この法律の施行の際現に新児童福祉法第六条の第三十項に規定する児童育成支援拠点事業に相当する事業を行っている国、都道府県及び市町村以外の者についての新児童福祉法第三十四条の十七の二第二項の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは、「令和六年六月三十日まで」とする。

(児童発達支援センターに関する経過措置)

第十一条 この法律の施行前に児童福祉法第三十五条第三項の届出を行い、又は同条第四項の認可を得てこの法律の施行の際現に旧児童福祉法第四十三条第一号に規定する福祉型児童発達支援センター又は同条第二号に規定する医療型児童発達支援センターを設置している者は、施行日に、それぞれ児童福祉法第三十五条第三項の届出を行い、又は同条第四項の認可を得て新児童福祉法第四十三条に規定する児童発達支援センターを設置しているものとみなす。

(里親支援センターの基準に関する経過措置)

第十二条 新児童福祉法第四十四条の三第一項に規定する里親支援センターに係る新児童福祉法第四十五条第一項に規定する基準については、施行日から起算して一年を超えない期間内において同項に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、同条第二項に規定する内閣府令で定める基準をもって、当該都道府県の条例で定められた基準とみなす。

(都道府県知事又は児童相談所長の指導に要する費用に関する経過措置)

第十三条 新児童福祉法第五十条第六号の四及び第五十三条の規定は、児童福祉法第二十六条第

一項第二号又は第二十七条第一項第二号の規定による委託に係る指導であつて施行日以後に行われるものに要する費用について適用し、施行日前に行われた当該指導に要する費用についての都道府県の支弁及び国庫の負担については、なお従前の例による。

(一時保護の手続に関する経過措置)

第十四条 第三条の規定による改正後の児童福祉法第三十三条第三項から第十一項までの規定は、附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日以後に開始される一時保護について適用し、同日前に開始された一時保護については、なお従前の例による。

(国家戦略特別区域限定保育士の欠格事由に関する経過措置)

第十五条 第八条の規定による改正後の国家戦略特別区域法第十二条の五第四項(第一号を除く。)の規定は、第三号施行日以後の行為により同項各号(第一号を除く。)に該当する者について適用し、第三号施行日前の行為に係る欠格事由については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十七条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(身体障害者福祉法等の一部改正)

第十八条 次に掲げる法律の規定中「第二十四条の二十四第一項の下に」若しくは「第二項」を、「第三十一条第五項の下に」又は「第三十一条の

「第三項」を加える。 一 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第九条第三項 二 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第九条第三項 三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第十九条第四項 (住民基本台帳法の一部改正) 第十九条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。 別表第二の五の五の項中「同条第六項において準用する場合を含む。」を削り、同表の五の十一の項中「よる」の下に「同法第九条の第二十一項の相談、同条第二項の支援、」を加え、「第二十二條第二項の母子健康包括支援センター」を「第二十二條第一項のこども家庭センター」に改める。 別表第三の七の二の項中「同条第六項において準用する場合を含む。」を削る。 別表第四の四の五の項中「同条第六項において準用する場合を含む。」を削り、同表の四の十一の項中「よる」の下に「同法第九条の第二十一項の相談、同条第二項の支援、」を加え、「第二十二條第二項の母子健康包括支援センター」を「第二十二條第一項のこども家庭センター」に改める。 別表第五第八号の二中「(同条第六項において準用する場合を含む。)」を削る。 (児童手当法の一部改正) 第二十条 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。 第三条第三項第二号中「第六条の二の二第三	項」を「第七条第二項」に改める。 (就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び子ども・子育て支援法の一部改正) 第二十一条 次に掲げる法律の規定中「第六条の三第七項」を「第六条の三第七項第一号」に改める。 一 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第九項 二 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第七条第三項 (家事事件手続法の一部改正) 第二十二條 家事事件手続法の一部を次のように改正する。 別表第一の百二十八の二の項中「第三十三條第五項」を「第三十三條第十四項」に改め、同表の百二十八の三の項中「第三十三條の六の二第二項」を「第三十三條の六の四第一項」に改める。 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正) 第二十三條 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。 別表第一の四十九の項及び別表第二の六十九の二の項第二欄中「よる」の下に「相談、支援、」を加え、「母子健康包括支援センター」を「こども家庭センター」に改める。	推進するため、要保護児童等への包括的かつ計画的な支援の実施の市町村業務への追加、市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行うことも家庭センターの設置の努力義務化、一時保護開始時の要件及び手続の整備、入所措置や一時保護の決定時における児童の意見聴取等の手続の整備、児童自立生活援助の対象者の年齢制限の緩和、児童に対するわいせつ行為を行った保育士の再登録手続の厳格化等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。 児童福祉法等の一部を改正する法律案(内閣提出に関する報告書) 一 議案の目的及び要旨 本案は、児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。 1 市町村は、全ての妊産婦、子育て世帯及び子どもの包括的な相談支援を行うことも家庭センターの設置とともに、身近な子育て支援の場における相談機関の整備に努めること。また、訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業を創設し、これらを含む家庭支援の事業について市町村が必要に応じ利用助奨及び措置を実施すること。さらに、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう、児童発達支援の医療型と福祉型を一元化すること。 2 一時保護施設の設定及び運営基準を策定してその環境改善を図ること。また、民間との	協働による親子再統合の事業、困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事の提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業を創設するとともに、里親支援センターを児童福祉施設に位置付けること。 3 児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化するとともに、社会的養育経験者等を通所や訪問等により支援する拠点を設置する事業を創設するほか、障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体を都道府県等とした上で、移行が困難である場合は満二十三歳に達するまでの入所継続を可能とすること。 4 児童相談所長等は、入所措置や一時保護等の際に、児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見又は意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置をとらなければならないこととすること。また、都道府県は、児童の権利擁護に向けた必要環境整備を行うこと。 5 児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から七日以内に裁判官に一時保護状況を請求する等の仕組みを創設すること。 6 児童福祉の実務者の専門性の向上を図るため、児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について十分な知識及び技術を有する者を新たに児童福祉司の任用要件に追加すること。 7 児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理を厳格化するとともに、認可外保育施設に対する事業停止命令等の情報の公表と共有を可能とすること。
--	--	---	---

8 この法律は、一部を除き、令和六年四月一日から施行すること。

二 議案の修正議決理由

児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するため、所要の措置を講ずることは、時宜に適するものと認めるが、家庭的保育事業等及び児童福祉施設並びに一時保護施設の運営について、国が定める基準に従い、条例で基準を定めるべき事項として「児童の安全の確保」を追加する修正を行う必要があると認め、本案は別紙のとおり修正議決すべきものと議決した。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

令和四年五月十三日

厚生労働委員長 橋本 岳

衆議院議長 細田 博之殿

〔別紙〕

(小字及び―は修正)

(児童福祉法の一部改正)

第一条 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第三十四条の十六第二項第二号中「処遇」の下に「及び安全を加え、」及び秘密を「並びに秘密」に改め、

第四十五条第二項第三号中「処遇の下に「及び安全」を加え、」及び秘密を「並びに秘密」に改め、「妊産婦の安全の確保」を削る。

第二条 児童福祉法の一部を次のように改正する。

第十二条の四中「施設」の下に「以下「一時保護施設」という。」を加え、同条に次の二項を加える。

都道府県は、一時保護施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必

要な生活水準を確保するものでなければならない。

都道府県が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参酌するものとする。

一 一時保護施設に配置する従業者及びその員数

二 一時保護施設に係る居室の床面積その他一時保護施設の設備に関する事項であつて、児童の適切な処遇の確保に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの

三 一時保護施設の運営に関する事項であつて、児童の適切な処遇の確保及び秘密の保持に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの

〇及び安全

〔別紙〕

児童福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の再編や支援計画の作成については、地方自治体における負担増によつて、それぞれの機能が停滞することのないよう、必要な人材確保のための支援を行うとともに、円滑な施行に向け、地方自治体と適切に連携すること。

二 保育士の人材確保が困難な状況にある中、新たに身近な子育て支援の場として保育所等を活用し、地域子育て相談機関とするに当たっては、保育士等の一層の処遇改善と職員配置基準の改善を併せて検討すること。

三 子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点

事業及び親子関係形成支援事業の各事業の実施に当たっては、各市町村による担い手の確保が重要であることから、必要な人材確保のための支援を行うとともに、業務に見合った処遇について検討を行い、必要な措置を講ずること。

四 一時保護所の設備・運営基準の策定に当たっては、職員の立場ではなく子どもの視点に立つて子どもの最善の利益を考慮するため、子どもから意見を聴取し、可能な限りその意見を反映すること。

五 里親支援センターの設備・運営基準の策定に当たっては、里親等の当事者から意見を聴取し、可能な限りその意見を反映して実効性のあつるものとする。

六 自立的な支援にアクセスできない妊婦との接点を持つための具体的方策を検討するほか、妊産婦等生活援助事業の実施に当たっては、支援が必要な妊産婦に対し適切な支援を提供できるよう、新たな人材を確保するため職員の処遇改善を含む方策を検討し必要な措置を講ずるとともに、充実した研修を実施し、資質の向上を図ること。また、人材不足を理由とした人員配置の弾力運用を安易に行うことのないようにすること。

七 意見表明等支援事業に関し、子どもの意見・意向表明や権利擁護に向けた環境整備について、都道府県によつて差が生じることで子どもに不利益となることがないよう、一定の要件を提示すること。また、子どもへの意見聴取等が適切に実施されているかについて評価及び検証を行うこと。

八 意見表明等支援事業が都道府県等の努力義務であるため、子どもの意見等が適切に反映され

ないおそれがあることから、導入した自治体と導入しなかつた自治体を科学的に比較して効果測定を行い、適宜その仕組みを改良していくこと。また、次期児童福祉法改正時に都道府県等の体制が整備されるよう、義務化を含め必要な見直しを検討すること。

九 意見表明等支援事業が児童相談所等による意見聴取等の補佐的な事業として位置付けられていることについて、当該事業が権利主体である子どもの自由な意見・意向の表明を支援する独自の機能を持つべきものであることに鑑み、必要に応じて見直しを検討すること。

十 意見表明等支援員が児童相談所、都道府県その他の関係機関から独立した立場で子どもの自由な意見・意向の表明を支援することが可能となるよう、独立性及び守秘義務等の必要な措置を講ずること。

十一 意見表明等支援員には専門的な知識や技術が求められることから、科学的な評価がなされているプログラムにより育成することとし、十分な資質を持つ者を活用すること。

十二 意見表明等支援事業において、子どもの視点に基づいたKPI(重要業績評価指標)で表すこと。

十三 子どもへの最善の利益のため、一時保護時の子どもへの意見聴取等を適切に行い、子どもの意見・意向を考慮した対応の徹底を図ること。

十四 一時保護時の司法審査の運用や実務の詳細を施行までに定める作業チームには、一時保護が子どもの権利や親権の行使等に対する制限であることを踏まえて、現に一時保護を経験した子ども又は親権者等及びその意見を正確に反映できる実務者も構成員に加えること。

十五 一時保護時の司法審査に対応するための児童相談所の人材確保と処遇改善を検討すること。

十六 国連児童の権利委員会の日本政府に対する総括所見が、親子分離は子及びその親の意見を聴取した後に行われるよう要請していることを踏まえて、裁判所が一時保護状を発するに当たっては、子ども及び親権者等の意見が裁判官に正確に伝わるよう適切な方策を講ずること。

十七 裁判所が一時保護状を発した場合、行政不服審査や行政訴訟の提起が可能であること等を理由に子ども又は親権者等の不服申立て手続を設けなかったことに鑑み、児童の権利に関する条約第九条第二項の趣旨を踏まえ、行政不服審査や行政訴訟の活用実態を把握し、次期児童福祉法改正時に必要な見直しを検討すること。

十八 新たな子ども家庭福祉分野の資格取得者の質の担保を図るほか、資格取得者の児童相談所、市町村、児童福祉施設等における配置が進み、地方自治体において実効性が上がるような方策を財政措置を含めて検討し、必要な措置を講ずること。

十九 子どもをわいせつ行為から守る環境整備について、保育所等では保育士資格を持たない者が保育補助として勤務している実態があることから、保育士に限らず、子どもに接する業務に携わる者全体を対象に対策を講ずることについて検討すること。また、万が一冤罪等であった場合には、身分回復を行う等の必要な対応を講ずること。

二十 アダルトビデオ出演被害の問題は重大な人権侵害であり、かつ、成年年齢引下げにより未成年者取消権行使ができないために高校生のア

ダルトビデオ出演が増えるような事態は、高校生や子どもへの性犯罪・性暴力を助長するなど児童福祉法の理念である「児童の健全育成」に反するものであることを踏まえ、アダルトビデオ出演被害の問題の解決に向けた取組を一層強化すること。

石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律案
右の議案を提出する。

提出者 環境委員長 関 芳弘

石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律

石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律第四号)の一部を次のように改正する。
第二条第二項中「十年を」を「二十年を」に、「十年経過日」を「二十年経過日」に改める。
第二十二條第二項中「十六年」を「二十六年」に、「十五年」を「二十五年」に改める。

第五十九條第五項中「十六年」を「二十六年」に改める。

第六十條第一項第三号中「十年経過日」の下に「(施行日から十年を経過する日をいう。以下同じ。)」を加え、「次の」を「死亡労働者等が十年経過日から石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律(令和四年法律第 号。以下「令和四年改正法」という。)」の施行の日の前日の五年前の日までに死亡した者である場合にあつてはその死亡の時から令和四年改正法の施行の日までの間において、死亡労働者等が令和四年改正

法の施行の日の五年前の日から二十年経過日の前日まで死亡した者である場合にあつてはその死亡の時から五年を経過した日までの間において、次の」に改める。

第六十二條第一号中「特別遺族年金」を「死亡労働者等が十年経過日から令和四年改正法の施行の日の前日の五年前の日までに死亡した者である場合にあつては令和四年改正法の施行の日において、死亡労働者等が令和四年改正法の施行の日の五年前の日から二十年経過日の前日まで死亡した者である場合にあつてはその死亡の時から五年を経過した日において、特別遺族年金」に改める。

附 則

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成二十八年三月二十七日からこの法律の施行の日の前日の五年前の日までに死亡したこの法律による改正後の石綿による健康被害の救済に関する法律(以下「新法」という。第二条第二項に規定する死亡労働者等に係る新法第五十九條第一項の特別遺族給付金の支給の請求に関する新法第六十四條第二項の規定の適用については、同項中「支給の請求をした日の属する月」とあるのは、「死亡労働者等の死亡の時から五年を経過した日の属する月」とする。(見直し)

第三条 政府は、この法律の施行後五年以内に、

新法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

理 由

石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対する救済の充実を図るため、特別遺族弔慰金等及び特別遺族給付金の請求期限の延長並びに特別遺族給付金の対象者に係る死亡時期の延長を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、平年度約六千二百四十万円の見込みである。

国立国会図書館法等の一部を改正する法律案
右の議案を提出する。
令和四年五月十七日
提出者 議院運営委員長 山口 俊一

国立国会図書館法等の一部を改正する法律案

(国立国会図書館法の一部改正)

第一条 国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)の一部を次のように改正する。
別表第二地方公共団体金融機構の項の次に次のように加える。

地方公共団体情報システム機構	地方公共団体情報システム機構法(平成二十五年法律第二十九号)
地方税共同機構	地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)

令和四年五月十七日、衆議院會議録第二十七号

国立国会図書館法等の一部を改正する法律案

(国立国会図書館法の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 国立国会図書館法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

附則第二条を次のように改める。

第二条 削除

附則第三条中「新法」を「この法律による改正後の国立国会図書館法」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び次項の規定は、令和五年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 国立国会図書館法第二十五条の四第一項に規定するオンライン資料(以下単に「オンライン資料」という。)のうち有償で公衆に利用可能とされ、又は送信されるもの及び技術的制限手段(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法によりオンライン資料の閲覧又は記録を制限する手段であつて、オンライン資料の閲覧若しくは記録のために用いられる機器(以下「閲覧等機器」という。)が特定の反応をする信号をオンライン資料とともに記録媒体に記録し、若しくは送信する方式又は閲覧等機器が特定の変換を必要とするようオンライン資料を変換して記録媒体に記録し、若しくは送信する方式によるものをいう。)が付されているものであつて、第二条の規定の施行前に公衆に利用可能とされ、又は送信されたものについては、なお従前の例による。

理 由

地方公共団体情報システム機構法による地方公共団体情報システム機構の設立及び「地方税法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第三号)」による改正後の地方税法による地方税共同機構の設立に伴い、出版物の納入義務に関する規定を整備するとともに、私人の提供するオンライン資料のうち有償で公衆に利用可能とされ、又は送信されるもの及び技術的制限手段が付されているものについても国立国会図書館による収集の対象とするため、これらのオンライン資料の国立国会図書館への提供義務を免除する規定を削除する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

発行所
〒一〇五―八四四五
東京都港区虎ノ門二丁目
二番五号
独立行政法人国立印刷局

電 話
03
(3587)
4294

定 価
(本体) 本号一部
二四二円
二二〇円